

第五次南風原町総合計画 後期基本計画策定  
第2回 南風原町まちづくり住民会議

日時：令和3年10月12日（火）19時～

会場：南風原町役場 3階庁議室

次 第

1. 開会  
※委員出席と配布資料の確認
2. 第1回まちづくり住民会議の議事要旨の報告について
3. まちづくり住民会議の部会編成と部会長及び副部会長の選出について  
※部会長及び副部会長のあいさつ
4. 第2回まちづくり住民会議の進め方について
5. 部会別「施策のめざす姿」の検討・提案
6. 部会別「施策のめざす姿」検討結果の発表
7. その他  
※連絡事項及び次回日程等について
8. 閉会

【配布資料】

- 資料－1 第2回まちづくり住民会議 次第
- 資料－2 第1回まちづくり住民会議の議事要旨と対応
- 資料－3 まちづくり住民会議 部会別名簿
- 資料－4 第2回まちづくり住民会議の進め方
- 資料－5 第五次南風原町総合計画 後期基本計画（たたき台）
- 資料－6 後期基本計画策定に向けた施策体系と現状と課題の概要一覧
- 資料－7 後期基本計画策定に係るアンケート調査報告書 概要版
- 資料－8 「施策のめざす姿」の検討・提案シート
- 資料－9 総合計画 各年度目標値進捗状況一覧

## 第1回 南風原町まちづくり住民会議の議事要旨と対応

### ■ 第1回南風原町まちづくり住民会議開催の趣旨

本住民会議は、第五次南風原町総合計画後期基本計画を策定するにあたり、総合計画に関する事項について町民の意思を反映することを目的とした会議です。

第1回では、委嘱状の交付、会長及び副会長の選出、スケジュールや総合計画の概要について説明を行い、住民会議の進め方について審議しました。その結果を以下に示します。

### ■ 開催概要

- ◆日時：令和3年9月22日（水）19時～
- ◆場所：南風原町役場 3階庁議室
- ◆会議次第：1. 開会
  - 2. 委嘱状の交付
  - 3. 町長あいさつ
  - 4. 委員の自己紹介
  - 5. 会長及び副会長の選出
  - 6. まちづくり住民会議の役割とスケジュールについて
    - (1) 総合計画の位置づけと計画構成について
    - (2) まちづくり住民会議の役割とスケジュールについて
  - 7. 第五次南風原町総合計画の説明
  - 8. 閉会

### ■ 議事要旨

#### 1. 開会

##### ○配布資料の確認

- 資料-1 第1回まちづくり住民会議 次第
- 資料-2 南風原町まちづくり住民会議設置要綱
- 資料-3 南風原町まちづくり住民会議委員名簿
- 資料-4 総合計画と策定体制等
- 資料-5 まちづくり住民会議の役割とスケジュール
- 資料-6 第五次南風原町総合計画について
- 資料-7 第五次南風原町総合計画（冊子）

#### 2. 委嘱状の交付

町長より、各委員へ委嘱状が交付された。

#### 3. 町長あいさつ

日頃から南風原町の行政運営にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症対策にもご理解ご協力を賜りまして誠に感謝申し上げます。

本町は、第5次南風原町総合計画において「ともにつくる<sup>こがねはえ</sup>黄金南風の<sup>さと</sup>平和郷」を将来像に6つのまちづくり目標を掲げ、全庁挙げて取り組んでいるところです。

その結果、人口減少が全国的に懸念されるなか、本町の人口は令和2年4月に4万人に達し、全国の町村部門で人口の自然増が1位になるなど、魅力あるまちづくりが推進されているものと認識しています。

しかしながら、同時に、人口増に伴う様々な課題も発生しています。

この度の後期基本計画の策定においても、前期基本計画と同様、町民参画による計画づくりが必要だと考えております。

前期基本計画の取組の検証や、今後5年間で町が取り組むべき施策について委員の皆様のアイデアやご提案をお願いする次第でございます。

つきましては、各分野でご活躍の委員の皆さんのご意見を今後のまちづくりに活かしてまいりたいと思いますので、皆様の貴重なご意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 4. 委員の自己紹介

各委員より、自己紹介が行われた。

#### 5. 会長及び副会長の選出

会長に藤原委員、副会長に平良委員が選出された。

#### 6. まちづくり住民会議の役割とスケジュールについて

##### (1) 総合計画の位置づけと計画構成について

###### 【事務局説明】

事務局より、資料－4を用いて概要を説明した。

##### (2) まちづくり住民会議の役割とスケジュールについて

###### 【事務局説明】

事務局より、資料－5を用いて概要を説明した。

#### 7. 第五次南風原町総合計画の説明

###### 【事務局説明】

事務局より、資料－6、資料－7を用いて概要を説明した。

###### 【委員意見】

前期基本計画については理解しました。今回の計画では目標などどのようにするのか。

###### 【結果及び対応等】

資料－7のP8～9にある総合計画の体系は、基本構想にあたる部分で10年計画となっており、原則、後期基本計画においても変動しない。各施策については、進捗状況等を踏まえ、今後5年間さらに何が必要かという意見をお伺いしたいと思っている。

###### 【委員意見】

基本計画の数値目標がどの程度達成できているのか教えていただきたい。

###### 【結果及び対応等】

今回は資料が提出できていないが、次回会議では提示したい。

【委員意見】

資料は事前配布していただけるとありがたい。

【結果及び対応等】

次回以降、資料を事前配布して対応する。

【委員意見】

SDGs の考え方については、総合計画でも取り入れていくということでよろしいか。

【結果及び対応等】

後期基本計画では、施策と SDGs を紐づけして、SDGs の目標アイコンを表示する予定である。

【委員意見】

第 2 回からは、2 つのグループに分かれて進めていくことでよろしいか。

【結果及び対応等】

前回は、4 つのグループに分けていたが、人数の関係上、今回は 2 つの部会に分けて議論を進めていく方針である。部会の分け方については、1 つ目のグループが自治・協働（目標 1）、教育・文化（目標 2）、健康・福祉（目標 3）、行財政（目標 7）について担当する。2 つ目のグループは、産業・雇用（目標 4）、都市基盤・安全・安心（目標 5）、環境（目標 6）について担当する予定である。

8. 閉会

次回の住民会議は、10 月上旬を予定しており、予定を調整し委員の方々にご連絡する。

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、書面会議か対面会議かは判断したい。

以上

## 南風原町まちづくり住民会議【部会別名簿】

部会名	部会長・ 副部会長	公募委員	
○自治・行財政・教育 文化・健康福祉部会 (まちづくり目標 1・2・ 3・7 (行財政))		ふじわら まさかつ 藤原 政勝	町内在住 (住民会議会長)
		みやぎ たかこ 宮城 堅子	町内在住
		たいら ともこ 平良 智子	町内在住 (住民会議副会長)
		ぐしけん あんり 具志堅 杏里	町内在住
		のほら ゆみこ 野原 由美子	町内在住
		おおしろ さえこ 大城 早恵子	町内在住
		みやぎ たけこ 宮城 竹子	町内在住
○産業雇用・都市基 盤・環境部会 (まちづくり目標 4・ 5・6)		あかみね つとむ 赤嶺 勤	町内在住
		おおしろ のぶあき 大城 信明	町内在住
		おおしろ きよこ 大城 清子	町内在住
		とうま りえ 当真 利江	町内在住
		あさと ようこ 安里 洋子	町内在住
		おおしろ しょうた 大城 翔太	町内在住
		おやどまり もとたか 親泊 元隆	町内在勤
		たまき じゅんじ 玉木 順次	町内在住

## 第2回まちづくり住民会議の進め方

### 1.まちづくり住民会議の全体スケジュールと内容

回数	開催時期	検討テーマと内容
第1回	令和3年9月22日 (水) 19:00~	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員の委嘱</li> <li>○役員の選出</li> <li>○総合計画の位置づけ計画構成について</li> <li>○まちづくり住民会議の役割とスケジュールについて</li> </ul>
第2回	令和3年10月12日 (火) 19:00~	<ul style="list-style-type: none"> <li>○部会編成と部会長及び副部会長の選出</li> <li>○施策ごとの「施策のめざす姿」の検討と提案について（その1） <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会ごとに担当目標ごと施策分野において、「施策のめざす姿」の検討と提案</li> </ul> </li> </ul>
第3回	令和3年10月中旬 ( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施策ごとの「施策のめざす姿」の検討と提案について（その2） <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会ごとに担当目標ごと施策分野において、「施策のめざす姿」の検討と提案</li> </ul> </li> </ul>
第4回	令和3年10月下旬 ( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本計画素案の検討・提案について（その1） <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当分野別の施策体系の検討と施策項目の提案</li> <li>・担当分野別の「施策のめざす姿」の実現に向けた施策内容や事業等の検討と提案</li> </ul> </li> </ul>
第5回	令和3年11月上旬 ( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本計画素案の検討・提案について（その2） <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当分野別の施策体系の検討と施策項目の提案</li> <li>・担当分野別の「施策のめざす姿」の実現に向けた施策内容や事業等の検討と提案</li> </ul> </li> <li>○重点施策及び重点事業の選定について <ul style="list-style-type: none"> <li>・衆目評価法（得票法）により重点施策と重点事業を選定</li> </ul> </li> <li>○計画素案の取りまとめと提案について <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議結果を踏まえ、計画素案の取りまとめを行い提案を行う</li> </ul> </li> </ul>

注)回数と内容は予定であり、検討経過により、変更する場合があります。

## 2.第 2 回まちづくり住民会議の流れ

時間	次第・内容	資料	主な担当者
18:50～19:00 (10分)	・出欠の確認 ・部会別席次案内	委員名簿	企画財政課
19:00～19:02 (2分)	1.開会 ・配布資料の確認	資料 1 会議次第	進行:玉那覇
19:02～19:05 (3分)	2.第 1 回会議の議事要旨と対応の報告	資料 2 議事要旨	説明:安達
19:05～19:10 (5分)	3.部会編成と部会長及び副部会長の選出 ・部会ごとに選出、部会長及び副部会長あいさつ	資料 3 部会別名簿	進行:玉那覇
19:10～19:20 (10分)	4.第 2 回住民会議の進め方について 説明 ・本日の流れ ・会議の検討内容について	資料 4～資料 9	全体進行:会長 説明:安達
19:20～20:00 (40分)	5.部会別「施策のめざす姿」の検討(検討会議) ①自治等部会:まちづくり目標 1・2 の施策対象 ②産業等部会:まちづくり目標 4・5 の施策対象	資料 4～資料 9	全体進行:会長 検討進行:安達 部会進行:部会長
20:00～20:10 (10分)	6.部会別「施策のめざす姿」の検討結果の発表 ・部会別に発表 各部会 5分程度 ・施策ごと代表的なもの 1つ程度紹介	資料 1 会議次第 資料 4 WS の進め方	全体進行:会長 検討進行:安達 部会発表者
20:10～20:13 (3分)	7.その他・閉会 ・事務局連絡、次回日程等 ・散会		進行:玉那覇

### 3.第2回会議の検討内容の要旨

テーマ：目標別の「施策のめざす姿」を考え・提案する

〈趣旨〉

- 後期基本計画の5年後又は10年後の到達目標である「めざす姿」（あるべき姿、理想の姿）を設定します。
- めざす姿の実現に向けて取り組む施策が定まる。すなわち、施策の検討の前提となります。
- また、現状と問題点を明らかにし、取り組み課題が設定されます。
- 上記の関連性については、別添資料8の「めざす姿」の考え方を参照ください。

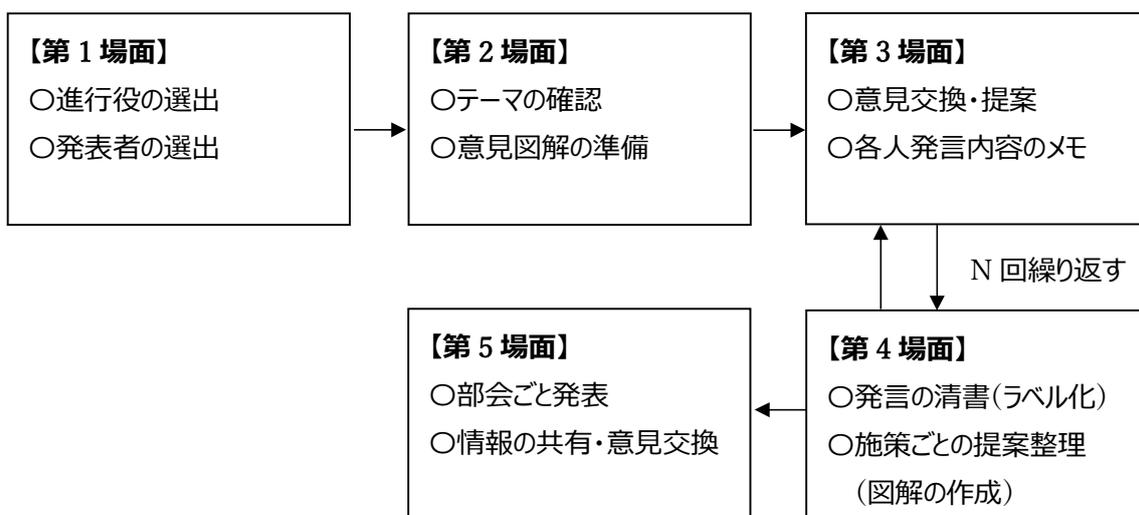
〈内容〉

- 前期基本計画の達成状況や町民等のアンケート調査、本町を取り巻く社会情勢などから状況を把握し、今後の「めざす姿」を考え、提案します。
- 検討に関する資料として、別添の資料5～資料9を活用してください。



- 第4回・5回住民会議における解決策としての施策検討の柱として活用します。
- 今後の検討組織であるワーキング、策定委員会、審議会等の検討会議の基礎資料となります。

### 4.場面展開



具体的な会議の進め方やルール等については、次の「基本的なグループ会議の進め方」を参照ください。

## 基本的なグループ会議の進め方

### 1. 会議の方法

○グループ会議の基本であるワークショップ方式の方法を示します。

ワークショップとは、一方的な説明などを聞く受け身ではなく、主体的に参加したメンバーが自由に意見を述べたり、協働体験などを通じて、共に学びあったり提案などをまとめる手法のことをいいます。

ワークショップを進める上でのルール

- ①意見、提案は質より量を求める。
- ②相手の意見を批判しない。
- ③立場や肩書に関係なく参加し、自由に意見を述べる。
- ④述べなかった意見でも付箋に書いて出す。
- ⑤ワイワイガヤガヤの自由な雰囲気を進める。

○会議や意見の取りまとめの方法は、KJ法（川喜田二郎氏が考案した問題解決に向けた発想法、イニシャルから名づけ）を活用します。

KJ法とは・・・

- 「KJ法」は、収集した膨大なデータを最も効率よくまとめるために、文化人類学者川喜田二郎氏が考案した発想法です。川喜田二郎氏のイニシャルから名付けられました。
- アイデアや調査結果などをラベルに記録し、関連するラベル同士をグループ化することを繰り返して、グループ化されたラベル群の間にみられる関係性を意味づけることによって、最終的なアイデアや問題解決策をまとめていく方法です。

- 会議全体の進行は、ファシリテーターが行います。（全体運営、アドバイス、時間管理等）
- グループごとの進行はグループリーダーが行います。
- 意見が出にくい、内容理解に対する質問、図解作成の効率化を図るために、各グループにアドバイザーを配置します。





**ステップ 3**

図解の作成 ※表形式で整理する場合があります。

①参加者が交替で自分が書いた意見（ラベル／付箋）を1枚ずつ読み上げ、模造紙に張る。他の人は、読み上げたラベルと同じ意見があった場合は、読み上げて提出し、グルーピングを行う。

②全てのラベルを読み上げとグルーピングが完了したら、島取りをし、島ごとに表題をつける。

③島と島との関係線や文字を書き込み、全体像が分かるようにする。

関係記号の種類（見本）

	記号	意味		記号	意味
①	———	関係あり	⑥		反対、対立、矛盾
②	————→	因果関係、手順	⑦		支える
③	————→ ←————	相互関係	⑧		波及する
④	↔	相互補強関係	⑨		浸透する 混沌としている
⑤		循環する			



**ステップ 4**

結果の発表、情報の共有

①班ごとに発表者を決める。（最初の段階で決めておくと発表しやすい。）

②発表内容を決める。

③図解を見えるところに張り、結果を発表する。（各班5分程度）

④質問を受ける。

**第五次南風原町総合計画後期基本計画  
(たたき台)**

**令和3年10月1日**

**南風原町**



# 第五次南風原町総合計画後期基本計画 目次

## I 基本構想編

序. 総合計画について	2
1 節 第五次総合計画の策定について	2
2 節 総合計画の役割	5
3 節 総合計画の構成と期間	6
4 節 南風原町の概況と課題	7
1. 南風原町の将来像	9
1 節 基本理念	9
2 節 将来像	10
3 節 将来人口	11
2. まちづくり目標と達成するための柱	16
まちづくり目標 1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち	16
まちづくり目標 2 きらきらと輝く人が育つまち	18
まちづくり目標 3 ちむぐるでともにつくる福祉と健康のまち	20
まちづくり目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち	23
まちづくり目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち	25
まちづくり目標 6 環境と共生する美しく住みよいまち	27
3. 土地利用構想	29
1 節 土地利用の基本方針	29
2 節 将来都市構造の形成	29
3 節 土地利用の方針	31

## II 基本計画編

まちづくり目標 1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち（自治・協働）	36
1 節 情報の共有でひらかれたまち	36
2 節 自ら考え、行動し、みんなで創るまち	38
まちづくり目標 2 きらきらと輝く人が育つまち（教育・文化）	42

1 節	安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育	42
2 節	地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育	44
3 節	個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育	48
まちづくり目標 3	ちむぐるでとものつくる福祉と健康のまち（健康・福祉）	52
1 節	ちむぐるで支えあう安心して暮らせるまち	52
2 節	健康づくりの推進	56
3 節	子ども・子育て支援の充実	59
4 節	障がい者（児）・高齢者支援の充実	63
まちづくり目標 4	工夫と連携で産業が躍動するまち（産業・雇用）	67
1 節	南風原産品を創り伸ばす農業の振興	67
2 節	賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興	71
3 節	地域の連携で創る観光の振興	75
4 節	歴史と伝統を誇る工芸産業の振興	78
まちづくり目標 5	みどりとまちが調和した安全・安心のまち（都市基盤・安全・安心）	81
1 節	安全・安心に暮らせるまちづくり	81
2 節	快適で文化的に暮らせるまちづくり	84
3 節	利便性のよい魅力あるまちづくり	88
まちづくり目標 6	環境と共生する美しく住みよいまち（環境）	91
1 節	環境への取り組み	91
行財政計画（行財政）		94
1 節	効率的で健全な行財政運営	94

# I 基本構想編

---

## 序. 総合計画について

- 1 節 第五次総合計画の策定について
- 2 節 総合計画の役割
- 3 節 総合計画の構成と期間
- 4 節 南風原町の概況と課題

## 1. 南風原町の将来像

- 1 節 基本理念
- 2 節 将来像
- 3 節 将来人口

## 2. まちづくり目標と達成するための柱

- まちづくり目標 1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち
- まちづくり目標 2 きらきらと輝く人が育つまち
- まちづくり目標 3 ちむぐるでもにつくる福祉と健康のまち
- まちづくり目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち
- まちづくり目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち
- まちづくり目標 6 環境と共生する美しく住みよいまち

## 3. 土地利用構想

- 1 節 土地利用の基本方針
- 2 節 土地利用の個別方針
- 3 節 新規土地利用地区

## 序. 総合計画について

### 1 節 第五次総合計画の策定について

総合計画は、南風原町の長期的な将来像を展望し、その実現のため分野別方針を総合的かつ計画的に進める指針となるものです。その策定にあたっては以下の点に配慮する必要があります。

#### (1) 第一次～四次総合計画の変遷

昭和 49 年～昭和 70 年を計画期間とする第一次及び第二次の南風原町総合計画は「豊かな自然環境を生かした生活利便性の高い田園都市」を将来像とし、本土との格差是正及び自立的発展、生活環境向上のための基盤整備や公共施設の整備を推進してきました。

第三次南風原町総合計画（計画期間：平成 8 年～17 年）の将来像は「自然と文化が生きづく田園都市」、第四次南風原町総合計画（計画期間：平成 19 年～28 年）の将来像は「ともにつくる黄金南風の平和郷」と、地域のアイデンティティへの気付きや確立から町民が主役となるまちづくりに取り組んできました。

#### (2) 社会経済情勢の変化

南風原町においても重要となる少子高齢化や長期的な人口増加への対応、東日本大震災や地球温暖化に伴う異常気象（台風の大型化）など災害への対応、価値観やライフスタイルの多様化による地域コミュニティの希薄化など、取組むべき課題も多様化し複雑になってきています。

日本経済は、バブル崩壊やリーマンショックにより低迷し、その後の経済政策等により平成 25 年（2013）ごろから回復基調にありました。ところが令和 2 年（2020）の新型コロナウイルス感染症の世界的流行で未曾有の経済停滞にさらされています。

昨今の新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大は、人命の危機とともに、活動制限による社会経済活動へ多大な影響を及ぼしています。先行きが不透明な中で、新たな生活様式への対応や社会経済活動のあり方が見直されています。

平成 27 年（2015）9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」<sup>※1</sup>は、実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、令和 12 年（2030）を期限とする国際

---

※1 持続可能な開発目標<sup>エスディー・ジーズ</sup>（SDGs）：平成 27 年（2015）9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。我が国では、令和 2 年（2020）12 月にコロナ禍からの「よりよい復興」と新たな時代への社会変革として「SDGs アクションプラン 2021」が示されました。この中では、「感染症対策と次なる危機への備え」、「よりよい復興に向けたビジネスとイノベーションを通じた成長戦略」、「SDGs を原動力とした地方創生、経済と環境の好循環の創出」、「一人一人の可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加速」の 4 つを重点事項として、SDGs の達成に向けて国内実施・国際協力を加速化し、国際社会に日本の取り組みを共有・展開するとしています。

目標です。地方自治体には、SDGs の浸透と取り組みの加速化、体制作りと各種計画への反映などが期待されています。

SDGs の 17 の目標と詳細

<p><b>【貧困】</b></p>  <p>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p><b>【飢餓】</b></p>  <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p><b>【保健】</b></p>  <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p><b>【教育】</b></p>  <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p><b>【ジェンダー】</b></p>  <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	<p><b>【水・衛生】</b></p>  <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p><b>【エネルギー】</b></p>  <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p><b>【経済成長と雇用】</b></p>  <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
<p><b>【インフラ、産業化、イノベーション】</b></p>  <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p><b>【不平等】</b></p>  <p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>	<p><b>【持続可能な都市】</b></p>  <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p><b>【持続可能な消費と生産】</b></p>  <p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p><b>【気候変動】</b></p>  <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p><b>【海洋資源】</b></p>  <p>持続可能な開発のために、海・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p><b>【陸上資源】</b></p>  <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p><b>【平和】</b></p>  <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p><b>【実施手段】</b></p>  <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>			

### **(3) 自治体を取り巻く環境の変化**

平成 12 年 4 月、地方分権一括法の施行により、国から地方自治体への権限移譲が進められ、地方自治体の自己責任を伴う自己決定権が拡大されました。これにより地方自治体の裁量による地域づくりが行える環境が整ってきました。

平成 23 年 8 月には、地方自治法の改正により基本構想の策定の義務付けが撤廃されたことから、地方自治体が自らの意志で総合計画を策定することになりました。その意味で行政や町民の主体性が重要になっています。

都市基盤及び都市施設の老朽化や耐震化など、施設の維持管理及び修繕にかかる予算は今後増加することが予想されています。持続可能な社会を維持し、総合計画の実行性を担保するためにも計画的な財政運営が求められています。

さらに、20 年後の沖縄のあるべき姿を描いた「沖縄 21 世紀ビジョン」など、国や県の計画及び周辺市町の動向に考慮した総合計画とする必要があります。

### **(4) 総合計画策定の意義**

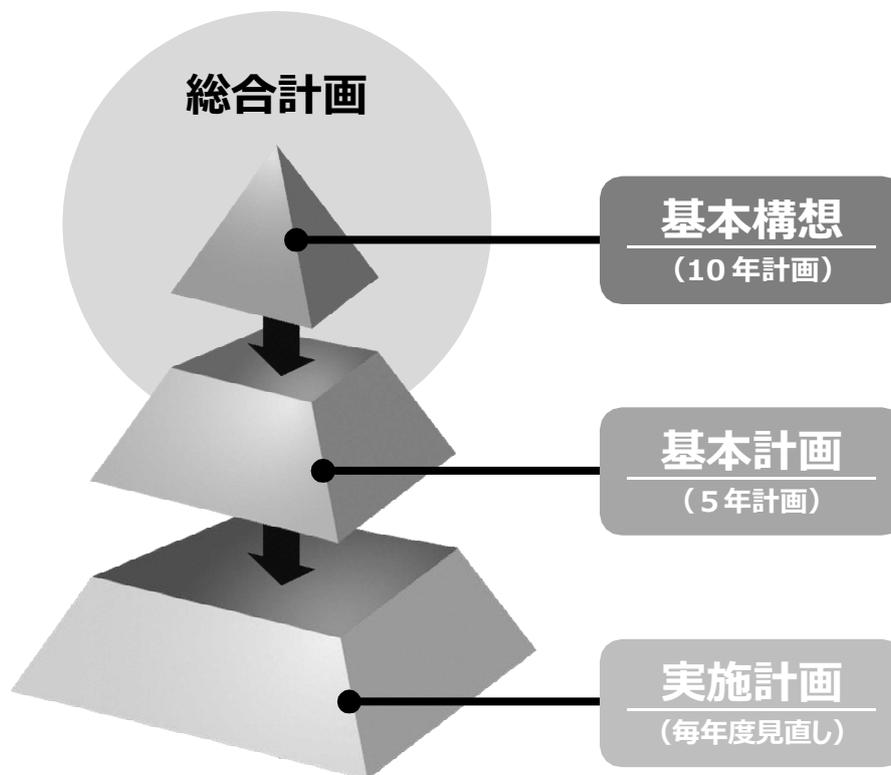
これまでの総合計画の流れを継承するとともに、社会動向や地域課題など環境の変化に対応し、長期的展望を見据えた第五次総合計画を町民との協働により策定します。

平成 26 年 1 月施行された「南風原町まちづくり基本条例」により、町民・議会・行政による協働のまちづくりに向けた基本的な考え方がまとめられました。今後、町民と行政の協働によるまちづくりをさらに推進し、自立した地域社会の形成を目指します。

## 2 節 総合計画の役割

- 町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するための最上位の計画です。
- 南風原町のまちづくりの長期的なあり方を定めるとともに、それを実現するまちづくり計画の指針となるものです。
- まちづくり計画に基づき展開される、各施策や事業の実施及び連携の主体となる町民、事業所、行政の行動指針となるものです。

### 3節 総合計画の構成と期間



<p><b>基本構想</b></p>	<p>「こんな姿のまちづくりをめざす！」など、南風原町の将来像・大きな目標をまとめたものです。</p> <p>期間：平成 29 年～令和 8 年（2017～2026）</p>
<p><b>基本計画</b></p>	<p>自治・協働・教育・文化・健康・福祉・産業・雇用・都市基盤・安全・安心・環境等、分野ごとに何をするのかを具体的にまとめたものです。</p> <p>期間：前期 平成 29 年～令和 3 年（2017～2021） 後期 令和 4 年～令和 8 年（2022～2026）</p>
<p><b>実施計画</b></p>	<p>基本計画にもとづいて、毎年どのような行動・活動をするか、経費が必要な場合はいくらか等をまとめたものです。</p> <p>期間：毎年見直し</p>

## 4 節 南風原町の概況と課題

南風原町を取り巻く環境の変化を受け、町が取り組むべき計画課題について以下に整理します。

### (1) 地域力の強化・再生

南風原町は人口増加傾向にあり、新たな町民の増加、マンション立地による都市化が進んでいます。

一方、ライフスタイルの変化、価値観の多様化等さまざまな要因により、自治会加入率が停滞するなど地域コミュニティに対する意識の希薄化が懸念されています。多様な価値観を持つ町民の行政に対する要求に対し、公平かつ均一的な行政サービスでは地域が抱える様々な課題解決に十分に対処することは困難な状況にあります。

地域課題に対しては、地域が主体となり地域に即した対策を講じる必要があります。そのためにも地域で活動する、様々な団体の活性化と連携・協力が不可欠になります。このため、各種団体への支援を強化し連携体制を構築するなど、地域で問題解決ができるよう地域力の向上が求められています。

### (2) 子ども・子育て支援、人材の育成

全国的に少子高齢化が進む中、南風原町の出生率は高く毎年 500 人ほどの子どもが誕生しています。次世代を担う子どもたちは地域の財産であり、家庭・学校・地域が一体となって、すこやかな成長を見守る必要があります。特に、近年注目されている子どもの貧困をはじめ、子育てや教育に関する様々な問題への対処が求められています。

学校や地域における、学習や交流体験による学力向上や豊かな人間性を備えた人材の育成、さらに生涯学習を通して多くの方が、地域に貢献する人材として活躍できる社会の構築が求められています。

### (3) ともに支えあう福祉まちづくり、健康づくり

人は誰も幸せになりたいと願っていますが、貧困であったり、DV、虐待、引きこもり、病気など、困難を抱えた方は存在します。そのような方が孤立せず、困難な状態から抜け出すことができる地域社会の形成が求められています。

南風原町は、生活習慣病によるメタボリックシンドロームの割合が全国に比べ高く、高度障害に繋がるケースも見られるとともに、若い世代の発症も目立ってきています。町民が元気で幸せに暮らせるよう、健康長寿を取り戻すことが求められています。

昨今の新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大は、人命の危機とともに、活動制限による社会経済活動へ多大な影響を及ぼしています。このような感染症に対応した新しい生活様式への対応や予防に向けた対策が課題となります。

### (4) 産業と雇用の創出

南風原町の自立発展のために産業振興は欠くことのできない存在です。町には古くから伝わる伝統産業や戦略的に誘致し地域に定着した印刷業及び情報産業、広域幹線道路の便を活かした商業の立地、さらに沖縄県立南部医療センターの立地による医療関係施設の集積が進んでいます。

## I 基本構想編

既存産業が地域で存続していける環境の整備や、医療・情報関連産業の展開、さらに南風原町のポテンシャルを活かした新たな産業の振興が課題となります。

また、産業振興と合わせて町民の雇用拡大を図り、町民の安定した生活基盤の確保が求められています。

### (5) 安全・安心・快適なまちづくり

東日本大震災を契機に防災や減災に対する意識の高まりがみられますが、災害時において重要となる共助の体制が十分に整っているとはいえません。防災や防犯については地域による取組みが不可欠であり体制づくりが課題となります。

那覇空港自動車道や国道などの広域幹線道路網が充実しており、沿道やI C周辺での商業施設が立地するなど交通や買物の便が良く、南風原町へ転居してきた方の要因となっています。今後は、町全域への交通アクセスの向上を図り、町民すべての交通環境の向上が求められています。

### (6) 自然豊かなふるさとづくり（環境に優しいまちづくり）

都市化の進展に伴い緑の減少が進む中、町民は都市と自然の調和を望んでいます。人口増に伴う都市的土地利用を適切に受け止めるとともに、農地の持つ多様な機能を活かした都市づくりが求められています。

自然資源を再生・活用し、水と緑のネットワークによる生物多様性の確保や憩いの場の形成を行うなど、町民が愛着の持てるふるさとづくりが課題となります。

美しい自然環境を次世代に引き継ぐために、すべての町民が環境に関する意識を高め、環境保全に向けた取り組みの実践が必要となっています。

# 1. 南風原町の将来像

## 1 節 基本理念

基本理念や将来像は、これまでの総合計画における位置づけや時代背景・社会動向を踏まえつつ、南風原町が目指す 10 年間のまちづくりの方向を定めるものです。

第三次総合計画の基本理念や第四次総合計画の将来像に“黄金南風の平和郷”が掲げられており、南風原町が目指すべき普遍的なテーマであると考えています。また、第四次総合計画では主権者である町民自らがつくる総合計画としての取組みが行われ、将来像の“ともにつくる”はその精神が盛り込まれたものです。平成 26 年 1 月に施行された「南風原町まちづくり基本条例」は、町民・議会・行政による協働のまちづくりの環境整備が行われ、今後、実施に向け様々な取組みを行う段階にきています。

第五次総合計画は、この流れを継承し協働によるまちづくりを推進するものです。このため、まちづくりの基本理念と将来像については、第四次総合計画を踏襲し一層深化させることをめざします。

### 【基本理念】

#### 平和

- 私たちの祖先が**平和**を強く願ってきた心は、今日でも人々に受け継がれています。世界の恒久平和を願うわがまち南風原の心を、国内はもとより世界へ向けて発信し続ける、平和なまちづくりをめざします。

#### 自立

- 世界で活躍する人材を輩出してきた南風原町は、豊かな実りと繁栄をもたらすと云われる**南風**が脈々と流れています。私たちはその気風や精神を受け継ぎ、新たな時代の中で自立した多様な人々が育ち集う、地域力のあるまちづくりをめざします。

#### 共生

- 私たちの祖先は、恵まれた自然環境と調和しながら、暮らす知恵を築いてきました。また、人々は**ともに**支えあい、団結して地域づくりをすすめてきました。まちの様相が移り変わる中で、私たちは改めて、自然との調和、人と人のつながりを大切に共生のまちづくりをめざします。

## 2 節 将来像

# と も に つ く る <sup>こがね</sup> <sup>は</sup> <sup>え</sup> 黄金南風の <sup>さと</sup> 平和郷

### 【語意】

と も に：地域社会への愛着と誇り、そして自ら責任をもって暮らす住民が、「ともに」個々の思いを現し、意見を交わし、夢・目標を実現していく町民の姿を現したものです。

黄金南風：「南風」には、祖先が農耕に際し広く祈り歌った稲穂祭りの歌の一節に「若夏たてば(初夏になれば)、おろい南風の吹きよい(うるおいの南風が吹いて)」、しぢよい、南風の吹けば(万物に息吹を与える南風よ)、もとつくて(株をしっかり育て)、よよいふさつくて(よい房をつけて)…とあるように、「南風」は豊かな実りと繁栄をもたらす風を表現したものです。それに“素晴らしい”という意を冠して「黄金南風」と表しました。

平和郷：恒久平和を願う南風原の心を発信するものです。

### 3節 将来人口

#### (1) 総人口

本町は、市街地と自然のバランス、交通や買い物、通院等日常生活の利便性などの住みよさから、昭和25年（1950）から現在まで常に人口が増加してきた町です。また、全国的に高い出生率を維持していることもあり、本町の人口は今後も増加傾向が続くものと予測されます。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の将来人口推計では、令和7年（2025）の人口は40,587人と推計されています。

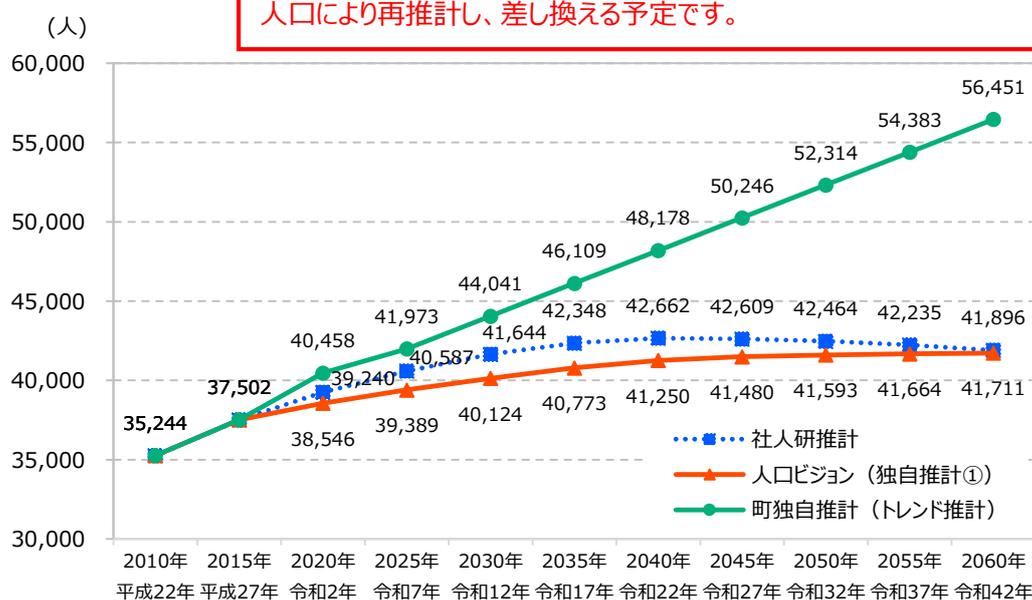
「南風原町人口ビジョン及び南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略<改訂版>」(平成30年12月改訂)では、令和7年（2025）の将来人口は39,389人に設定されています。

令和2年（2020）国勢調査の人口速報集計では、本町の人口は40,458人と発表されており、社人研や人口ビジョンにおける推計値を上回る人口増加がみられています。

そこで、本町の独自推計として令和2年(2020)国勢調査の人口速報集計を基にトレンド推計を行った結果、令和7年（2025）の人口は41,973人になると推計されます。

以上により、本計画では、目標年次の令和8年（2026）における本町の将来人口を42,000人と設定します。

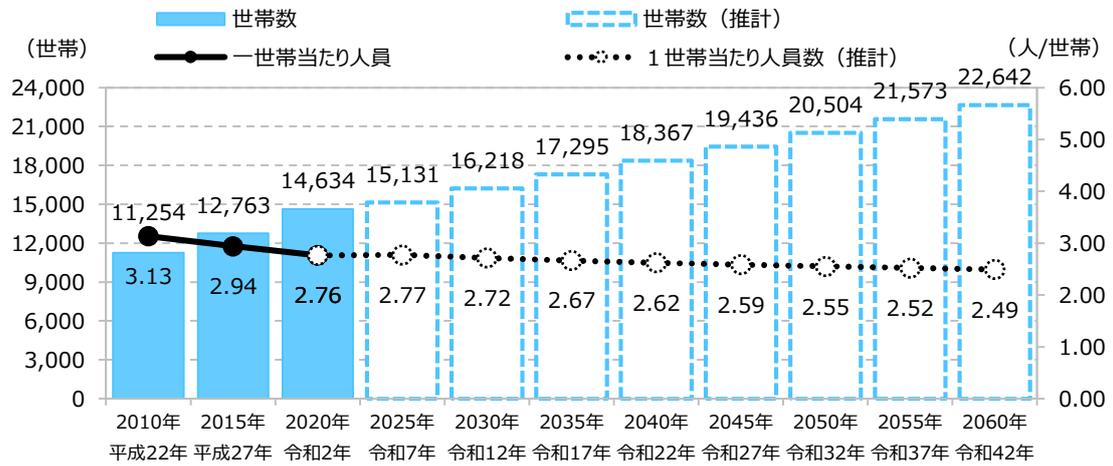
※人口の推計及び設定は11月公表される国調の男女別・年齢別人口により再推計し、差し換える予定です。



- 注) 1.平成22年（2010）、平成27年（2015）は国勢調査による現況値。  
 2.社人研推計は、国立社会保障・人口問題研究所が平成27年（2015）の国勢調査を基に算出した「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018）推計）」で示している推計結果。  
 3.人口ビジョンは、「南風原町人口ビジョン及び南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略(改訂版)」(平成30年12月改訂)の南風原町の人口推計で設定している独自推計①の値。  
 4.町独自推計（トレンド法）は、令和2年(2020)人口速報集計を基に、トレンド法により推計した将来人口。

(2) 世帯

令和7年(2025)における世帯数は約15,131世帯と推計され、1世帯当たりの人員は2.77人/世帯になる見通しです。



注) 1.平成22年(2010)、平成27年(2015)は国勢調査による現況値。

令和2年(2020)は国勢調査人口速報集計による現況値。

2.令和7年以降は平成12年～令和2年の1世帯当たり人員数現況値を基にトレンド推計によって算出した。



<総合計画の体系>

基本  
理念

平和  
・  
自立  
・  
共生

将来  
像

と  
も  
に  
つ  
く  
る  
黄  
金  
南  
風  
の  
平  
和  
郷

こ  
が  
ね  
は  
え  
さ  
と

まちづくり目標

1

みんなで考え、みんなで創る  
わくわくするまち

2

きらきらと輝く人が育つまち

3

ちむぐるでとものつくる  
福祉と健康のまち

4

工夫と連携で  
産業が躍動するまち

5

みどりとまちが調和した  
安全・安心のまち

6

環境と共生する  
美しく住みよいまち

◎

行財政計画

土地利用構想

## まちづくり目標を達成するための柱



自治・  
協働

- (1) 情報の共有でひらかれたまち
- (2) 自ら考え、行動し、みんなで創るまち



教育・  
文化

- (1) 安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育
- (2) 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育
- (3) 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育



健康・  
福祉

- (1) ちむぐるで支えあう安心して暮らせるまち
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 子ども・子育て支援の充実
- (4) 障がい者（児）・高齢者支援の充実



産業・  
雇用

- (1) 南風原産品を創り伸ばす農業の振興
- (2) 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興
- (3) 地域の連携で創る観光の振興
- (4) 歴史と伝統を誇る工芸産業の振興



都市基盤・  
安全・安心

- (1) 安全・安心に暮らせるまちづくり
- (2) 快適で文化的に暮らせるまちづくり
- (3) 利便性のよい魅力あるまちづくり



環境

- (1) 環境への取り組み



行財政

- (1) 効率的で健全な行財政運営

### 土地利用の基本方針

土地利用の個別方針

## 2. まちづくり目標と達成するための柱

### まちづくり目標

#### 1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち

(自治・協働)



### まちづくり目標

私たちは、森・川・大地という自然の恵み、そして助け合い・支え合いという協調精神や団結心を「地域の力」として先人たちから受け継いできました。

近年の大規模災害を目にした私たちは、生命の尊さを改めて痛感させられました。生命の大切さをまちづくりの中心に据え、人と人、人と自然のつながり、そして一人ひとりがそれぞれの役割を自覚し、地域づくりに参加することの重要性を再認識することになりました。

本町では、平成 26 年 1 月に「南風原町まちづくり基本条例」が施行されました。

その中で、「情報の共有」「町民参画」「協働」の基本原則が示されており、私たちはいま、「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決め、行動する」という協働のまちづくりを実践する段階に入っています。

今後も協働のまちづくりを推進するため、多様な学びの場をとおして町民一人ひとりの力を高める取り組みをすすめ、町民が積極的にまちづくりに参画できるよう努めます。

私たちは、お互いがともに考え、助け合い、支え合って、創意と工夫で地域の力を高め、自らの責任とともにまちづくりを進めていくことを基本に、まちづくり目標を設定します。

### まちづくり目標を達成するための柱

#### (1) 情報の共有でひらかれたまち

本町では、みんなで創る住みよいまちをめざし、「広報はえばる」「議会だより」をはじめ、インターネットやスマートフォン等の情報通信技術の進歩に対応し、積極的に情報公開に努めてきました。

今後より一層、情報の共有を図るため、必要な様々な情報をより手軽に収集、発信、蓄積するとともに、蓄積した情報をまちづくりに活かせるよう、情報発信や町民ニーズの把握のあり方など多様な環境づくりを進めます。

## (2) 自ら考え、行動し、みんなで創るまち

本町では、町民自ら考え、自らの責任で行動し、みんなで協力してつくるまちをめざし、担い手の育成や「学校支援地域本部事業」「名人制度」等を活用した子どもたちの幅広い学びの場づくり等協働によるまちづくりに努めてきました。

そして、みんなで協力してつくるまちをめざすに当たっての<sup>いしづえ</sup>礎となる「南風原町まちづくり基本条例」が策定されました。住民、行政、事業者、地域団体、公的サービスを担う新しい団体などが一緒になって様々な課題に取り組むための「拠り所」となります。

今後もより一層、自ら考え行動するための学びの充実を図るため、町民が積極的にまちづくりに参画できるよう、多様な学習の場のあり方などに関わる仕組みを整え、自ら主体的にまちづくりに参画する環境づくりを進めます。

さらに、「南風原町まちづくり基本条例」の具現化を図るため、町民が気軽に参画できる多様な仕組みづくりを検討し、各字自治会や各種団体等の活動の活性化に努めます。



## まちづくり目標

## 2 きらきらと輝く人が育つまち



(教育・文化)



## まちづくり目標

まちは人の日々の営みによって成り立っています。個人の生活だけでなく、まちをどのように住みよい場にしていくのか。それは行政や企業、多様なサービス提供者の個々の努力だけで、できるものではありません。

本町に住み、学び、働く、まちに関わるすべての人が、地域に目を向け、まちの抱える様々な課題を共有し、解決に向けて考え、決め、行動することではじめて、住みよい地域、誰もが社会から孤立することのない地域を実現できると考えます。

人々が地域に目を向け、行動に至るまでには長い時間を要するものです。「生きる力」と主体的な行動を育てていくには、学びや体験の場などにおいて、多くの人の関心を集める多様なテーマ設定と、人々が夢中になり「きらきら」と輝けることが重要となります。

家庭教育、ふるさと教育、学校教育を通じて、自ら考え、決め、行動できる人づくり、そして人をつなげることでより大きな力を発揮できるよう、人と人のつながりを育む環境づくりを家庭と学校、地域が一丸となって取り組みます。

## まちづくり目標を達成するための柱

## (1) 安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育

家庭は心のやすらぐ場、いのちを継承する場であり、特に子どもの成長において大きな影響を与えます。しかし貧困等を理由に家庭で安らぎを得られない状況が問題視されてきており、家庭で安らぎを得る経験や生きる力を育む機会が十分に得られない状況を放置すると、次の世代へ連鎖していくことが懸念されます。

子どもの自己肯定感<sup>※1</sup>を高め、「生きる力」を育むため、家庭教育の重要性の周知を図るとともに、公民館講座等を通じて家庭教育を考える機会の充実を進めます。

※1 自己肯定感：「自分が自分であって大丈夫」という感覚。これは自分の良いところだけでなく、ダメなところ、弱いところを含めて、自分の存在を肯定できること。自分の気に入らない部分があっても、「あるがまま」の自分を認め、「あるがまま」の自分とともに生きていくという感覚を指しています。

## （２）地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

本町では、文化活動・学習活動の拠点となる「町立南風原文化センター」や「町立中央公民館」を利用した文化・公民館活動が活発である一方で、地域コミュニティの希薄化や幅広い年齢層が交流する機会が減っているなどの指摘もあります。

まちで暮らす私たちが、まちの財産（地域の行事、歴史や文化、自然、スポーツ、芸術など）に気づき、まちづくりに主体的に取り組む町民を育てることを「ふるさと教育」と捉えます。一人ひとりが、まちの財産を通じて活気と魅力ある地域づくりを担い、「きらきら」と輝くことができる環境づくりを進めます。



## （３）個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

本町は、教育現場での ICT<sup>※2</sup> の活用、地域支援コーディネーターの配置による学校支援地域本部事業の充実化など、学校と地域が連携して子どもを育てる環境が整いつつあります。今後は、子どもの成長に応じた切れ目のない支援、地域並びに子どもに関わる各種団体等との更なる連携が求められています。

子どもたちは、無限の可能性を秘めた未来の宝です。子どもたちが個性や可能性を伸ばし、心豊かに、たくましく育つことは本町の大きな目標です。地域と連携しながら、一人ひとりが自己肯定感を高め、個性を認め、夢を育み、将来の自立に向かって安心して学び、体験することができる学校教育を進めます。



※2 ICT：「Information Communication Technology」の略語で、直訳すると情報伝達技術となります。スマートフォン等の普及に伴い、これまでの「IT（情報技術）」から一歩進めて、情報技術を活用したコミュニケーションの重要性を表現した言葉です。

## まちづくり目標

### 3 | ちむぐるでともにつくる福祉と健康のまち

(健康・福祉)



#### まちづくり目標

年齢、性別、国籍、出身地、障がいの有無、経済状況、貧困等それぞれの抱える悩みや困難に関わらず、南風原町の町民一人ひとりが「南風原町に住んで良かった」と実感できることをまちづくりの基本とします。

まちの住みよさは、一人ひとりの生活の質（自分らしい生活を送ることで得られる幸福感や満足度）の向上につながると考えます。誰もが安心して住み続けることができる、住みよさを実感できるためには、行政と町民、支援を受ける側と支援する側、保健・福祉・医療などといった区分をすることなく、「ともに」まちをつくりあげていくことが必要です。

本町は今後も人口の増加が見込まれます。人口の増加によって、必要となる公的サービスの増大、コミュニティの希薄化、一人暮らし高齢者の増加、格差の増大など様々な変化も予測されます。

専門性を必要とする保健・福祉・医療サービス等の基盤整備とネットワークの充実に加え、身近な場所で集う場や機会、人と人のつながりなどを通じ、誰も社会的に孤立させない環境づくりを行政と町民、地域や企業、NPO 等と協働で進めます。

#### まちづくり目標を達成するための柱

##### (1) ちむぐるで支えあう安心して暮らせるまち

本町は、行政と町社会福祉協議会が連携し、地域福祉推進計画を上位計画として位置づけ、各種個別計画を連動させて福祉施策を推進しています。

今次計画においては、全ての町民が社会的に孤立することなく、安心して健康的に暮らすことができ、「南風原に住んで良かった」「これからも南風原に住み続けたい」と思える社会に向け、困難を抱える人を支えるネットワークの構築、地域課題を的確に捉え解決することのできる人材の育成と連携に向け環境を整えます。

そのため、行政と地域、保健・福祉・医療の関係機関、教育機関、企業、NPO 等との連携を強化するとともに、それをつなげる人づくりを進めます。加えて、町民の悩みなどを総合的に受け止める相談体制、

身近な場所で人が集うことができる機会の充実など、多様なつながりを通じた支えあう地域づくりをめざします。

## （２）健康づくりの推進

本町は、町民の生活の質の向上と国民健康保険等社会保障制度の安定運営に向け、生活習慣病の発症予防並びに重症化予防の推進に取り組むとともに、**新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の予防対策に取り組めます。**

今後とも、誰もが安心して住み続けることができ、一人ひとりの生活の質を向上していくためには、多方面からの健康づくりに対する支援の充実が求められています。

妊娠期から高齢期まで、ライフステージの健康課題を踏まえた健康づくり支援体制の確立により健康長寿の実現をめざします。



## （３）子ども・子育て支援の充実

本町は、将来的な保育、教育ニーズを見据えながら、各種保育サービス等の充実と待機児童の解消に向けた環境整備等に取り組んでいます。

将来にわたって人口増加傾向を維持するとともに、誰もが安心して住み続けることができるまちづくりのために、子ども・子育て支援の充実は不可欠となります。

各種保育サービスの充実を図るとともに、貧困等を理由に子育て家庭が社会的に孤立することのないよう、行政と関係機関等が連携した包括的な支援の提供など、安心して子どもを産み育てるための支援の充実を図ります。

## （４）障がい者（児）・高齢者支援の充実

本町は、障がい者（児）及び高齢者が日常生活や社会参加を営むことができるよう、必要な福祉サービス等の提供を行っています。

町民がともに支えあう共生社会の実現に向けては、障がいや障がい者（児）に対する理解を深めていくための取り組みが必要です。また今後、高齢者数が増加することを見据え、介護予防の推進と認知

## I 基本構想編

症への理解を深めていくことが必要となります。

利用者のニーズを踏まえながら、障がい者福祉、高齢者福祉、介護保険など各種サービスの充実を図るとともに、相談対応や日常的な交流等を通じて社会参加や自立を支える支援体制を強化します。

## まちづくり目標

### 4 工夫と連携で産業が躍動するまち



(産業・雇用)



### まちづくり目標

本町の産業は、都市化の進展が著しい中、農業・商工業・伝統工芸等を基盤に発展し、近年は医療・福祉施設、大型商業施設などが集積し、活性化してきました。また、南風原町観光協会が設立され、観光振興に向けた推進体制が整いつつあります。

人々のライフスタイルや価値観の多様化、産業における技術革新が目覚ましい現代社会において、大量生産・大量消費からの転換、ワークライフバランスの意識など生産活動や働き方について、新たな対応が求められています。

活力ある産業は、地域経済を活性化させ、働く場を創出するだけでなく、豊かな町民生活につながる基盤となることから、地域に根ざした産業振興に取り組みます。

地域に根ざした産業は、地域に支えられ、創意・工夫と連携によって活力を維持し、それが持続することで信頼が生まれ、魅力ある産業へとつながります。

私たちは、個々の産業が自主的に力を発揮し、産・学・官・民の連携により、多様な働く場をつくる「工夫と連携で産業が躍動するまち」をめざします。

### まちづくり目標を達成するための柱

#### (1) 南風原産品を創り伸ばす農業の振興

都市近郊に位置する本町の農業は、ブランドとして定着している「かぼちゃ」をはじめ、「ストリチア」「スターフルーツ」の拠点産地であり、「ヘチマ（食用）」は生産量日本一であるなど、精力的な生産活動が営まれています。

そのような中で、これまで安定した生産・出荷・供給体制をはじめ、担い手育成など生産活動の支援に取り組んできました。

今後とも農業振興を図るため、安全・安心で信頼される農畜産物の安定的な生産・出荷・供給体

制の充実や農畜産物のブランド力の向上へ取組むとともに、商工業や他産業との連携による新たな展開、若い人をはじめとする多様な人材が農業をしたいと思える環境づくりを進めます。

また、都市に近い農地は快適なみどりの空間として風景の一部となっていることから、農地と市街地が共存し、調和できる農地の利用を進めます。

### **(2) 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興**

本町の商業は、大型ショッピングセンターをはじめ、娯楽・レクリエーション施設、都市基盤を活かした津嘉山地区の沿道商業施設の集積、地域内の個性的なカフェ等の小点が点在するなど、多種多様な形態で営まれています。また、印刷団地の立地により印刷業が集積しているなど、これまで、商業・製造業が持続的に活動できる環境づくり・支援に取り組んできました。

今後とも、交通の利便性をはじめ都市近郊である立地条件、集積している事業所や施設など本町の強みを活かした取り組みを推進し、働く場が創出され、地域経済が活性化する賑わいのある空間づくりを推進します。また、既存の製造業の自主的発展ができるよう、地域と共に歩む環境づくりも進めます。

さらに、チャレンジしたい起業家の支援をはじめ、企業や新規産業の誘致及び支援に努め、新たな賑わい・活力づくりに取り組みます。

### **(3) 地域の連携で創る観光の振興**

本町においては、観光への活用も期待される町立南風原文化センターが整備されたのをはじめ、「南風原町観光協会」を中心として、地域資源を活かした観光振興の新たな発展への足掛かりができました。

それを契機として、積極的な観光情報の発信や「体験宿泊（民泊）」「綱曳きツアー」「かすりの道ツアー」「古民家を活用したイベント」など地域資源を掘りおこし、観光メニュー設定に取り組んできました。

今後は、これまでの平和学習や「琉球かすりの里」「飛び安里」「金城哲夫」等の地域資源の活用推進をはじめ、プロスポーツチームなどのキャンプ地等としての新たな魅力づくりに努めます。また、これらの自然・文化・歴史・スポーツ等の地域資源だけでなく、地場産業及び観光関連産業など「地域資源と人（産業）」との連携による新たな展開を図るとともに、それを支える人材の発掘・育成に努めます。

さらに、町内だけにとどまらず、町外の団体等と協力し相乗効果をもたらす観光振興に取り組みます。

### **(4) 歴史と伝統を誇る工芸産業の振興**

本町の工芸産業は 100 年の長い歴史と伝統を有し、県内有数の産地となっている琉球絣と南風原花織があり、これまで担い手育成をはじめ、販路開拓、イベント開催などへの支援に取り組んできました。

今後とも町が誇る伝統工芸産業の振興を図るため、町民向けのイベント開催など町民が親しむことのできる環境づくりをはじめ、担い手育成、販路開拓、町内外への情報発信の強化、観光関連産業との連携などを図り、経営環境が改善され産業として自主的発展ができるよう、支援に取り組みます。

## まちづくり目標

## 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち



(都市基盤・安全・安心)



## まちづくり目標

人は暮らしの礎に安全・安心を求め、さらに利便よく快適さのある暮らしを望みます。特に東日本大震災以降「安全・安心」は、まちづくりの重要なキーワードとなっています。

急速な都市化が進展した本町にあって、三大森（新川森、黄金森、高津嘉山）等の緑をはじめ、国場川等の河川など自然環境が今でも残されており、私たちの生活に癒しや快適さをもたらす貴重な財産です。

その貴重な財産を活かした自然環境と共生する都市づくりは、暮らしに潤いや利便性をもたらすだけでなく、防災や地域経済の活性化にもつながる重要な要素となります。

このため、防犯・防災対策が充実した安全・安心なまちづくりに取り組むとともに、自然環境と都市の利便性が共生する「みどりとまちが調和した安全・安心なまちづくり」をめざします。

## まちづくり目標を達成するための柱

## (1) 安全・安心に暮らせるまちづくり

安全で安心に暮らせる環境は生活条件の基礎です。

本町では、安全・安心に暮らせるまちをめざし、これまで、道路における安全な歩行空間の確保や防犯を考慮した公園、防災拠点となる「総合保健福祉防災センター」の整備、防災マップの見直し、各自治会及び団体と協力した防犯・防災活動等に取り組んできました。

今後とも、町民等への防犯・防災に関する情報提供の充実をはじめ、地域の目が発揮できるまちづくり・体制づくりを推進するとともに、行政及び関係機関との連携強化、安全面を考慮した施設・設備の整備に努め、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

## (2) 快適で文化的に暮らせるまちづくり

本町のまちの良さは、三大森等の自然と都市の利便性の両面があることです。

これまで、都市基盤の整備をはじめ、貴重な自然環境の保全など、本町の良さを活かしたまちづくりに取り組んできました。

今後とも本町の良さを活かし、三大森をはじめとする公園・緑地と河川（国場川・宮平川・長堂川等）の緑と水のネットワークを形成し、住環境の質の向上に努めます。

生活基盤の面では、急激な市街化が進展した反面、街路幅員が狭く、歩道等が未整備な箇所もあることから、地域毎のきめ細かな住環境整備に努めます。また、個性的で快適な地域づくりを推進するため、地域との協働による取り組みを進めます。

さらに、人口増加に伴い下水道の供給処理需要は増大することから、地域の現状に合わせた計画的な対応を進めます。



## (3) 利便性のよい魅力あるまちづくり

本町においては、那覇空港自動車道をはじめ、国道 507 号バイパス、県道 82 号線、241 号線等の幹線道路の整備が進み、与那原・南風原バイパスや南部東道路もこれから本格的に整備される予定にあり、広域交通ネットワークの基盤が整いつつあります。

今後は、これらの社会資本を活かした土地利用をすすめると同時に、高齢社会や持続可能な循環型社会に資する公共交通の充実した町内外の人々にとって利便性のよい魅力あるまちづくりに取り組みます。

## まちづくり目標

### 6 環境と共生する美しく住みよいまち



(環境)



#### まちづくり目標

私たちが心豊かな生活を営む上で環境は重要な要素であり、環境を守り・改善し、将来にわたって良い環境を残すことは私たちの責務です。

地球環境は温暖化をはじめ、オゾン層の破壊、生物多様性の減少など悪化の一途をたどっており、これらは自然災害への影響も懸念されるなど、地球規模の環境問題が身近な日常生活にも直結する深刻な事態になっています。

また、COP21（パリ協定）では京都議定書に続く、2020年以降の新しい地球温暖化対策の枠組みが示されるなど、世界的な取り組みも新たなステージに入ってきました。

環境問題は、一朝一夕に解決するものではないことから、継続して取り組むことが大切です。

私たちは、身近な生活環境だけでなく、地球環境を共有の財産として将来にわたって引き継いでいくために、環境に関する意識の普及・啓発活動をはじめとした取り組みを推進し、できることから一歩ずつ主体的に取り組むことで「環境と共生する美しく住みよいまち」をめざします。

#### まちづくり目標を達成するための柱

##### (1) 環境への取り組み

本町では、これまで生活に身近な取り組みとして「はえばるリサイクルループ」や「資源ごみ回収事業」「5R<sup>※3</sup>活動」の普及・啓発活動をはじめ、小学校における「買物ゲーム」等の環境学習、町民参画によるクリーン活動、不法投棄の防止活動、公害防止活動などを進めてきました。

今後も循環型社会の構築に向けて、物を大切にすることを中心に、ごみの減量化・資源化の普及・啓発活動や環境学習等の充実を図るとともに、これらの活動を持続的に取り組むことで、町民が日常生活の中で環境を意識した活動が実践できるように努めます。また、公害の未然防止や生活環境を保全するため、公害の要因や不法投棄に関する広報活動・巡回パトロール等の強化に向けた取り組みを推進します。

地球温暖化をはじめ、省エネルギーなどの環境問題については、環境学習をはじめとする普及・啓発

※3 5R：リフューズ（不必要なものは断る）、リデュース（減らす）、リユース（再利用する）、リペア（修理する）、リサイクル（再資源化する）の5つの頭文字を5Rと言います。

## I 基本構想編

活動に努めてきました。

さらに、環境問題を私たちの身近な問題としてとらえ、できることから地道に取り組むことで、次世代へ美しい環境を引き継ぐことをめざします。

## 3. 土地利用構想

### 1 節 土地利用の基本方針

町民の生活や生産活動を支える基盤である土地利用については、町の人口増に伴う住宅地や新たな産業拠点地の形成など、今後 10 年を見越した町の姿を具現化する計画とします。

町民が求める町の姿としては、都市と農村の調和のとれた町を望んでおり、住宅地、産業拠点地の供給に対しても、需要に対する供給量を踏まえ秩序あるコンパクトな都市形成を行います。また、森林や農地、水辺などの自然的土地利用については生態系ネットワークや景観資源として保全活用を図り、多様な生物が生息する美しいまちづくりを推進します。

さらに、安全・安心なまちづくりを実現するため土地の履歴や形状から、災害リスクの高い地域については、適切な規制を行います。

### 2 節 将来都市構造の形成

本町の将来都市像の実現に向けた骨格形成は、都市計画マスタープランにおいて、利用区分のまとまりとしての「ゾーン」の設定、都市活動の中心となる場としての「拠点」の設定、拠点と地域との連携を図る線としての「軸」の設定の 3 つの要素で構成しています。

#### (1) ゾーンの方針

##### ①住宅ゾーン

住居系用途地域が指定された区域及び市街化を誘導する区域を住宅ゾーンと位置づけ、良好な住環境の保全と創出に努め、秩序ある土地利用を図ります。

##### ②沿道・商業ゾーン

国道沿道や県道沿道の住居系用途地域、商業系用途地域が指定された区域等を沿道・商業ゾーンと位置づけ、地域の利便性施設等の集積や商業業務機能の集積を図ります。

##### ③業務ゾーン

工業系用途地域が指定された区域を業務ゾーンと位置づけ、印刷団地などの工業機能や流通機能の集積を図ります。

##### ④計画的誘導ゾーン

町域の北側と南側に位置する集落や自然地を田園ゾーンと位置づけ、既存集落の保全や田園空間

と調和のとれた良好な住環境の形成に努めます。

#### ⑤緑地ゾーン

三大森（新川森、黄金森、高津嘉山）等を緑地ゾーンと位置づけ、貴重な自然緑地の保全に努めます。

#### ⑥農地ゾーン

農業基盤整備が行われた農地を農地ゾーンと位置づけ、保全・活用に努めます。

### （２）拠点の方針

#### ①都市拠点

国道 329 号と県道 241 号線（宜野湾南風原線）が交差する兼城十字路から南風原町役場一帯を都市拠点と位置づけます。

本町の顔として、行政、学校、企業等の多様な都市機能が集積する場の形成を図ります。

#### ②商業拠点

宮平地区の大規模商業施設が立地する一帯を商業拠点と位置づけます。町内のみならず広域的な利用を促進する場の形成を図ります。

#### ③産業誘導拠点

南風原南インターチェンジ周辺一帯や南風原北インターチェンジ周辺一帯、南部東道路インターチェンジ周辺一帯、印刷団地等の既存の企業が立地する地区、新川森の北側の地区を産業誘導拠点と位置づけます。

産業や生活利便施設など、周辺環境に配慮し、環境悪化をもたらすことのない産業の誘導を図ります。

#### ④医療拠点

南部医療センター・こども医療センター一帯を医療拠点として位置づけます。

広域的な利用を想定した重要な都市機能であり、今後とも医療関連施設等が集積した拠点形成を図ります。

#### ⑤副次都市拠点

津嘉山北土地区画整理事業地区は、本町の新たな顔となる副次都市拠点と位置づけます。

#### ⑥歴史・文化拠点

喜屋武・本部・照屋一帯を歴史・文化拠点と位置づけます。地区に残る歴史・文化資源の保全と活用により、魅力ある場の形成を図ります。

### ⑦暮らしの交流拠点

都市拠点と歴史・文化拠点を含む兼城十字路から喜屋武・本部・照屋地区一帯を、暮らしの交流拠点と位置づけます。

本町の中心市街地として、人々が暮らし、集い、働くなど様々な交流を支える空間の形成を図ります。

## (3) 軸の方針

### ①広域都市軸

広域的な都市間の移動を担う道路を広域都市軸と位置づけます。【対象道路：那覇空港自動車道、沖縄自動車道、南部東道路】

### ②都市連携軸

周辺市町から連なる道路で広域的な交流を支え、南風原町の都市軸を形成する道路を都市連携軸と位置づけます。【対象道路：国道 329 号、県道 241 号線、南風原与那原バイパス等】

### ③地域連携軸

広域都市軸及び都市連携軸からの道路交通を受け止め、町内の道路交通を円滑に処理する道路を地域連携軸と位置づけます。【対象道路：県道 240 号線、県道 128 号線、宮平学校線等】

## 3 節 土地利用の方針

適切な規制と誘導による秩序ある土地利用を図るため、住宅地区、沿道サービス地区、商業地区、業務地区、田園地区、緑地地区、農地地区及び集落地区に区分し、計画的な土地利用を推進します。

### ①住宅地区

住宅地区は、戸建住宅や集合住宅を主体とした良好な住環境を創出するとともに、身近な店舗や生活利便施設を必要に応じて立地し、良好な市街地環境の形成を図ります。

旧集落が形成されている区域は、狭隘道路がみられ、緊急車輛が通行できない等の問題があることから、道路の拡幅やオープンスペースの確保等により、安全で潤いのある住環境の形成を図ります。

### ②沿道サービス地区

沿道サービス地区は、日常生活を支える利便施設が共存する土地利用を図り、商業・業務・住居等が共存する地区として機能充実を図ります。

南部医療センター・こども医療センター周辺は、医療関連施設を中心とした土地利用の形成を図ります。

### ③商業地区

商業地区は、広域的な利用を視野に入れた商業機能、観光・交流機能など多様な都市機能への土地利用を誘導します。また、建物のセットバックによる前面空間の確保や、景観に配慮したサインの設置、緑の充実などにより、魅力ある沿道空間の形成に努めます。

### ④業務地区

業務地区は、環境悪化をもたらすことない業務地の形成や流通機能の集積を進め、交流機能を強化する多様な産業が共存する土地利用を図ります。

国道 507 号沿道に位置する業務地区については、様々な用途の建物の立地がみられることから、実情に即した土地利用の誘導を図ります。

### ⑤計画的誘導地区

田園地区は、低層を基本とした良好な住環境の維持・保全を図ります。

地区の中で優位性の高い場所や幹線道路沿道において開発可能な地区については、環境保全を図りつつ、都市的土地利用の需要に対して適切な誘導を図ります。

### ⑥緑地地区

三大森（新川森、黄金森、高津嘉山）を主とした緑地地区は、豊かな自然緑地を保全・活用し、憩いの場の創出を図ります。

墓地については、散在を抑制し、緑化による緩衝帯を設けるなど、地域環境の向上を図ります。

### ⑦農地地区

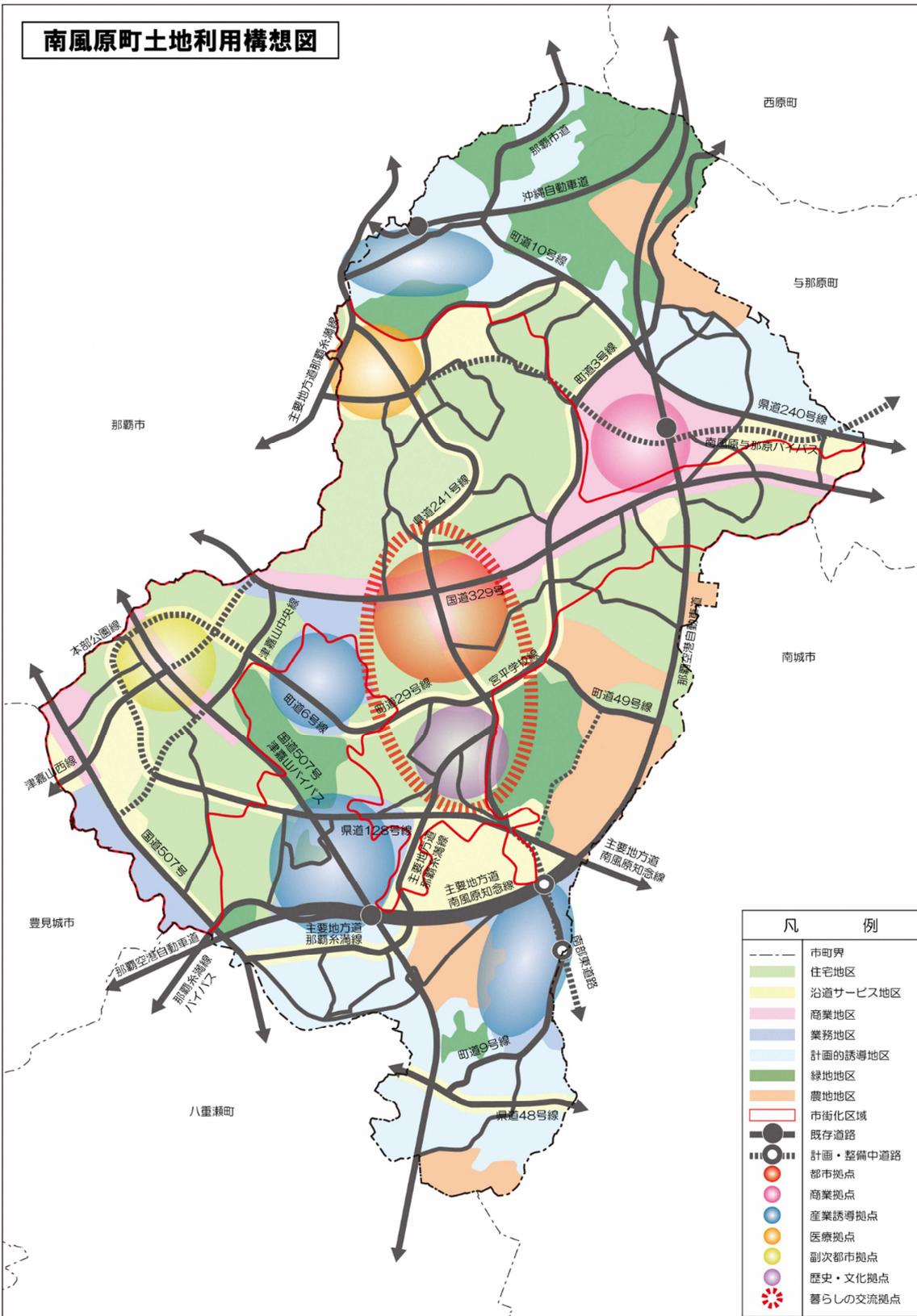
農地地区は、本町の農業生産の基盤となる地区であることから、積極的に保全・活用を図り、農地の高度利用を図ります。

### ⑧集落地区

集落地区（都市計画法第 34 条第 11 号区域）は、優れた集落景観や自然的・歴史的環境の保全に配慮しつつ、生活関連施設の整備を図り、地域緑化や文化資源の活用などにより良好な住環境の保全・形成を図ります。

### ⑨その他のまちづくり

津嘉山北地区土地区画整理事業地区の人口増加に伴い、特に津嘉山小学校区の教育環境が過密になっていることを踏まえ、学校区の見直しや小学校の新設を検討します。





## Ⅱ 基本計画編

---

### まちづくり目標 1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち（自治・協働）

- 1 節 情報の共有でひらかれたまち
- 2 節 自ら考え、行動し、みんなで創るまち

### まちづくり目標 2 きらきりと輝く人が育つまち（教育・文化）

- 1 節 安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育
- 2 節 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育
- 3 節 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

### まちづくり目標 3 ちむぐくるともにつくる福祉と健康のまち（健康・福祉）

- 1 節 ちむぐくると支えあう安心して暮らせるまち
- 2 節 健康づくりの推進
- 3 節 子ども・子育て支援の充実
- 4 節 障がい者（児）・高齢者支援の充実

### まちづくり目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち（産業・雇用）

- 1 節 南風原産品を創り伸ばす農業の振興
- 2 節 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興
- 3 節 地域の連携で創る観光の振興
- 4 節 歴史と伝統を誇る工芸産業の振興

### まちづくり目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち（都市基盤・安全・安心）

- 1 節 安全・安心に暮らせるまちづくり
- 2 節 快適で文化的に暮らせるまちづくり
- 3 節 利便性のよい魅力あるまちづくり

### まちづくり目標 6 環境と共生する美しく住みよいまち（環境）

- 1 節 環境への取り組み

### 行財政計画（行財政）

- 1 節 効率的で健全な行財政運営



まちづくり目標 1

自治・協働

みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち

## 1 節 情報の共有でひらかれたまち

### 施策のめざす姿

○

### 現状・課題

#### (1) 町民と行政との情報共有の強化

- ① 広報はえばる、議会だより、議会報告会、ホームページ等を活用し、情報提供の充実を図っています。都市化の進展や人口・世帯数の増加に伴い、広報等の行政情報の全戸配布への対応が課題となっています。
- ② 「広報はえばる」をスマートフォンやタブレットで読むことができるようにアプリで配信しています。情報化時代に対応した新たな情報発信のあり方について検討が必要です。

#### (2) 町民ニーズを把握するための広聴制度の充実

- ② 町民ニーズの把握については、行政懇談会の開催、まちメール、提案箱等を活用し、幅広いニーズ把握に努めています。行政懇談会や議会報告会の活性化、女性や若者世代を含む多様な活動団体のニーズ把握など、情報提供・共有のあり方については更なる施策の充実が求められています。

行政懇談会への参加状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
行政懇談会等への参加人数(人)	0人(未実施)	200人	46人	89人	0人 (未実施)	0人 (未実施)

出典：企画財政課調べ

#### (3) 情報化の推進

- ① 近年、携帯端末の急速な普及及び情報技術の発展が著しく見られます。行政においては各種情報の電子システム化を図り、情報公開への環境整備も進展しています。より一層の時代に即した情報化の推進、情報セキュリティ対策、個人情報保護等、行政と町民の相互の情報伝達が求められています。

## 施策の展開

### (1) 町民と行政との情報共有の強化

**担当課** 総務課、議会事務局

- ① 広報はえばるや議会だより等の広報誌については、全戸配布に努めます。
- ② 町の情報発信については、ホームページの情報の充実を図るとともに、新たな情報発信のあり方について町民参加型の幅広い検討を行い、実施に向けた取り組みに努めます。

### (2) 町民ニーズを把握するための広聴制度の充実

**担当課** 企画財政課、議会事務局

- ① 行政懇談会や議会報告会等については、開催場所や開催方法などを創意工夫し、効果的な運営に努めます。
- ② 各種委員会やパブリックコメント制度などを活用して、町民参加の仕組みづくりの充実を図ります。

### (3) 情報化の推進

**担当課** 企画財政課、総務課

- ① SNSの進展に対応した携帯端末向けサービスなど、情報発信の充実に努めます。
- ② 電子申請やマイナンバー等の情報セキュリティ対策の強化を図ります。
- ③ 公文書の電子化の充実を図り、情報公開の推進に努めます。

## 主な事業

- 広報・広聴事業
- 議会広報広聴活動強化事業
- 新たな情報発信のあり方の検討及び実践

### 5年後（令和8年度）の目標値

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
町の広報活動に関する満足度	－	76%	%
議会報告会平均参加者数	111件 ※	100人	人
行政懇談会等への参加人数	0人	200人	人

※新型コロナの影響により書面開催となったため件数で表示

## 個別計画

-



まちづくり目標 1

自治・協働

みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち

## 2 節 自ら考え、行動し、みんなで創るまち

### 施策のめざす姿

○

### 現状・課題

#### (1) 住民自治の確立に向けた学びの場の充実と支援

- ①住民自治を学ぶまちづくり講演会や出前講座、学習会を開催しています。直近の開催数は令和元年に 63 回、令和 2 年に 43 回と目標値を上回る開催状況となっており、町民が町政に対する理解を深める重要な取り組みとなっています。協働のまちづくりを実践する段階を迎えている中、住民自治に関する講演会や学習会など、実効性のある多様な住民自治を学ぶ場を創っていくことが求められています。
- ②各自治体、各種団体間の連携・関係づくりに向けた支援を行っています。地域活性化助成事業の周知を図るとともに、他市町村の状況も把握し新たな支援ができないか検討する必要があります。

まちづくり学習会等の開催状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
まちづくり学習会等の開催数(回)	32 回	40 回	33 回	44 回	63 回	43 回

出典：企画財政課調べ

#### (2) 公共サービスの担い手の発掘・育成

- ①自治会活動を担う自治会長への支援や名人制度創設事業などと連携し、住民自治を担う人材育成を進めています。今後は、既存自治会以外における住民自治の担い手の育成が求められています。

#### (3) 多様な人材の積極的な活用

- ①各分野でのスキル（能力・技能）をもつ人材活用を進めています。令和 2 年現在、人材バンク等の登録者数は延べ 1,339 人となっており、新たな協働のまちづくりの主体となる埋もれた各分野の人材活用について更なる工夫が求められています。
- ②本町の男女共同参画については、「第二次南風原町男女共同参画計画（まじゅんプラン）（改訂版）」（平成 30 年 4 月）を策定し、男女共同参画への意識づくりや家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくりに努めています。各種審議会等の女性登用率は、目標値 50% に対

し、令和2年現在では32%となっています。各種会議の専門性や委員の職種が決まっている委員会等もあることから目標達成に至りませんでした。今後は更に女性が参画しやすい環境づくりを行っていく必要があります。

#### 人材バンク等登録者数の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
人材バンク等登録者数(人)	190人	延べ570人	延べ 727人	延べ 1,021人	延べ 1,236人	延べ 1,339人

出典：企画財政課・生涯学習文化課調べ

#### 各種審議会等の女性登用率の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
各種審議会等の女性登用率(%)	33%	50%	31%	34%	31%	32%

出典：企画財政課・生涯学習文化課調べ

### (4) 自治会加入の促進

- ①町内の19カ所の各自治会や青年会、子ども会、老人クラブ、女性会等の各種団体を中心に住民自治が実践されています。都市化の進展に伴う自治会未加入世帯の増加、価値観や働く場の多様化などにより、既存の各種団体における会員の減少や活動停滞などもみられます。各種団体への支援のあり方や新たな各種団体との連携など、仕組みづくりが求められています。

### (5) 協働のまちづくりの実践

- ①近年、既存自治会の枠を超え、地域課題に取り組む目的達成型の各種団体も増えて、協働のまちづくりが顕在化しつつあります。安全・安心・福祉及び環境など、地域の抱える課題に対して、自ら考え行動する協働のまちづくりの一層の推進が求められています。

## 施策の展開

### (1) 住民自治の確立に向けた学びの場の充実

**担当課** 企画財政課、総務課、生涯学習文化課、議会事務局

- ①住民自治を学ぶまちづくり講演会や出前講座、学習会の開催を推進します。
- ②各自治会、各種団体が主体的に行う学習会等の活動へ支援を行います。
- ③各種団体が行う、各分野（テーマ別）の活動実態の把握に努め、団体間の連携・関係づくりに向けた支援を行います。

### (2) 公共サービスの担い手の発掘・育成

**担当課** 企画財政課、生涯学習文化課、総務課、産業振興課

- ①自治会未加入者をはじめ、これまで地域活動への未参加者についても、住民自治に積極的に関われる人材の発掘と育成に努めます。
- ②各種団体組織と連携し、多様な公共サービスの担い手の発掘と育成に努めます。

### (3) 多様な人材の積極的活用

**担当課** 企画財政課、生涯学習文化課、総務課、産業振興課

- ①既存事業や関連事業の枠組みを活用し、適材適所での積極的な活用を進めます。
- ②町内の豊富な経験や知識を有する多様な人材については、新たな活用の場の可能性を調査研究し、適材適所での活用に努めます。
- ③男女共同参画推進会議委員等と連携し、政策・意思決定過程における女性の参画を推進します。

### (4) 自治会加入の促進

**担当課** 総務課

- ①自治会活動や自治会が取り組む加入促進のための施策づくりを支援するため、区長・自治会長と連携を図っていきます。
- ②自治会加入の促進の施策づくりに向けて、町内の自治会活動の実態と動向について調査研究を実施し、自治会加入率向上を支援します。

### (5) 協働のまちづくりの実践

**担当課** 企画財政課、全課

- ①町内における協働のまちづくりの全体像を調査し、その活動内容や意義について情報共有を図るための取り組みを進めます。
- ②さまざまな形で町政に関する活動に携わっている関係者等で構成する「協働のまちづくり推進組織」の必要性も検討し、更なる参画・協働のまちづくりを推進します。

## 主な事業

- 学びの場の充実事業（まちづくり学習会の開催）
- 多様な人材の積極的な活用の推進
- 自治会活性化事業
- 協働のまちづくり推進事業

## 5年後（令和8年度）の目標値

指 標 名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
地域に愛着を感じる町民の割合	－	84%	%
まちづくり学習会等の開催数	43回	40回	回
人材バンク等登録者数	延べ1,339人	延べ570人	人
各種審議会等の女性登用率	32.0%	50%	%
手上げ方式による事業実施団体数	0件	延べ10件 (年2件)	件

## 個別計画

- 第二次南風原町男女共同参画計画（まじゅんプラン）



まちづくり目標2

教育・文化

きらきらと輝く人が育つまち

## 1 節 安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭環境

### 施策のめざす姿

○

### 現状・課題

#### (1) 家庭教育の重要性の周知

- ①都市化や核家族化、雇用環境の変化により身近な人から子育ての仕方を学ぶ機会の減少、子育ての悩みなど気軽に相談出来る人が身近にいないなど、親や家庭を取り巻く状況、子育てを支える環境も大きく変化しています。町では青少年教育相談員、心の相談員、発達支援心理士等を配置し、教育相談の支援を行っています。
- ②沖縄県の「親のまなびあいプログラム」を活用し、町内の小中学校や、幼稚園、保育所等に社会教育指導員や町内家庭教育支援アドバイザーを通じて「家庭教育に関する講座」を実施しており、コロナ禍以前では、年23回実施しています。プログラム参加者からは、「子育ての悩みや解決策を共有できた」、「今後も参加したい」と肯定的な反応が多く、継続実施が望まれます。

家庭教育に関する講座の開催状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
家庭教育に関する講座数(回)	6回	10回	23回	23回	6回	0回

出典：企画財政課・生涯学習文化課調べ

#### (2) 家庭教育を考える機会の充実

- ①家庭教育は、これからの未来を支える子どもたちへの大切な贈り物です。そして、子どもを育てることは、未来の南風原町を支える人材を育てる重要な取り組みです。そのため、町では町立中央公民館や各字公民館での講座を通じた家庭教育や、各学校 PTA を中心とした家庭教育学級の活動支援、親子共同活動支援、ブックスタート事業等による親子のふれあいなどを通して家庭教育の大切さを再認識する機会を提供しています。家庭の大切さや役割を再認識することを目的とした「家庭の日（毎月第3日曜日）」、家庭、学校及び地域社会の連携の下に町民全体で教育に関する取り組みを推進するため「学校公開日（5月最終日曜日）」、「教育の日（12月の第2日曜日）」を設け、地域ぐるみで家庭教育の強化に取り組んでいます。家庭環境は子どもの成長に大きな影響を与えます。様々な問題を抱える家庭が社会的に孤立することを防ぎ、子どもの「生きる力」を育むためには、地域・学校等と連携した支援が求められています。

## 施策の展開

### (1) 家庭教育の重要性の周知

**担当課** 生涯学習文化課、教育総務課、学校教育課

- ①子どもの基本的な生活習慣、基本的倫理観、自立心を身につける上で重要な役割を担う家庭教育についての周知を図ります。
- ②家庭・学校・行政等が協働し、子どもの自己肯定感を高める関わり方、生きる力を育むための支援を進めていきます。
- ③「早おき・朝ごはん・徒歩登校・適度な運動・家庭学習・早ね」など基本的な生活習慣の定着に向けた各種活動を推進します。
- ④子どもがインターネット等を通じた犯罪に巻き込まれないよう、またいじめの被害者にも加害者にもならないよう、情報端末等の利用を通じた危険性や安全に利用するための知識、家庭内の利用ルールの重要性や人権意識の高揚について学校等と連携しながら周知に努めます。

### (2) 家庭教育を考える機会の充実

**担当課** 生涯学習文化課、教育総務課、学校教育課

- ① P T A 活動や地域活動を通じ、家庭教育の大切さや家庭教育の役割等に関する情報提供を行います。
- ②公民館講座等を通じて、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境づくりをさらに充実させます。
- ③社会の一員となるための基礎的資質や能力を養うなど、子どもの「生きる力」を育む家庭教育を進めます。

## 主な事業

- 沖縄県「親のまなびあいプログラム」の積極的な活用
- 家庭教育をテーマにした公民館講座の開設

### 5年後（令和8年度）の目標値

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
家庭教育に関する講座数	0回 ※	10回	回
家庭教育に関する講座の参加者数	148人	150人	人

※コロナの影響により実施無し。

## 個別計画

-



まちづくり目標2

教育・文化

きらきらと輝く人が育つまち

## 2 節 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

### 施策のめざす姿

○

### 現状・課題

#### (1) 平和学習及び歴史学習の推進

①子ども平和学習交流を通じて学ぶ機会や平和意識の高揚に向けた取り組みなど、平和について学ぶ環境が整っております。インターネットの活用も進め、町内外からの平和学習への要望に応えることが求められています。

#### (2) 国際交流の推進

①ハワイ・カナダ（レスブリッジ市）でのホームステイ等による人材育成、「学校支援地域本部事業（以下「学校応援隊はえばる」という。）」等を通じて、学校・保護者・地域と連携した教育力の向上に向けた取り組みが行われています。国際交流の在り方について認識を深め、これからの若者たちが、真の国際人としての人材が育成されていけるような事業内容を意識しながら、「人を大切に」できる交流に展開させることが求められています。

#### (3) 学び・体験・交流の場や機会の充実

①南風原文化センター、公民館学級講座、各種社会教育団体の活動等を通じて、学びの場の充実を図っています。まちの課題解決に向け、考え、行動できる人材を育てるための場や機会の充実が求められています。

②本町の歴史や文化、産業等について学び、地元の魅力をより深く知ることのできる「はえばる大学」は、コロナ禍においては受講者を10人に絞り実施しています。生涯学習の一環として広く仲間づくりを行いながら自己の生きがい探求を行える場となっています。今後は、高齢者の持つ知識や技術、経験を次世代に受け継ぐ世代間交流に関する取り組みが課題となっています。

はえばる大学受講者数の推移

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
はえばる大学受講者数(人)	0人	20人 (延べ80人)	-	18人	11人	10人

出典：生涯学習文化課調べ

③南風原町立図書館では、南風原町民の学びのセンター的役割として、電子図書館の展開や絵本の読み聞かせ、時節に応じた企画展示を行っており、多くの町民が利用しています。町民の読書ニーズは今後も増え続けることが予想され、蔵書の増冊など、図書館機能の充実が求められます。

#### (4) 文化・伝統・芸能等の保全、継承、活用

①子どもたちの地域学習において、文化財や伝統工芸等を活用することで、地域の歴史や文化と親しむ機会をつくっています。伝統芸能については、貴重な地域資源として後継者の育成等に取り組んでいます。町の史跡や文化財等については、発掘と保存、活用（公開）等を適切に進めていくことが求められています。伝統芸能を守り、未来へ受け継いでいくために、後継者の育成が今後も求められています。

#### (5) スポーツ・レクリエーションの振興

①小中学校陸上競技大会等の各種大会、各種スポーツ教室、社会教育団体の活動支援など、町民の相互交流や健康増進に努めています。スポーツ施設の利用状況は、毎年9万人以上の利用があります。健康増進に向け、黄金森公園等のスポーツ施設を活用し各種スポーツ大会、スポーツ教室等を通じた、子どもから大人まで幅広い年代での運動習慣の定着が求められています。

スポーツ施設の利用状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
スポーツ施設の利用者数(人)	95,438人	100,000人	95,439人	98,226人	97,511人	91,617人

出典：教育総務課調べ

②黄金森運動公園の整備により、町民のスポーツ活動の場づくりに加え、プロスポーツチームとの交流を通じた活動の充実が図られています。スポーツキャンプ・合宿誘致件数を見ると、J1 サッカーチームや県外大学陸上合宿などおよそ17団体を誘致しています。引き続き、既存のスポーツキャンプの誘致に取り組んでいくと共に、新たなスポーツチームの誘致に向けた取り組みが求められます。

スポーツキャンプ・合宿誘致件数及び利用者数

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
スポーツキャンプ・合宿誘致件数及び利用者数(団体・人)	14団体 1,182人	20団体 1,500人	19団体 1,434人	17団体 1,697人	18団体 1,705人	17団体 1,695人

出典：教育総務課調べ

## 施策の展開

### (1) 平和学習及び歴史学習の推進

**担当課** 生涯学習文化課、産業振興課

- ①南風原文化センターや沖縄陸軍病院南風原壕群を学習拠点としての活用、歴史資料のデータベースなどを通じた平和学習の充実を図ります。
- ②壕や文化財の地域案内人の育成、平和や歴史等に関する活動を支援します。
- ③戦争体験者の高齢化を踏まえ、証言、体験談、資料の収集及び記録保存等を進めます。

### (2) 国際交流の推進

**担当課** 企画財政課、生涯学習文化課

- ①海外友好都市との交流の充実、南風原町から世界へ移民した方々とのネットワークと交流活動の充実を図ります。
- ②海外との交流促進、関係機関等と連携した国際交流など国際的な視野を持った人材育成に努めます。

### (3) 学び・体験・交流の場や機会の充実

**担当課** 生涯学習文化課

- ①テーマごとにその分野の専門家から話を聞くことができる講座の実施など、町民が学び・体験・交流できる機会の充実を図ります。
- ②高齢者の持つ知識や技術、経験を次世代に受け継ぐ世代間交流の充実を図ります。
- ③南風原町立図書館における電子図書館での増冊や Web 検索サービス、町内小中学校図書館や他自治体等と連携を強化し、今後増え続ける町民の読書ニーズに応えます。

### (4) 文化・伝統・芸能等の保全、継承、活用

**担当課** 生涯学習文化課、産業振興課

- ①文化財の調査を行い、保存並びに適切な管理と活用を図ります。
- ②文化の発信拠点として南風原文化センターの利用を促進するとともに、南風原町文化協会や各自治会、関係機関との連携を図ります。
- ③歴史や文化に関する講座を通じて、町民の地域文化に関する意識啓発を図るとともに、後継者の発掘・養成に努めます。
- ④観光振興や伝統工芸などと連携し、地域の文化・伝統・芸能の継承と魅力の向上に努めます。

### (5) スポーツ・レクリエーションの振興

**担当課** 教育総務課、産業振興課

- ①黄金森公園陸上競技場及び学校体育施設等を活用し、各種スポーツ大会や教室の開催など、

スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

- ②黄金森公園陸上競技場の環境を活用したプロスポーツチームのキャンプ誘致等を図るとともに、プロチームとの交流を通じたスポーツに関する技術力・意識の向上を図ります。

## 主な事業

- 平和学習交流事業
- 国際交流事業
- はえばる大学事業
- 文化伝統芸能等事業
- 各種スポーツ教室、スポーツ大会の実施

## 5年後（令和8年度）の目標値

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
南風原文化センターの来館者数	3,182人	28,000人	人
はえばる大学受講者数	10人 (延べ39人)	20人 (延べ80人)	人
スポーツ施設の利用者数	91,617人	100,000人	人
スポーツキャンプ・合宿誘致件数及び利用者数	17団体 1,695人	20団体 1,500人	団体 人

## 個別計画

-



まちづくり目標 2

教育・文化

きらきらと輝く人が育つまち

### 3 節 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

#### 施策のめざす姿

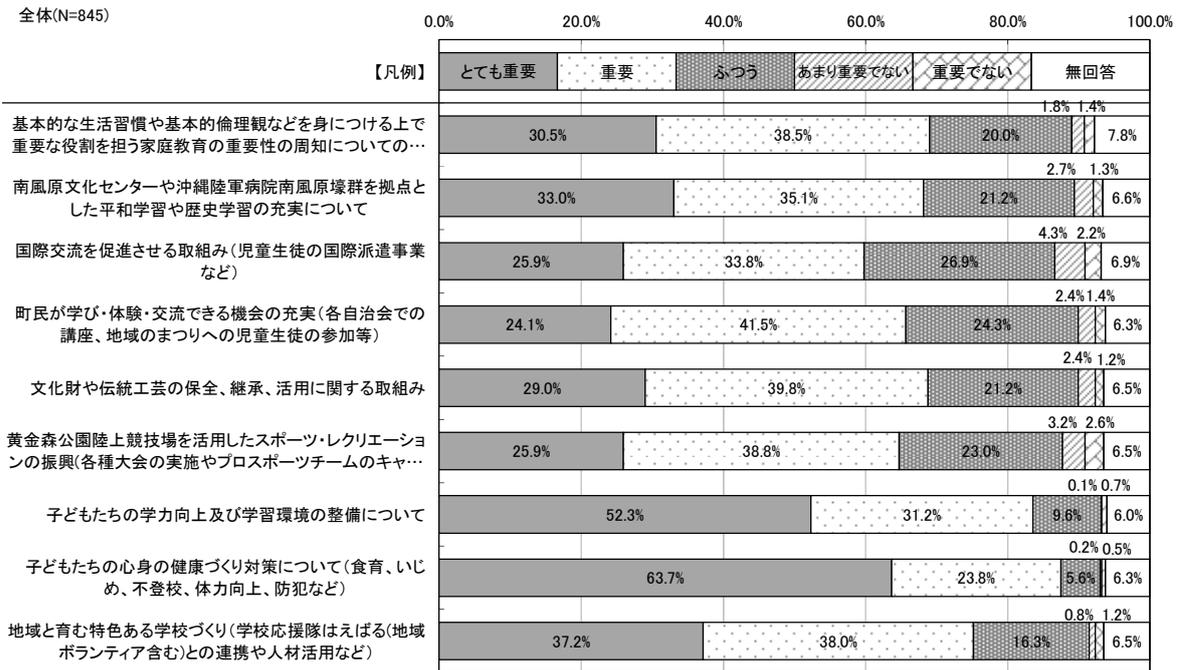


#### 現状・課題

#### (1) 豊かな心と健やかな体を育む学習内容の充実

①町民アンケート調査において、教育・文化分野の取り組みの重要度について質問したところ、「子どもたちの心身の健康づくり対策について」とても重要が 63.7%、「子どもたちの学力向上及び学習環境の整備について」とても重要が 52.3%などとなり、非常に重要度が高い項目と言えます。

まちづくり目標 2. きらきらと輝く人が育つまちの重要度



出典：南風原町総合計画アンケート調査

②子どもたちの入園・入学がスムーズにできるよう、保幼小連携を行い各関係機関で情報共有に努めています。さらに、保育所・幼稚園では小学校入学に向けたアプローチカリキュラムの策定、小学校ではスタートカリキュラムを策定し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図っています。一層の幼保から小学校へのスムーズな移行、かつ教育の一貫性を高めるための関係機関の連携の強化、情

報の共有化の推進、カリキュラムの充実が望まれます。

- ③教育現場のICT化を通じて、わかりやすい授業を実施し、教育の質の向上と学力の向上、時代の変化に対応できる人材の育成に努めています。情報化社会の中において、電子機器（スマートフォン等）の利用については、ルールを守り正しい利用が求められています。
- ④基礎学力の向上に向け、児童生徒を支援するための学習支援員の配置を行っています。外国の言語や文化について興味を持たせ英語力を向上させるため、小中学校に日本人英語指導助手や外国人英語指導助手を配置しています。学力向上には、児童生徒の学力のきめ細かな把握と、それに応じた学習及び指導法を工夫するとともに、対応できる教育人材の育成・確保が必要です。グローバル化人材の育成に向けた英語教育の充実については、小中学校における一貫性や英語に触れる機会の増加、ICT等を活用した教材の充実、指導体制の一層の強化などが必要です。
- ⑤福祉教育の推進については、教育委員会と町社会福祉協議会が連携し「南風原町福祉教育推進事業」を実施しており、子どもたちの「思いやりの心」「社会連帯の精神」を育む取り組みを推進しています。各学校で実施されている福祉教育プログラムは、その内容や成果に違いがあることから、さらなる充実に向けて各学校と教育委員会、町社会福祉協議会が連携強化を図る必要があります。

## （２）子どもたちの心身の健康づくりと安心して学ぶ環境づくり

- ①不登校または不登校傾向にある児童生徒や、子どもへの対応に悩みを持つ保護者に対する支援を充実させるため、青少年教育相談員や心の教室相談員を小中学校に配置しています。また、子どもたちの健全育成に向け、放課後子ども教室やクラブ活動を実施しています。さらに、防災マップづくりを通じた子どもたちの危機管理能力の向上、安全マップの活用により安心して学ぶ環境づくりに努めています。子どもの「生きる力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育む教育を充実させるため、より良い環境づくりが求められています。

## （３）地域と育む特色ある学校づくりと開かれた学校づくり

- ①「生きる力」を育むためには、学校と家庭・地域との協力関係を深めることが重要です。そのため、学校と学校支援地域コーディネーター、地域の学習支援ボランティア（学校応援隊はえばる）が連携し、教育内容の充実を図り、「地域に開かれた学校教育」を行っています。学校応援隊はえばるボランティア数の状況を見ると、令和２年度はコロナ禍のため参加者が少なかったですが、令和元年度までは概ね目標の2,000人に近い人数で推移しています。今後も更なる学習領域拡大やボランティア人材を増やし、地域教育力の向上に努める必要があります。

学校応援隊はえばるボランティア数の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
学校応援隊はえばるボランティア数(人)	1,583人 (延べ人数)	2,000人 (延べ人数)	1,747人 (延べ人数)	1,929人 (延べ人数)	1,719人 (延べ人数)	779人 (延べ人数)

出典：生涯学習文化課調べ

- ②学校と家庭、地域が一体となって学力向上に取り組んでいけるよう、「学校公開日（5月最終日曜日）」、「教育の日」（12月第2日曜日）に、学校公開、講演会、教育長表彰を実施しています。小学生、中学生では、キャリア教育として地域の事業所等との連携による様々な職業体験ができる環境が整っています。共働き世帯の増加、経済的格差の拡大、学校教育に対する保護者の意識の違いなど、子どもを取り巻く環境は変化してきており、子どもの居場所を含め、地域との連携による教育の充実が求められています。

## 施策の展開

### （１）豊かな心と健やかな体を育む学習内容の充実

**担当課** 学校教育課、教育総務課

- ①幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえた教育の充実を図るとともに、幼小中連携により南風原町学力向上推進要綱に基づいた学力向上に取り組みます。
- ②基礎学力の定着・向上を図るため、学力調査の実施や学習支援員、外国語指導助手等を配置し「確かな学力」の向上に取り組みます。
- ③「わかる授業」構築のため、「町そろえる実践」を実施し、学力向上に取り組んでいきます。
- ④ICT機器を活用し学習指導の工夫改善に努めます。
- ⑤各学校と教育委員会、町社会福祉協議会との連絡会等をととして、福祉教育推進に関する情報共有を図るとともに、研修体制の構築による学校等への支援の充実強化に努めます。

### （２）子どもたちの心身の健康づくりと安心して学ぶ環境づくり

**担当課** 教育総務課、学校教育課

- ①学校や地域の特徴を生かした食育を推進します。
- ②遊びや運動、スポーツ等を通じて心身の健康づくりや運動の習慣化を図ります。
- ③学校における相談機能を充実させるとともに、いじめや非行問題、登校支援など、地域及び関係機関等と連携し解決に向けて取り組みます。
- ④子どもたちが学校で安心して学ぶことができるよう、地域と連携し学校の防犯・防災体制の充実を図ります。
- ⑤学校周辺の安全マップの活用とともに、子どもたちが様々な危険や問題について、自ら考え対処できる危機管理能力の向上に努めます。
- ⑥児童生徒及び保護者を対象にした、インターネット環境におけるモラル教育等を実施します。

### （３）地域と育む特色ある学校づくりと開かれた学校づくり

**担当課** 生涯学習文化課、学校教育課、教育総務課、こども課

- ①学校応援隊はえばる（地域ボランティア含む）及び学校支援地域コーディネーターを通じて、地域

と連携し、地域に開かれた環境づくりを推進します。

- ②教育の日に学校公開・講演会・教育長表彰等を実施し、教育に対する町民の関心と理解を一層深めるとともに、学校・家庭・地域が連携し、町民全体で教育に関する取り組みを推進します。

### 主な事業

- 小中学校、幼稚園における教育環境の充実事業
- 南風原町学校支援地域本部事業（学校応援隊はえばる）

### 5年後（令和8年度）の目標値

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
学校生活が楽しいと感じている児童生徒の割合	小学校：88.6% 中学校：82.2%	小学校：99% 中学校：93%	小学校： 中学校：
学校応援隊はえばるボランティア数	779人 (延べ人数)	2,000人 (延べ人数)	人 (延べ人数)

### 個別計画

-



## ちむぐくるともにつくる福祉と健康のまち

## 1 節 ちむぐくると支えあう安心して暮らせるまち

## 施策のめざす姿

○

## 現状・課題

## (1) ともに支え合えるまちづくりの推進

- ①各字自治会を単位とした「小地域福祉ネットワーク」が組織化され、地域住民が共に支え、助け合いながら暮らせる地域づくりのための福祉活動に取り組んでいます。近年、貧困、不登校、引きこもり、DV、虐待など社会の抱える問題は複雑化、複合化してきており、今後は、困難を抱えながら声をあげられない、あるいは現行の法制度に基づく支援では十分に対応できない状況も想定され、社会的に孤立することを防ぐ対策が求められています。また、核家族化や共働き世帯の増加、働き方や価値観の多様化等に伴い、地域における福祉課題は複雑化しており、既存の公的支援等では解決が困難なため、町民・行政・事業者・ボランティア等が連携した支えあいの充実が求められています。さらに、「小地域福祉ネットワーク」の充実に向け、人材の確保や活動団体の組織化が求められています。
- ②町社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティアの養成やボランティアに関する情報提供が行われています。ボランティアセンターは、町民がボランティア活動（地域福祉活動）に参画する上で重要な役割を担っており、その機能を発揮するための体制の充実が求められています。また、町民の地域福祉活動への積極的な参加を促進するため、福祉意識の高揚（福祉教育の推進）を図る取り組みの充実が求められています。

## (2) 相談対応の充実並びに各種制度の周知

- ①現在、町社会福祉協議会と連携し、地域の声をひろい、互いに情報共有しながら障がい者（児）・高齢者等のニーズ把握に努め、適切なサービスの利用や関係機関と連携した支援、権利擁護等に取り組んでいます。保健・福祉・医療に関する各種情報は、町社会福祉協議会と連携しつつ、各種情報媒体を用い、広報活動に努めています。また、虐待の早期発見、早期対応に向けて周知活動に取り組んでいます。相談員等が把握した地域福祉課題の解決に向け、町民や関係機関との協働体制の構築が求められています。また、福祉サービスの利用や権利擁護など適切な支援に繋ぐことができるよう、相談窓口としての役割や取り組みについて、さらに周知していく必要があります。
- ②民生委員・児童委員の担い手確保を町社会福祉協議会とともに取り組んでいます。民生委員・児童委員の充足率の向上が求められています。

- ③単身高齢者、高齢者のみ世帯の世帯数は増加し、割合も上昇しています。単身高齢者、高齢者のみ世帯等、支援が必要でも自ら声をあげることが難しい方をサービスに繋げる等の支援が求められています。

### （３）ふれあい・交流・活動の場や機会の充実

- ①小地域（字・自治会）における町民福祉活動の周知並びに活動への参加促進について広報を行っています。また、町民全体の地域福祉活動（「子育てサロン」、「高齢者サロン」、「友愛訪問活動」）の充実、人材の確保や組織体制の強化などの支援を行っています。地域福祉は、身近な人々の支えと協力が不可欠であることを踏まえ、地域福祉への理解を深めるための啓発活動を強化するとともに、安定した地域活動に向けた人材の確保と育成、活動組織の組織力の強化に向けた支援等の継続的な取り組みが必要です。

### （４）権利擁護等に関する制度の利用促進

- ①民生委員、児童委員及びコミュニティソーシャルワーカーと各種相談窓口、福祉事業者等との連携・協力体制の構築を行っています。権利擁護に対する理解を深めるための啓発や、成年後見制度などの制度利用の理解と活用、相談の体制の充実などの取り組みを強化する必要があります。

## 施策の展開

### （１）ともに支え合えるまちづくりの推進

**担当課** こども課、保健福祉課

- ①対象者ごとに福祉を捉えるのではなく、「地域福祉」の視点をもって町民はじめ行政、町社会福祉協議会、関係機関等のネットワークづくりに取り組むとともに、効果的な連携と協働による誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。
- ②町民が年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無を問わず、互いに相手を認め合い、思いやる気持ちを持つとともに、つながり（絆）のある関係づくりに相互に支えあい・助け合う地域づくりを進めるため、交流活動等を推進します。
- ③町民が自ら地域の福祉課題を知り、その解決に向けた地域福祉活動に主体的に関わるため、町民に対する福祉教育の推進及び地域社会への町民参加の仕組みづくりを推進します。
- ④地域の福祉ニーズの把握や要支援者への支援の充実を図るため、コミュニティソーシャルワーカーと各種相談窓口、福祉事業者等との連携・協力体制を構築します。
- ⑤支援が必要でも自ら声をあげることが難しい町民をより身近な地域で受け止め、民生委員・児童委員はじめ各種関係機関や字自治会、商工業者等と連携を密にし、悩みなどを拾いあげる環境づくりを推進します。

## (2) 相談対応の充実及び各種制度の周知

担当課 こども課、保健福祉課

- ①各種相談業務については、地域の相談員である民生委員・児童委員をはじめ、児童家庭相談員、子育て支援センター、地域包括支援センター、町社協ふれあい福祉相談室及び障がい者相談を担うコミュニティソーシャルワーカーとの連携を密にし、町民にとって身近な相談機関となるよう取り組みます。また、そのための広報活動の強化を図ります。
- ②支援を必要としている方に保健・福祉・医療に関する各種制度やサービス内容を適切に伝えるため、町の窓口体制や町社会福祉協議会との連携を強化します。また、これらの情報を幅広く発信するために広報誌やインターネットなどの媒体を積極的に活用します。
- ③民生委員・児童委員の担い手確保に向けて、区長、自治会長、社協との連携で取り組むとともに、その活動についても周知に努めます。
- ④町民が抱える多様な福祉課題を早期把握・対応することで状況の悪化を防ぐため、町社会福祉協議会や関係機関等と連携を密にし、積極的なアウトリーチ※をととした実態把握及び相談支援体制の強化に努めます。
- ⑤社会的孤立に関する状況把握及び沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター南部と連携し包括的な支援を実施します。

## (3) ふれあい・交流・活動の場や機会の充実

担当課 こども課

- ①自治会や町社会福祉協議会等と連携し、小地域（字・自治会）における町民福祉活動の周知並びに活動への参加促進についての広報啓発を充実します。
- ②「子育てサロン」、「高齢者サロン」、「友愛訪問活動」など、町民主体の地域福祉活動の充実を図るため、人材の確保や組織体制の強化等を支援します。

## (4) 権利擁護等に関する制度の利用促進

担当課 保健福祉課

- ①認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な町民に対して、成年後見制度の周知及び町社会福祉協議会が実施する日常的金銭管理支援事業等とおして認知症や障がいがあっても安心して住みなれた地域で暮らし続けることのできる環境づくりに努めます。
- ②高齢者、障がい者（児）、児童等への虐待及びDVの早期発見・早期対応を図るため、虐待に関する知識の普及とともに、相談窓口や通告義務について周知を図ります。

### 主な事業

- 町民主体の地域福祉活動の充実
- 福祉課題の発見及び相談支援体制の強化

## ○生活困窮者の自立に関する支援の強化

5年後（令和8年度）の目標値			
指標名	現状値 （令和2年度）	目標値 （令和3年度）	目標値 （令和8年度）
小地域福祉ネットワーク組織数	17ヶ所	18ヶ所	ヶ所
民生委員・児童委員の充足率	69.7%	89%	%

## 個別計画

## ○第二次地域福祉推進計画（ちむぐるプラン）



まちづくり目標3

健康・福祉

ちむぐるでともにつくる福祉と健康のまち

## 2 節 健康づくりの推進

### 施策のめざす姿

○

### 現状・課題

#### (1) 生涯にわたって健康づくりに取り組める体制の整備

- ①各ライフステージに健診が実施され健診結果に基づき自らの健康状態を把握できる体制になっています。公共施設等を活用した健康づくりの自己管理能力を高めるための環境を整えています。
- ②メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合は、国や県平均と比較して高くなっています。健康はえばる21（第2次）、データヘルス計画等に基づき、健康寿命の延伸、社会保障の安定を目指して生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組む必要があります。

メタボリックシンドローム該当者・予備軍の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合(%)	34%	28%	36.5%	35.2%	35.5%	40.7%
【参考】沖縄県	-	-	33.0%	34.1%	35.1%	-
【参考】全国	-	-	27.1%	27.6%	28.2%	-

出典 1：国保年金課、教育総務課調べ

出典 2：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」

#### (2) 予防活動の推進

- ①特定健診の受診率は年々下がっており、特定健診受診率向上のため、指導員による電話等の広報活動やAIを活用したはがき送付により受診勧奨に努めています。また、特定健診の結果から、男女ともに中性脂肪、ALT(GPT)、血糖、尿酸の有所見率が国よりも高くなっています。糖尿病等生活習慣病が重症化し循環器疾患（脳血管疾患、虚血性心疾患）や慢性腎不全になることで生活の質（QOL）の低下を招いています。一人一人が健康な生活を送るため、健康づくりや生活習慣病予防を行うためのきっかけとして特定健診やがん検診の受診を推進し、健康づくりへの意識を高める必要があります。受診率向上のためには、仕事の形態に合わせた受診機会（ナイト健診・日曜健診など）を充実させることが必要です。

## 特定健診受診率の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
特定健診受診率(%)	48%	60%	40.3%	37.3%	34.4%	30.6%

出典：国保年金課調べ

- ②小児の予防接種については、令和2年度で98%以上の方が接種しており、伝染の恐れがある疾病及びまん延の予防になっています。高齢者の予防接種についても、希望する方が接種出来るよう、対象者への接種券発行を行っています。
- ③近年の新型コロナウイルス感染症による世界的な流行は、健康危機、社会、経済など様々なところに大きな影響を及ぼしています。正しい知識の普及による感染拡大抑制や生活環境整備に向けた支援を率先して実施していく必要があります。

## 施策の展開

### (1) 生涯にわたって健康づくりに取り組める体制の整備

**担当課** 保健福祉課、教育総務課

- ①ライフステージごとの健康課題解決に向けて民生部や教育部など各関係機関で連携し、健康の自己管理能力を高めるための体制整備を進めます。

### (2) 予防活動の推進

**担当課** 保健福祉課、国保年金課

- ①生活習慣病等の発症予防と重症化予防を進めていけるよう、特定健康診査及びがん検診の受診率向上に努めます。
- ②健康的な生活習慣の確立、不適切な生活習慣の改善について、妊娠期から高齢期までの各ライフステージに対応した切れ目のない保健指導・栄養指導に努めます。
- ③町民が健診結果等から自身の身体の状態を正しく理解することができるよう、家庭訪問や健康相談、健診結果説明会、健康教育など、多様な経路による保健指導・栄養指導の充実を図ります。
- ④定期予防接種等の実施による感染症予防に努めます。

## 主な事業

- ライフステージを通じた健康づくり支援事業
- 生活習慣病の発症並びに重症化予防の推進事業

## II 基本計画編

5年後（令和8年度）の目標値			
指標名	現状値 （令和2年度）	目標値 （令和3年度）	目標値 （令和8年度）
特定健診受診率	30.6%	60%	%
メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合	40.7%	28%	%

### 個別計画

- 健康はえばる 21（第2次）
- 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)



まちづくり目標3

健康・福祉

ちむぐるでともにつくる福祉と健康のまち

### 3節 子ども・子育て支援の充実

#### 施策のめざす姿

○

#### 現状・課題

##### (1) 待機児童の解消

①本町の待機児童の状況は、令和元年度に194人、令和2年度には40人までに減りましたが、目標の0人には至っていない状況です。保育定員の確保策として保育園の整備を進めており、令和2年度においては、与那覇第二保育園及び明星保育園の整備を実施しました。また、預かり保育希望者も年々増え、保護者のニーズに応え土曜日保育を実施しています。子ども・子育てに関するニーズ調査から、幼稚園及び認可保育所の定員を上回るニーズが示されており、受け入れ基盤としての保育及び幼児教育施設の充実とともに、利用者数に応じた保育士等の確保が求められています。

待機児童数の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
待機児童数(人)	188人 (H28.4.1)	0人	194人 (H30.4.1)	208人 (H31.4.1)	194人 (R2.4.1)	40人 (R3.4.1)

出典：こども課調べ

②保護者へのニーズに対応するため段階的に幼稚園教育及び保育の充実に取り組んでいます。子育て世帯が子どもの保育・教育、健康等のサービスに関する情報を手軽に入手できる環境づくりが求められています。

##### (2) 各種保育サービスの充実

①安心して子育てできる環境の整備として、一時保育等の実施、病児保育の委託を行いつつ、保護者同士が交流しやすい場づくり（各字公民館での子育てサロン、保育園の子育て支援センター）を実施しました。一時保育等、保育士確保による安定的な事業実施が求められています。

##### (3) 安心して子どもを産み育てるための支援の充実

①平成29年1月から中学3年までの通院、入院の窓口支払いを無償化しています。また、沖縄県全域において、平成30年10月から未就学児の通院・入院において窓口支払いの無償化が開

始されています。今後は、高校卒業（18歳）までの年齢拡充に向けた制度改革が求められています。

- ②妊婦健診を定期的に受けることで母体の疾病または異常の早期発見及び防止になっています。健診結果をもとに、リスクの高い妊婦に対して保健師・助産師による訪問や電話での相談等を行い、妊産婦の生活習慣に対する助言や出産に対する不安の解消を図りました。安全で安心な出産に向けて健診を定期的に受けることの意義を引き続き啓発していくことが必要です。

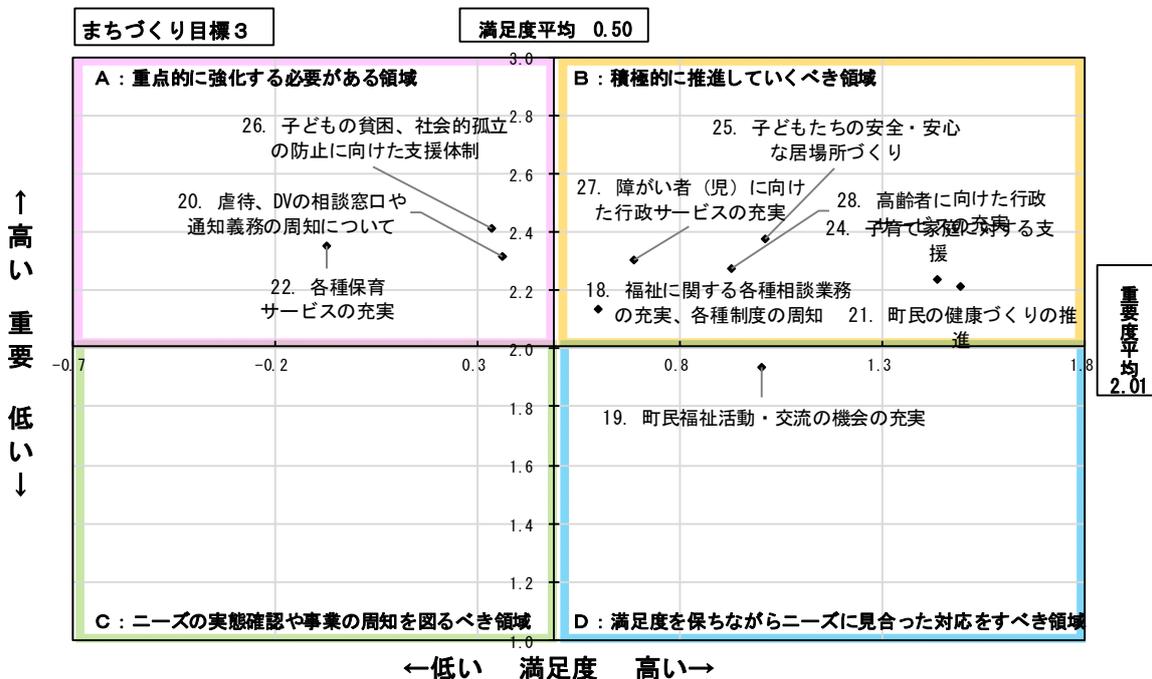
#### (4) 子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくり

- ①子どもたちの居場所としては、児童館や学童クラブなどが利活用されています。学童クラブについて、保護者の負担が重く利用できないひとり親世帯等を対象に助成を行っています。引き続き放課後の居場所づくりについて、利用しやすい体制づくりが求められています。

#### (5) 貧困の連鎖防止

- ①町民アンケート調査において、健康・福祉分野の取り組みの満足度と重要度について質問し、その結果を整理したところ、「子どもの貧困、社会的孤立の防止に向けた支援体制」、「虐待、DVの相談窓口や通知義務の周知について」は満足度が低く重要度が高い結果となっており、重点的に強化する必要があると言えます。

まちづくり目標3. ちむぐるでもにつくる福祉と健康のまちの満足度と重要度（ポートフォリオ分析結果）



出典：南風原町総合計画アンケート調査

- ②子どもの貧困は、社会的孤立・排除、不適切な養育環境・虐待、低い自己肯定感、低学力・低

学歴などが経済的貧困と重なることで、子どもの生活や成長に影響を与え、次世代へ連鎖していることが見受けられます。引きこもり、登校しぶり、青少年の非行、DVや虐待、社会的孤立などの防止については、対象者の家庭環境を含めできる限り早い段階から包括的な支援が求められています。また、子どもへの支援を充実するため、子ども元気支援員や児童厚生員、放課後児童支援員などへ研修が求められています。

- ③要保護児童等対策地域協議会では、関係機関連携により支援を必要とする児童等の対応を行っています。要保護児童等対策地域協議会に上がってくる案件を将来的に減らすよう、根本的な施策が必要となります。

## 施策の展開

### (1) 待機児童の解消

**担当課** こども課、学校教育課

- ①新たな保育所の整備、保育所の分園や改築、既存保育所定員の見直し等により、保育を必要とする需要に対して保育定員の確保を図ります。
- ②小規模保育事業により、低年齢児(0歳～2歳)の受け入れ枠の確保を図ります。
- ③公立幼稚園における複数年保育の実施、土曜日の一時預かりの実施など保護者ニーズへの対応を継続して行います。
- ④認定こども園については、本町の保育・教育について総合的な見地から検討します。

### (2) 各種保育サービスの充実

**担当課** こども課、学校教育課

- ①地域に暮らすすべての子育て世帯の支援を充実するため、地域子ども・子育て支援事業の各種事業について、ニーズに基づく見込み量の確保を図り、安心して子育てできる環境整備を進めます。
- ②幼稚園教諭や保育士の研修、幼稚園教諭や保育士同士の交流、情報交換等を通じて、幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。
- ③子育て支援員を活用し、保護者の保育ニーズに沿った子育て支援サービスの提供を行います。

### (3) 安心して子どもを生き育てるための支援の充実

**担当課** こども課、保健福祉課、学校教育課

- ①各関係機関が情報を共有し、地域での子育てネットワークの構築を図ります。
- ②子育て中の保護者同士の交流の場、情報交換の場として、各字公民館での子育てサロン、保育園の子育て支援センター、児童館のファミリークラブなどを中心に、保護者同士が交流しやすい場づくりを進めます。
- ③子どもの健やかな成長を支えるため、中学生までの医療費無料化を継続し、さらに医療費の自己負担分を病院で支払わずに済む制度（現物給付）を実施します。

- ④子育て世帯が子どもの保育・教育、健康等のサービスに関する情報を手軽に入手できるよう、情報発信の再構築を図ります。
- ⑤妊婦健診や乳幼児健診等の保健指導や栄養指導を通して、保護者の健康とともに子どもの成長、発達に応じた対応について学ぶ機会を提供し、育児不安の軽減に努めます。

#### (4) 子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくり

**担当課** こども課、学校教育課、生涯学習文化課

- ①放課後子ども総合プランの推進並びに公民館や児童館等の地域資源を活用した放課後の居場所づくり、遊び場の確保を進めます。
- ②学童クラブについて、保護者負担が重く利用できないひとり親世帯等を対象に助成を行います。

#### (5) 貧困の連鎖防止

**担当課** こども課、教育総務課

- ①行政や町社会福祉協議会、関係機関、警察署、学童クラブ、NPO等と連携し、子どもの貧困及び社会的孤立防止に向け、子ども及びその家庭に対して生活指導、学習支援、食事の提供、キャリア形成、生活支援、見守りなど包括的な支援を実施します。
- ②子ども元気支援員や児童厚生員、放課後児童支援員など、子どもの支援に関わる方への研修を行い、関係機関連携を図ります。
- ③児童館の新たな利活用を図ります。
- ④就学援助制度における対象費目の拡充を検討するとともに、町立幼稚園の幼児のうち要保護世帯等に対する給食費等の援助を行います。

#### 主な事業

- 待機児童解消と保育基盤整備事業
- こども医療費助成の充実事業
- 利用者支援事業（地域子育て支援、一時保育、病児保育、延長保育など）
- 放課後児童の居場所づくり支援事業
- こどもの貧困、社会的孤立の防止に向けた支援体制の構築事業

#### 5年後（令和8年度）の目標値

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
待機児童数	40人 (R3.4.1)	0人	人
子育て支援の取り組みについて満足している町民の割合	—	80%	%

## 個別計画

○第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画



まちづくり目標3

健康・福祉

ちむぐるでともにつくる福祉と健康のまち

## 4節 障がい者（児）・高齢者支援の充実

## 施策のめざす姿

○

## 現状・課題

## (1) 障がい者（児）を支える体制の強化とサービスの充実

①障がい者（児）が日常生活や社会参加を営むことができるよう、必要な福祉サービスを提供しています。また、サークル活動や各種イベント等を通して、障がい者（児）と地域住民がともに交流できる機会を創っています。障がい者就労サービス支援件数は、令和2年に190件となっており、平成27年の159件と比べ増加しています。今後の課題としては、障がいに対する正しい理解を促すとともに、障がい者（児）の社会参加を進め、障がいのある人もない人もともに生きる社会の構築が求められています。

障がい者就労サービス支援件数の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
障がい者就労サービス支援件数(件)	159件	194件	174件	179件	190件	190件

出典：保健福祉課調べ

②健診を通して子どもの発育・発達の状態を把握し、必要に応じて早期療育につなげています。障がい児通所給付支援件数は、令和2年に311件となっており、平成27年の144件に比べると増加傾向にあります。引き続き、療育や就労支援等の福祉サービスの充実を図るとともに、相談支援等を通じた障がい者（児）に対する適切なサービス提供が求められています。

障がい児通所給付支援件数の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
障がい児通所給付支援件数(件)	144件	177件	195件	242件	328件	311件

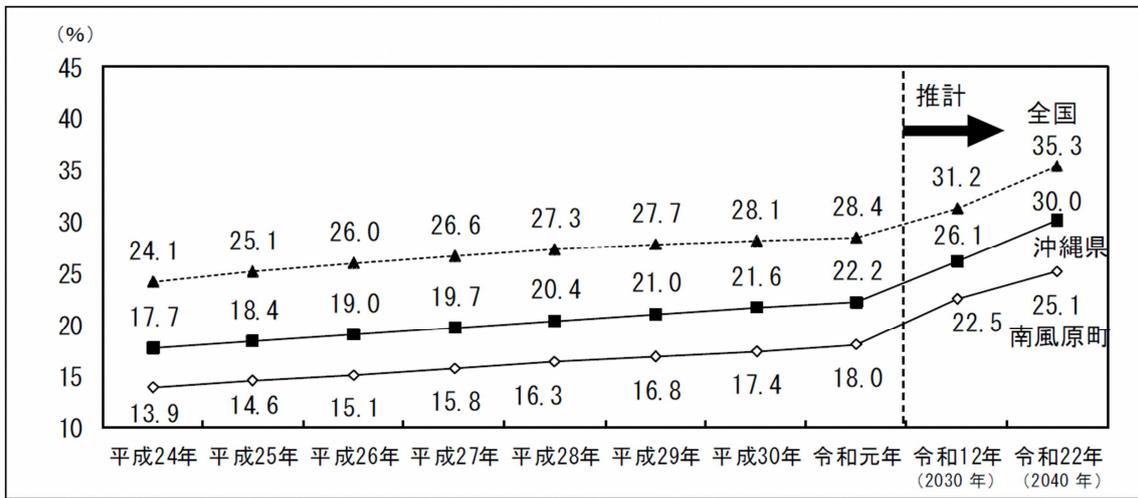
出典：保健福祉課調べ

## (2) 高齢者を支える体制の強化とサービスの充実

①本町の高齢化率は全国、沖縄県より低い水準で推移しており、令和元年度では18.0%となっています。将来推計を見ると、本町の高齢化率は令和12年(2030)に22.5%、令和22年(2040)では25.1%になると予測されています。

また、前・後期高齢者人口の将来推計を見ると、令和12年(2030)には後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回り、令和22年(2040)の前・後期高齢者人口の比は、およそ4:6になると予測されています。

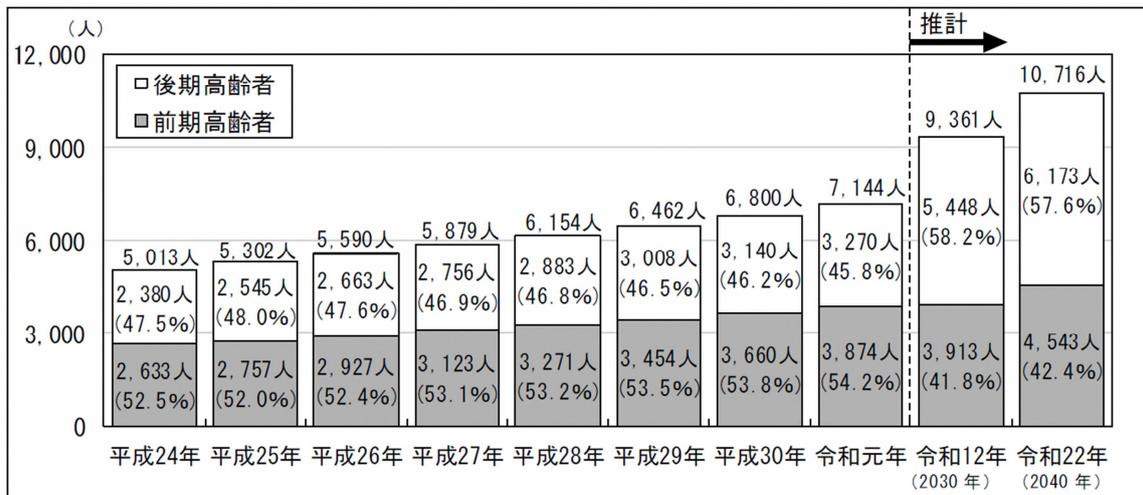
高齢化の推移



資料：南風原町は住民基本台帳、全国、沖縄県は総務省統計局「人口統計」より(各年10月1日現在)  
令和12年、令和22年は「国立社会保障・人口問題研究所」の推計より

出典：第9次南風原町高齢者福祉計画

前・後期高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)  
令和12年、令和22年は「国立社会保障・人口問題研究所」の推計より

出典：第9次南風原町高齢者福祉計画

- ②高齢者が日常生活や社会参加を営むことができるよう、必要な福祉サービスを提供しています。本町の要介護認定率は、令和2年に12.4%となっており、平成27年の13%に比べると若干の改善傾向を示しています。高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送れるよう、ミニデイや高齢者サロン、各地域での趣味やスポーツ活動、ボランティア活動を支援し生きがいや社会参加へつなげる活動を促していく必要があります。

## 要介護認定率の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
要介護認定率（要介護1～5）（%）	13%	12%	12.72%	12.54%	12.40%	12.40%

出典：保健福祉課調べ

- ③「高齢者保健福祉計画」を令和2年度に策定し、認知症の予防と医療・介護等への適切な体制の整備をしました。認知症の容態に応じた適時、適切な医療・介護等へつなげ、認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進が求められています

## 施策の展開

### （1）障がい者（児）を支える体制の強化とサービスの充実

**担当課** 保健福祉課、学校教育課

- 障がい者（児）の地域における安心した暮らしを支えるために、多分野との連携および相談支援体制の充実を図ります。
- 共生社会の実現に向けて、障がいや障がい者（児）に対する理解を深めるための啓発活動、教育、交流機会の充実を図ります。
- 地域のニーズを踏まえつつ、「障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、福祉サービスの充実を図り、各種取り組みを推進します。
- 障がい者（児）の社会的自立とともに、生きがいづくりにつながるよう、各関係機関と協力し療育及び教育、就労支援等に取り組めます。

### （2）高齢者を支える体制の強化とサービスの充実

**担当課** 保健福祉課

- 地域のニーズを踏まえつつ、「高齢者保健福祉計画」を策定し、福祉サービスの充実を図り、各種取り組みを推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、ニーズを踏まえた上で、必要となる医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるよう地域包括ケアシステムの構築に努めます。
- 認知症の予防と適時、適切な医療・介護等へつなげられるよう体制を整えます。認知症を正しく理

## II 基本計画編

解し、認知症の方や家族を温かい目で見守る地域づくりのための普及・啓発に取り組みます。また認知症の方やその家族の方が、地域の人や専門家と情報を共有し、お互いを理解し合う場づくりを検討します。

- ④高齢者の生きがいや社会参加、自立した生活を支援していくため、居場所づくりや老人クラブなど高齢者団体の支援等を行います。
- ⑤高齢者が介護を必要な状態にならないために、「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実を図ります。

### 主な事業

- 障がい者（児）の特性に合わせた切れ目のない支援事業
- 高齢化の進展を見据えた健康づくり、介護予防事業
- 地域包括ケアシステムの構築

### 5年後（令和8年度）の目標値

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
障がい児通所給付支援件数	311件	177件	件
障がい者就労サービス支援件数	190件	194件	件
要介護認定率（要介護1～5）	12.4%	12%	%

### 個別計画

- 第5次南風原町障がい者計画・第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画
- 第9次南風原町高齢者福祉計画



まちづくり目標 4

産業・雇用

## 工夫と連携で産業が躍動するまち

## 1 節 南風原産品を創り伸ばす農業の振興

## 施策のめざす姿

○

## 現状・課題

## (1) 農業基盤の強化

①本町の農業振興地域面積は平成 28 年度（2016）現在、市街化区域 441.7ha を除く 634.3ha で、町面積 1,076ha の 58.9%を占めています。農業振興地域の土地利用現況をみると、農用地が 207.3ha（32.7%）、土地改良施設用地が 17.3ha（2.7%）、農業用施設用地が 2.8ha（0.4%）、森林原野が 77.5ha（12.2%）、住宅地（店舗等のその他の宅地を含む）が 108.7ha（17.1%）などとなっています。本町は県都那覇市に隣接し、宅地需要も高く、農用地が他の用途へ転用される傾向にあります。農用地は、農作物生産の基盤であることから、その保全及び確保に努めるとともに、他用途への転用については、集落内に介在する農用地及び集団性や効率性に乏しい小規模農用地などをあてる必要があります。

## ■農業振興地域における土地利用構想

単位：ha、%

区分 年度	農用地		土地改良 施設用地		農業用 施設用地		森林・原野		※ 住宅地		工場用地		その他		合計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (H28 年度)	207.3	32.7	17.3	2.7	2.8	0.4	77.5	12.2	108.7	17.1	1.7	0.3	219.0	34.5	634.3	100.0
目 標 (H38 年度)	196.9	31.0	17.3	2.7	3.0	0.5	76.0	12.0	119.6	18.9	1.7	0.3	219.8	34.7	634.3	100.0
増 減	-10.4		0.0		0.1		-1.6		10.9		0.1		0.8		0	

(注)

- ①土地利用の現況面積は、本農業振興地域整備計画総合見直しの基礎調査による。
  - ②土地利用面積については、「その他」以外の面積は有地番面積を集計したものである。なお、「その他」や「合計」は無地番面積を含む面積である。
  - ③面積の集計は㎡単位で行い ha 単位で表記してあるため、計などが表記上の計算値と必ずしも一致しない。
  - ④土地利用区分は原則的には国土利用計画に準ずるものとするが、土地改良施設用地及び農業用施設用地については「農業振興地域制度に関するガイドライン」による。ただし、農業用施設用地には、駐車場などの付帯する土地を含む。なお、小規模で軟弱な農作業管理小屋や農機具置き場などは、農用地と一体的な土地利用とみなし農用地に含める。
- ※：住宅地には、店舗及び事務所等の宅地を含む。

出典：南風原農業振興地域整備計画書

## II 基本計画編

②耕作放棄地又は遊休農地の面積は、令和2年現在9.4haとなっています。農地流動化・利用集積対策事業等により農地集積を進め農業経営基盤強化を図っていますが、目標値の3.1haには届いていない状況にあり、今後も農地中間管理機構等と連携した農地集積に努め、さらなる農業基盤の強化を図る必要があります。

耕作放棄地又は遊休農地の率の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
耕作放棄地又は遊休農地の面積(ha)	5.4ha	3.1ha	12.2ha	10.2ha	9.4ha	9.4ha

出典：産業振興課調べ

### (2) 農業経営の強化

- ①施設整備や農地の集約化をはじめ、関係機関と連携した研修・指導、農業団体の育成、病害虫等対策や優良品種・優良家畜の導入など、生産技術の向上や安定した農業経営に向けた支援を行っています。また、JAや農業生産法人を中心とした県内外への出荷・供給体制が構築されています。さらに、南風原産品の認知度や付加価値を高め、農業所得の向上につなげるため、ブランド化に向けた取り組みや農畜産物を活用した特産品開発を行っています。農業経営を確立するため、農業基盤の強化をはじめ、生産技術の向上、安定した生産に向けた環境整備への継続した支援と、さらなる発展に向けて販路拡大や地産地消の推進、農畜産物の付加価値を高める取り組みの充実が求められています。
- ②農畜産物の地産地消の推進については、食育としての学校給食における活用やファーマーズマーケットがに市場を活用した安全で安心な農畜産物の安定供給への取り組みを行っています。また、近年、消費者における食の安全や健康に対する意識が高まっており、減・無農薬栽培及び自然栽培、EM活用等による農畜産物が注目されてきています。消費者ニーズに対応した農畜産物の生産に向けた取り組みの検討や6次産業化が求められています。

### (3) 担い手の育成

- ①担い手農家の確保、農業団体の活動の支援、無料職業紹介の活用の推進（農家と働きたい方のマッチング）を行っています。認定農業者は、一定数の新規認定者がいるため、現状維持している状況です。認定農業者制度だけでなく、次世代を担う農業者の新規就農認定制度についても啓発を図り、将来的に認定農業者へステップアップできるように取り組んでいく必要があります。

認定農業者数の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
認定農業者数(人)	25人	30人	23人	18人	21人	22人

出典：産業振興課調べ

#### (4) 他産業との連携による6次産業化の推進

- ①生産の場としての活用だけでなく、畑の緑が本町の潤いのある景観を創出しているのをはじめ、教育・体験学習の場としての活用、土づくりの一環として行われている「ひまわり畑」が観光資源になりつつあるなど、農業・農地の活用を行っています。農業の持つ多面的機能や農地の可能性を活かし、町民等のニーズに対応した様々な機能を活用推進していくことが求められています。

### 施策の展開

#### (1) 農業基盤の強化

**担当課** 産業振興課、まちづくり振興課

- ①優良農地を確保し安定した生産環境の整備を図るため、かんがい施設や生産施設等の農業基盤の強化を図ります。
- ②農地を有効活用し生産力の向上を図るため、農地の保全・強化や土壌改良をはじめ、遊休地や耕作放棄地の解消による農地流動化・利用集積に努めます。

#### (2) 農業経営の強化

**担当課** 産業振興課、教育総務課

- ①農業経営基盤の強化を図るため、意欲の高い就農者の経営規模の拡大や新たに農業に従事する方への農地提供を行うため、農地等の利用の最適化に努めます。
- ②関係機関と連携し、安定した出荷・供給体制の充実や地産地消の推進を図るとともに、県内外・海外への販路拡大に向けて、市場調査やP R活動などの取組みを支援します。
- ③学校給食における南風原産品の利用を推進するとともに、町民が手軽に入手しやすい環境整備に努めます。
- ④かぼちゃやストレリチア等のブランド力の強化及び南風原産品のブランド化に向けて農業団体や関係機関等と連携し、安定した生産体制の構築や品質管理をはじめ、P R活動などの取組みを推進します。
- ⑤安全・安心・健康などの消費者ニーズに対応した付加価値の高い農畜産物の生産に向けて、農家をはじめ関係機関や農業団体等と連携を図り、優良品種等の導入や調査研究等に取り組めます。

#### (3) 担い手の育成

**担当課** 産業振興課

- ①担い手農家を確保するため、関係機関や農業団体と連携して相談活動をはじめ、農業研修、各種事業の情報提供など、育成・支援に努めます。
- ②生産技術に関する情報共有や農家同志の交流機会、農畜産物のP R活動など多様な役割を担っている農業団体の活動を支援します。
- ③無料職業紹介所の活用を推進し、農家と働きたい方のマッチングに努めます。

## (4) 他産業との連携による6次産業化の推進

**担当課** 産業振興課、生涯学習文化課、教育総務課、保健福祉課

- ①生産者、製造業、飲食店、町民など多様な主体と連携し、農畜産物等を活かした特産品開発を推進し、南風原町の特性や独自性を活かした6次産業化に向けた取り組みを支援します。
- ②農業・農地がもつ潤いのある景観の創出や自然環境の保全、教育・体験学習、観光・レクリエーション、農作業を通じた交流や健康増進などの機能を活かした取り組みを推進します。

### 主な事業

- 農地流動化・利用集積対策事業
- 認定農業者育成支援事業
- 南風原町6次産業化推進事業
- 職を通じた地場産業振興事業

### 5年後（令和8年度）の目標値

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
耕作放棄地又は遊休農地の面積	9.4ha	3.1ha	ha
認定農業者数	22人	30人	人
地域農産物を含んだ学校給食の実施日数	41日/200日	75日/200日	日/日

### 個別計画

- 南風原農業振興地域整備計画書
- 南風原町人・農地プラン



まちづくり目標 4

産業・雇用

## 工夫と連携で産業が躍動するまち

## 2 節 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興

## 施策のめざす姿

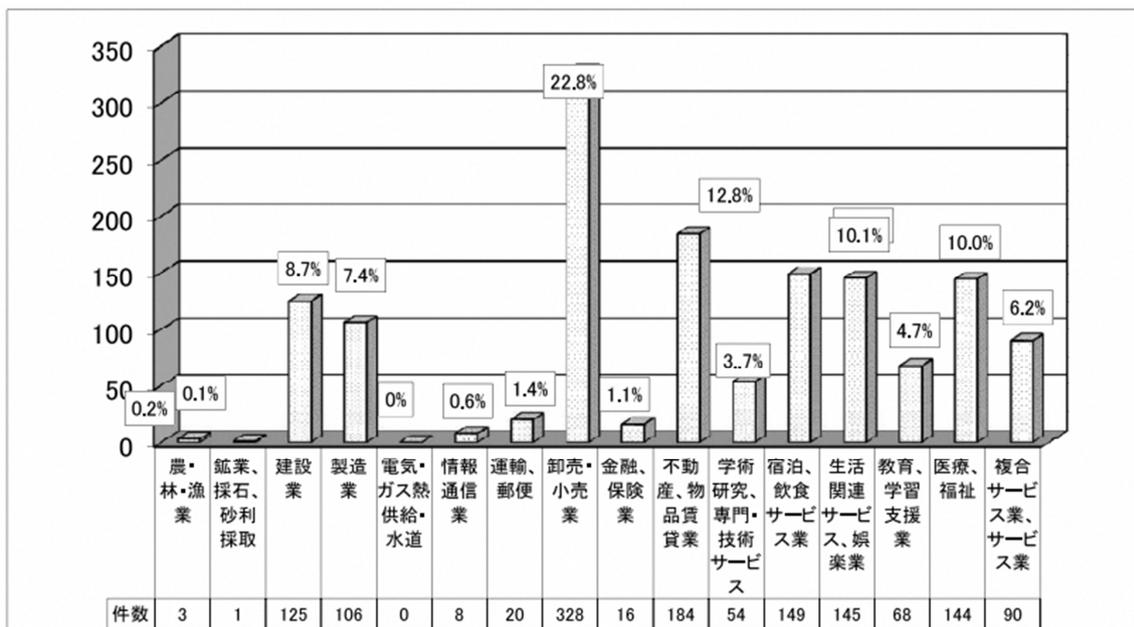


## 現状・課題

## (1) 商業、製造業等の既存産業の振興

- ①本町の事業所数は、平成 28 年経済センサスによると、1,441 事業所で、「卸売・小売業」が 22.8% (328 事業所)、「不動産、物品賃貸業」が 12.8% (184 事業所)、「宿泊、飲食サービス業」が 10.3% (149 事業所)、「生活関連サービス、娯楽業」が 10.1% (145 事業所)、「医療、福祉」が 10.0% (144 事業所) などとなっています。

平成 28 年経済センサスにおける事業所の状況 (1,441 事業所)



出典：平成 30 年度版 統計はえばる (第 13 号)

- ②本町の産業は、国道 329 号や 507 号などの幹線沿いに既存の商業や製造業の立地をはじめ、土地区画整理事業やバイパス等の環境整備が進んでいる地区には大型商業施設、新川地区には医療関連産業などの立地が進んでいます。地域の振興を図るため、大型商業施設の誘致等による雇用確保・拡大に努めてきました。これら産業の振興を図るため、商工会と連携した相談体制、

## II 基本計画編

育成、制度資金の活用などの支援を行っています。製造業等については、事業所の規模拡大の要望に対し、宅地化の進行による用地不足や用途地域による既存不適格により移転せざるを得ない状況があり、土地利用の誘導・確保等が課題となっています。また、事業所の大多数を占める中小企業を振興するため、企業、行政、町民のそれぞれの役割等を定めた「中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定しており、これに基づき、総合的な産業振興策に取り組むことが求められています。

### (2) 集積している産業を活かした新たな展開

①商工会と連携して、町内で起業を予定している方または新たな事業分野の開拓を考えている方のための相談指導や講演会の開催などの支援をしています。創業相談は、平成29年～令和元年までは数件でしたが、令和2年には12件の相談がありました。町内で事業を行う予定の事業者の創業支援を行うことで、地域経済の発展、町民の生活力の向上につながることから、本町の産業構造等の特性にあった企業誘致及び企業進出を促進するための施策の展開が求められています。また、集積している医療関連産業や印刷関連産業、情報関連産業を活かした新たな展開が求められています。

#### 創業相談の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
創業相談等(件)	11件	20件	1件	3件	0件	12件

出典：産業振興課調べ

### (3) 企業の相談・支援、雇用促進

①就労機会の提供及び企業支援を目的として、「無料職業紹介所」を開設しており、町内企業の求める人材情報の登録と雇用情報の提供を行っています。求人・求職ともに応募はありますが、マッチング至っていません。より多くの求人情報を登録するため、商工会と連携し、町内の求職者への多様な雇用機会の創出が求められています。

#### 求職者相談の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
求職者への相談・紹介数(回)	3回	90回	17回	21回	17回	5回

出典：産業振興課調べ

### (4) 企業進出の環境整備

①町外より町内へ企業立地を検討されている企業に対して、適地調査などを行いました。企業誘致には計画的な土地の整備が求められているので、町としてどのような事業が導入できるか財政面も含めて町全体で取り組む必要があります。

## 施策の展開

### (1) 商業、製造業等の既存産業の振興

**担当課** 産業振興課、まちづくり振興課

- ①本町における産業の現状や事業所の支援ニーズについて把握し、実情に即した効果的な産業振興を図ります。
- ②製造業等の技術力向上を図るため、産学官民が協力した高度化技術の導入・開発に向けた支援に努めます。
- ③町内に立地している事業所の業務拡大等に伴う移転については、町内での移転立地に向けた支援に努めます。
- ④工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、町内事業所への受注機会の増大に努めます。

### (2) 集積している産業を活かした新たな展開

**担当課** 産業振興課

- ①医療・健康関連産業の連携やスポーツコンベンション等による新たなビジネス化の支援に努めます。
- ②印刷関連産業や情報関連産業の技術を活かした新たな展開の支援に努めます。

### (3) 企業の相談・支援、雇用促進

**担当課** 産業振興課、まちづくり振興課

- ①商工会と連携した企業の経営改善に向けた相談及び指導、各種制度資金の活用など企業経営の安定化に向けた支援に努めます。
- ②無料職業紹介所については、町内企業及び町民等への周知を図り、雇用機会の提供及び企業支援に努めます。
- ③起業希望者については、商工会と連携して相談・制度活用に関する情報提供を推進するなど、起業支援に努めます。

### (4) 企業進出の環境整備

**担当課** 産業振興課、まちづくり振興課

- ①本町の産業構造等の特性を踏まえて、戦略的に誘致すべき企業のあり方や進出希望企業に対する産業用地の確保など環境整備の方策を検討します。

## 主な事業

- 中小企業・小規模企業振興推進事業
- 戦略的企業誘致整備促進事業
- 企業（起業含む）相談・支援事業
- 雇用・就労支援事業

## II 基本計画編

5年後（令和8年度）の目標値			
指標名	現状値 （令和2年度）	目標値 （令和3年度）	目標値 （令和8年度）
事業所数（経済センサス基礎調査）	1,796事業所 （令和元年度実施）	1,600事業所	事業所
従業者数（経済センサス基礎調査）	－	18,000人	人
創業相談数	12件	20件	件
求職者への相談・紹介数	5回	90回	回

### 個別計画

○



まちづくり目標 4

産業・雇用

工夫と連携で産業が躍動するまち

### 3 節 地域の連携で創る観光の振興

#### 施策のめざす姿

○

#### 現状・課題

##### (1) 観光振興計画の着実な推進と体制の強化

- ①近年、観光協会の設立、観光振興計画の策定、観光案内所の設置や体験宿泊（民泊）の受入れなど、観光地としての強化に向けた取り組みが進められています。今後、推進母体である観光協会を中心に関係団体や地域住民と連携し、観光振興計画に基づく様々な施策の着実な実施が課題となります。黄金森公園は、沖縄陸軍病院南風原壕群を活用した文化・平和学習の拠点としての展開と共に、関係機関・団体等の連携のもとでの観光振興への活用も期待されています。さらに、これまでの通過型観光から着地型観光や滞在型観光への転換が求められています。
- ②観光ガイドの人数は、平成 27 年には 11 人でしたが、令和 2 年には 30 人と着実に増えてきています。シマじまガイド事業において、講習会などでガイド育成やまちまーいを実施し、地元の方もガイドとして参加し、地元の情報を共有することで、観光客の満足度向上にも寄与しています。

観光ガイドの状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
観光ガイド人数（内コ ーディネーターガイド (人)	11 人 (5 人)	20 人 (10 人)	27 人 (15 人)	27 人 (15 人)	31 人 (15 人)	30 人 (16 人)

出典：産業振興課調べ

##### (2) 新たな観光資源の整備・活用

- ①本町における観光振興は、推進体制をはじめ、取り組みをスタートしたばかりであり、観光地としての認知度は依然として低い状況にあります。まち歩きツアー等の各種観光ツアーを開催し観光プログラムの充実に取り組みました。観光ツアーの実施状況は、令和 2 年は新型コロナウイルス感染症の影響によりあまり開催できませんでしたが、平成 30 年には 17 回 469 人の参加がありました。引き続き、観光地としての認知度向上に向けて、情報提供の充実や P R 活動を推進し、本町の魅力を発信することが求められています。

観光ツアーの状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
観光ツアー数(人/回)	476人/8回	500人/12回	223人/12回	469人/17回	469人/12回	23人/4回

出典：産業振興課調べ

### (3) 既存資源の活用・魅力向上の推進

- ① 沖縄県における観光客は、リピーターが多く、旅行内容も少人数による体験型、地域交流型の形態が増えています。地域の伝統行事に訪れる観光客は、交流を楽しみにしている方も多いため、町民のおもてなしの心の醸成が求められています。

### (4) 観光情報発信の充実

- ① 町の情報を県内外へ発信できる観光サイトの強化を行いました。また、はえるんやイメージキャラクターによる観光PR活動を実施しました。町外・県外では町公式キャラクターの知名度が低いため、SNSの活用や町外・県外のイベントにも積極的に参加する必要があります。

## 施策の展開

### (1) 観光振興計画の着実な推進と体制の強化

**担当課** 産業振興課、生涯学習文化課

- ① 観光振興に係る推進体制の強化をはじめ、新たな魅力づくり、滞在型観光を目指した環境整備などの施策を計画的に実施します。
- ② 地域と連携して、観光ガイドをはじめとする観光に携わる人材の育成に取り組みます。
- ③ 町民に対して、観光資源の情報提供をはじめ、まち歩きイベント開催など本町の観光資源について知って・体験できる機会を創出するとともに、町民も一体となった観光振興に向けたホスピタリティ意識の醸成を図ります。
- ④ 沖縄観光コンベンションビューローをはじめ、各種観光関連団体等と連携を強化し、観光プログラムの設定など広域的な施策の展開を図ります。

### (2) 新たな観光資源の整備・活用

**担当課** 産業振興課、生涯学習文化課

- ① 風景、モノ、人、集落景観など新たな観光資源の発掘・整備・活用への取り組みを推進します。
- ② 町内のスポーツ施設をはじめ、医療機関など集積している産業や農産物を活かした「食」など、本町の特徴ある資源の観光への活用を推進します。
- ③ 町の魅力ある資源について町民をはじめとして広く意見を募るなど、新たな観光資源の発掘に取り組みます。

### (3) 既存資源の活用・魅力向上の推進

**担当課** 産業振興課、生涯学習文化課

- ①町内の史跡等や優れた景勝地等の活用を図ります。
- ②平和学習をはじめ、かすりの里、綱曳き等の地域の歴史・文化・芸能などの観光資源の活用を促進するとともに、観光プログラムの内容の充実化を図ります。
- ③個々の観光資源をネットワークし、点から面への観光プログラムを設定するとともに、緑化や集落景観の形成などのまちづくり活動を通して、町全体の魅力向上に努めます。
- ④本町に所縁のある偉人を活かしたイベントや観光施策を推進します。

### (4) 観光情報発信の充実

**担当課** 産業振興課、総務課

- ①観光協会をはじめ、町のホームページ、アプリなどで提供している観光に関する情報の充実化、多様な媒体での広報に努めます。
- ②各種イベントの開催を行うなど、P R活動を推進します。

#### 主な事業

- 観光推進体制の強化事業
- 観光ガイドの育成事業
- 魅力的な観光プログラム充実事業
- 観光情報発信強化事業

#### 5年後（令和8年度）の目標値

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
観光ツアー数	23人／4回	500人／12回	人／回
観光ガイド人数 (内コーディネーターガイド)	30人 (16人)	20人 (10人)	人
民泊登録数	14家庭	40家庭	家庭

#### 個別計画

- 南風原町観光振興計画



まちづくり目標4

産業・雇用

工夫と連携で産業が躍動するまち

## 4節 歴史と伝統を誇る工芸産業の振興

### 施策のめざす姿

○

### 現状・課題

#### (1) 経営環境の改善への支援

- ①本町の伝統的工芸産業である琉球絣・南風原花織は、本部・喜屋武・照屋地区を中心に立地し、県内有数の産地となっています。琉球絣・南風原花織における経営環境改善の取り組みとして、販路開拓や後継者育成及び宣伝活動等の支援により、事業所や従業者の減少傾向が緩やかになっていますが、往時の勢いはなく、引き続き支援が必要な状況にあります。これら伝統工芸産業は、地域の歴史・文化的資産として重要であり、町をあげての取り組みが求められていますが、持続的に維持するには産業としての自立が課題となります。

琉球絣等従業者数、生産額の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
琉球絣等従業者数	151人	170人	171人	164人	162人	166人
琉球絣等生産額(千円)	152,532 千円	214,600 千円	152,016 千円	165,370 千円	146,836 千円	144,667 千円

出典：産業振興課調べ

#### (2) 後継者育成支援

- ①新規担い手を対象に、総合的知識から技術・技法の習得を目的とする研修事業を行いました。研修事業修了後、各工房での就業に繋げるが、収入の不安定等から離職率が高い状況です。

#### (3) 観光関連産業等との連携による展開

- ①琉球かすり会館やかすりの道を活用した観光メニュー設定をはじめ、学校の体験学習など、観光関連産業と連携した取り組みが行われています。他産業等との連携による新たな展開を図ることで、伝統工芸産業の活性化が求められています。

## 施策の展開

### (1) 経営環境の改善への支援

**担当課** 産業振興課、生涯学習文化課、学校教育課

- ①伝統工芸産業の自立に向けた総合的な支援に努めます。
- ②伝統的な織物としての技術を継承し、ブランドを維持するとともに、消費者のニーズに対応した需要の高い商品開発及び販路開拓に向けた取り組みを支援します。
- ③町民向けのイベント開催や体験学習など、町民が伝統工芸に親しむことができる環境づくりに取り組みます。
- ④琉球絣事業協同組合及び観光協会、役場等のホームページや其他媒体を活用して掲載情報の充実化を図り、町民、県内外・海外への情報発信に取り組みます。

### (2) 後継者育成支援

**担当課** 産業振興課、生涯学習文化課、学校教育課

- ①「デザイン・くくり」「染色」「製織」などの各工程における後継者の育成をはじめ、全ての工程に精通したコーディネーターの育成など、伝統工芸産業の将来を見据えた長期的な視点での後継者育成を支援します。
- ②町内の児童・生徒をはじめ、伝統工芸産業に興味のある方に対する体験・学習機会を提供するなど、多様な人材育成及び確保に努めます。

### (3) 観光関連産業等との連携による展開

**担当課** 産業振興課

- ①琉球絣や南風原花織を対象とした滞在型絣織り体験や民泊を活用した他の体験学習との連携など、多様なプログラムづくりに取り組みます。
- ②独自のイベント開催や観光関連イベントと連携した取り組みなど、多様なPR活動を推進します。
- ③観光関連産業をはじめ、異業種、他産地との多様な連携を図り、伝統工芸産業の活性化に取り組みます。

## 主な事業

- （仮称）伝統工芸産業振興計画の策定
- 担い手育成事業
- 商品開発及び販路開拓事業

## II 基本計画編

5年後（令和8年度）の目標値			
指標名	現状値 （令和2年度）	目標値 （令和3年度）	目標値 （令和8年度）
琉球絣等従業者数	166人	170人	人
新規担い手者数	延べ60人 （年11人）	延べ48人 （年8人）	人
琉球絣等生産額	144,667千円	214,600千円	千円

### 個別計画

○



まちづくり目標5

都市基盤・安全・安心

## みどりとまちが調和した安全・安心のまち

## 1 節 安全・安心に暮らせるまちづくり

## 施策のめざす姿

○

## 現状・課題

## (1) 防災体制の強化と推進

①防災計画に基づく避難訓練などの実施により、実践を通し災害に対する意識も高まっています。また、度重なる自然災害においては、物理的なハード面だけの対応では限界があることが示されています。各地域が主体的に取り組むための拠り所となる自主防災組織の立ち上げが必要不可欠です。令和2年現在の自主防災・防犯組織の設立数は4団体となっており、設立した組織では、独自に訓練を行うなど、地域防災力の強化に繋がっています。

防災訓練、自主防災組織の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
地域・学校における防災訓練回数(回)	10回	11回	10回	17回	20回	16回
自主防災・防犯組織設立数(団体)	0団体	5団体	1団体	4団体	4団体	4団体

出典：総務課調べ

②災害時要援護者名簿を作成し、町社会福祉協議会および民生委員・児童委員へ貸与名簿を提供し、障がい者（児）・高齢者の安全・安心の確保に向け取り組んでいます。災害時に援護を必要とする方の対象は日々の変化があります。そのため、災害時要援護者名簿の適宜更新や地域と一体となって要援護者の把握に努めるとともに、見守りネットワークづくり、福祉避難所の充実、支援体制の強化などが必要です。

## (2) 地域と協働した防犯・安全体制の確立と推進

①都市化や生活スタイルの変化などもあり、日常生活の中での安全・安心に暮らせる環境づくりは、以前にも増して地域主体の取り組みが重要となっています。これまで以上に各自治会や各種団体の連携の強化、担い手の継続的な支援が求められています。

### (3) 減災のまちづくりへの取り組み

- ①被災時の食料確保や避難所運営に必要な資機材を確保しました。また、防災マップの整備や配布、出前講座、防災訓練を通して危険個所の周知や防災啓発を行いました。安全で安心なまちづくりを進める上では、ハード面だけでなく、ソフト面も重視した減災の視点を持った取り組みが求められています。

## 施策の展開

### (1) 防災体制の強化と推進

**担当課** 総務課、保健福祉課

- ①南風原町地域防災計画に基づく総合的・体系的な防災施策を推進し、適時、社会状況を踏まえた見直しを行います。
- ②地域及び学校等における避難訓練等を通し、防災意識の向上を継続的・実践的に推進するため、自主防災組織の設立への取り組みを進めます。
- ③災害時における避難誘導をはじめ、避難所での高齢者や有病者、子どもへの対応など、平時より点検・調査研究を進め、行政と町民の役割分担や支援する側の潜在的な人的資源の活用など、災害時に速やかに対応できる環境づくりに取り組みます。

### (2) 地域と協働した防犯・安全体制の確立と推進

**担当課** 総務課、まちづくり振興課

- ①防犯灯や交通安全施設の設置など、地域における安全・安心な環境基盤づくりを地域と協働し取り組みます。
- ②各自治会や各種団体との継続的な連携によるマンパワーの確保と育成を図ります。

### (3) 減災のまちづくりへの取り組み

**担当課** 総務課、まちづくり振興課

- ①防災・防犯への取り組みは、普段の地域活動の蓄積や経験が基本となることから、ハードとソフト両面の視点によるまちづくりの調査・研究を進め、関連施策との連携を図ります。
- ②日常的な公園利用や散策ルートなどが、災害時の避難場所や避難ルートになるような災害・非常時に有効に機能するまちづくりに努めます。

## 主な事業

- 自主防災組織と地域防災リーダー育成事業
- 災害時要援護者の情報把握及び支援体制づくり推進事業
- 安全・安心な地域環境づくり推進事業

5年後（令和8年度）の目標値			
指標名	現状値 （令和2年度）	目標値 （令和3年度）	目標値 （令和8年度）
自主防災・防災組織設立数	4団体	5団体	団体
地域・学校における防災訓練回数	16回	11回	回
災害に強いまちづくりに関する取り組みへの町民満足度	－	55%	%

### 個別計画

○



まちづくり目標5

都市基盤・安全・安心

みどりとまちが調和した安全・安心のまち

## 2節 快適で文化的に暮らせるまちづくり

### 施策のめざす姿

○

### 現状・課題

#### (1) 緑地の保全

①「都市計画マスタープラン」等に基づき、丘陵地の緑地保全や公園整備を進めています。都市化の進展が著しい中、三大森（新川森、黄金森、高津嘉山）に代表される丘陵地の緑地保全はこれまで以上に実効性のある取り組みが求められています。

#### (2) 公園・広場の整備

①都市公園・農村公園の維持管理を適正に行うことにより、利用者に安全な憩いの場を提供しています。本町の都市公園・都市緑地の整備率は58.8%、1人当たり公園面積は5.8㎡/人となっています。那覇広域都市計画区域、沖縄県と比較すると、整備率、1人当たり公園面積ともに低い状況にあります。日常生活に身近な公園整備については、子育て環境の質の向上の観点からも継続的な対応が求められています。

公園・緑地の整備状況

区分	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	人口 (千人)	整備率 (%)	1人当たり公園面積 (㎡/人)
南風原町	39.2	23.1	40	58.80%	5.8
那覇広域	773.6	518.5	814.1	67.00%	6.4
沖縄県	2,215.90	1,350.00	1381.6	60.90%	9.8

資料：H31年都市計画現況調査

#### (3) 水辺空間の保全・活用及び水と緑のネットワーク

①丘陵緑地と市街地を流れる河川は、本町の今後のまちづくりの基盤をなす資源です。本町の資源を活かし、水と緑の連携したまちづくりへの利活用のあり方が求められています。また、河川環境については、親水化の整備が行われているなど、貴重な財産であることから、町民がより河川に親しむ環境づくりが求められています。

#### (4) 個性ある美しい住環境の保全・創出

- ①「本部カンナの会」など緑化に関わる主体的な地域活動も活発化しています。昨今のまちづくりや地域活性化の観点から、緑化を含む景観づくりは重要なポイントとなっており、本町においても町民と協働による景観形成が求められています。

#### (5) 都市と農村の調和

- ①都市と農村が共存する本町は、那覇市近郊である立地性や交通の利便性から、依然として都市的土地利用のニーズがあります。土地利用については、本町の特性である都市と農村のバランスに配慮しつつ、産業振興や地域活性化につながるきめ細かな対応が求められています。

#### (6) 下水道整備の促進

- ①地域の下水处理については、公共下水道事業及び農業集落排水事業などにより、計画的に整備を継続しています。下水道計画面積設備率は令和2年現在62%となっており、計画通り進んでいます。今後は、「沖縄汚水再生ちゅら水プラン（沖縄県下水道等整備構想）」を踏まえ、長期的な対応が求められています。

下水道整備状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
下水道計画面積設備率（整備区域／全体計画区域）（%）	49%	64%	61%	61%	62%	62%

出典：区画下水道課

### 施策の展開

#### (1) 緑地の保全

**担当課** まちづくり振興課、都市整備課、産業振興課

- ①民有地の丘陵緑地については、都市的土地利用への転用が可能であり、災害・景観等の面から、今後は保全地区の指定を含めきめ細かな保全策のあり方を検討します。
- ②荒廃地及び丘陵地の緑化等による質の向上など、緑地の保全と整備（緑道整備等）に取り組みます。

#### (2) 公園・広場の整備

**担当課** 都市整備課、まちづくり振興課、こども課

- ①公園整備については、人口増加に伴い子育て環境や身近な生活環境の面からも地区内の小規模公園・広場の整備を検討します。
- ②新たな公園・広場の整備や維持管理にあたっては、町民との協働による取り組みを推進します。

### (3) 水辺空間の保全・活用及び水と緑のネットワーク

**担当課** 都市整備課、住民環境課、まちづくり振興課

- ①南風原ダム等のため池や河川等の水辺空間の保全・活用のあり方について、検討します。
- ②貴重な資源である河川環境改善のため、町民の意識高揚を図るとともに、関係市町及び団体等と連携して水質浄化に取り組みます。
- ③都市の中における貴重な資源である水辺空間は、周辺環境も含め自然観察や蛍・とんぼ等の生育環境の回復への取り組みなど、保全・活用に努めます。
- ④親水護岸や広場、河川沿いの緑道の整備を図るとともに、街路樹が整備された幹線道路やかすりロードなど、これまでのストックの利活用について評価・分析を行います。
- ⑤評価・分析を基に、点や線として整備されてきた基盤をネットワーク化し、景観づくりや健康づくりなど多様な波及効果のある施策づくりに努め、利活用に向けて町民との情報共有を図ります。

### (4) 個性ある美しい住環境の保全・創出

**担当課** まちづくり振興課、区画下水道課、都市整備課

- ①景観づくりの指針となる景観計画を策定します。
- ②道路管理協定等による町民及び各種団体と行政との役割分担、支援のあり方など、協働によるまちづくりに向けた取り組みの充実・強化を図ります。
- ③緑化推進のための助成制度の発展的な利活用に努めます。
- ④生活に密接に関係する生活道路については、狭隘きょうあい道路のアクセス性向上等のハード的に対応する面と、ブロック塀の生垣化などソフト面も含めたきめの細かい対応のあり方を検討します。
- ⑤道路等の公共事業の導入に際しては、高木の植栽に努め、緑陰のあるまちづくりを図ります。
- ⑥津嘉山北地区については、引き続き土地区画整理事業を推進し、地区計画に基づき、快適で利便性の高い良好な市街地環境の形成を図ります。

### (5) 都市と農村の調和

**担当課** まちづくり振興課、産業振興課、企画財政課、都市整備課

- ①喜屋武・本部・照屋などの既存集落地域の市街化区域への編入に向けての取り組みを進めます。
- ②地域の独自性やオリジナリティのあるまちづくりをめざし、地区毎の土地利用のあり方について、地元と協働で取り組みます。
- ③那覇空港自動車道南北 I C 周辺地区など、広域交通の都市基盤を活かした土地利用のあり方について、関係者と連携し、取り組みを促進します。

### (6) 下水道整備の促進

**担当課** 区画下水道課、住民環境課

- ①公共下水道（污水）は、土地区画整理事業や道路整備事業等の基盤整備と連携し整備を行

- い、あわせて人口集中区域の整備を推進します。
- ②公共下水道（雨水）は、土地区画整理事業と連携を図りながら整備を行い、さらに浸水地域について重点的に整備を推進します。
- ③今後、町内や河川上流域の近隣市町における個別開発の進展等に対し、中長期の総合的な排水計画の必要性について、関係自治体との連携に努めます。
- ④下水道（汚水）が整備された区域内の各事業所・家庭からの汚水処理については、下水道への接続促進に取り組みます。
- ⑤地域特性を考慮し、合併浄化槽の設置、浄化槽の適切な維持管理の取り組みを進めます。

### 主な事業

- 都市計画マスタープランの見直し
- 景観計画の策定
- 市街化区域編入の検討
- 水と緑のネットワークの推進
- 公共下水道事業

### 5年後（令和8年度）の目標値

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
公園や緑地の保全や充実に関する取り組みへの満足度	—	50%	%
緑化に関する助成制度活用団体数	6団体	10団体	団体
下水道計画面積整備率（整備区域/ 全体計画区域）	62%	64%	%

### 個別計画

- 南風原町都市計画マスタープラン
- 沖縄汚水再生ちゅら水プラン（沖縄県下水道等整備構想）



まちづくり目標5

都市基盤・安全・安心

みどりとまちが調和した安全・安心のまち

### 3節 利便性のよい魅力あるまちづくり

#### 施策のめざす姿

○

#### 現状・課題

##### (1) 広域交通幹線軸と連携した町内道路交通ネットワークの整備

①交通の要衝地である本町は、広域幹線が充実しつつあります。今後は、町内の生活幹線道路との効果的な交通網の結節により、生活の利便性をより一層充実させることが求められています。

##### (2) 公共交通の利便性の向上

①自動車交通の利便性が向上する一方で、高齢者等の交通弱者の移動の確保やCO<sub>2</sub>削減による環境負荷の低減など、近年、公共交通に期待する機運の高まりがあります。関係者との連携による公共交通のあり方について、幅広い話し合いの場を確保し、検討することが求められています。

##### (3) 公共施設等のユニバーサルデザインの推進

①多くの方が利用する役場庁舎や学校等をはじめとする公共施設においては、施設のバリアフリー化による利用者の利便性の向上に取り組んでいます。歩行者空間をはじめとする公共空間におけるバリアフリーやユニバーサルデザインによる快適で安全性が確保された空間づくりが求められています。

## 施策の展開

### (1) 広域交通幹線軸と連携した町内道路交通ネットワークの整備

**担当課** まちづくり振興課、都市整備課、企画財政課、総務課

- ①広域幹線道路と生活幹線道路との効果的な結節による生活の利便性の向上を図ります。
- ②交通事故の多発する危険箇所については、町民とともに情報把握に努め、関係機関と連携し、危険除去に向けた取り組みを図ります。
- ③自動車交通のみならず、自転車道などスポーツレクリエーションの面からの道路整備のあり方についても検討します。
- ④道路整備による利便性の向上を周辺まちづくりへ波及させるための調査・研究に取り組みます。

### (2) 公共交通の利便性の向上

**担当課** まちづくり振興課、総務課、都市整備課、企画財政課

- ①高齢社会への対応や効果的なまちづくりなど、多様な視点から公共交通のあり方について検討します。
- ②町内の路線バスのあり方については、当該事業者との連携を図り、バス停の位置、路線ルートなど、最善の運行形態のあり方について検討します。
- ③L R T等の広域的な連携を必要とする公共交通のあり方については、県や近隣市町との連携を図り検討します。

### (3) 公共施設等のユニバーサルデザインの推進

**担当課** まちづくり振興課、都市整備課

- ①歩道等公的空間や公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。
- ②通学路等の歩行者優先の道路整備については、保護者や周辺地域住民との協働による実態調査なども踏まえ、沿道の景観づくりや防犯面など、多様な視点で検討します。

## 主な事業

- 町道改良事業
- 公共交通の整備検討

### 5年後（令和8年度）の目標値

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
町道改良率（改良済延長/総延長）	69.6%	71%	%
歩道拡幅や公的施設のバリアフリーへの取り組みへの町民満足度	—	33%	%

## 個別計画

○



まちづくり目標 6

環境

## 環境と共生する美しく住みよいまち

## 1 節 環境への取り組み

## 施策のめざす姿

○

## 現状・課題

## (1) ごみの減量化に向けた取り組みの推進

①町内から排出されるごみの量は人口の増加の影響もあり、年々増加傾向が続いており、その処理に伴う費用も同じく増加しています。一人一日あたりのごみ排出量は、平成 29 年度～令和元年度まで 420g 前後でほぼ横ばいでしたが、令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響で家庭ごみが増加しています。ごみの減量化及び資源化については、生ごみ処理機の購入助成をはじめ、ごみの分別及び 5 R 運動の啓発活動に取り組んでいます。引き続きごみの減量化・資源化に取り組む必要があります。

一人一日あたりごみ排出量の状況

項目	基準 (H27)	目標 (R3)	実績			
			H29	H30	R1	R2
ごみ減量化、一人一日あたりごみ排出量（事業系・資源ごみを除く）(g)	408g (H26 年度)	402g	423g	419g	418g	440g

出典：住民環境課調べ

## (2) 行政・町民等との連携による循環型社会の構築

①循環型社会のモデル事業として「はえばりサイクルループ」を実施しています。「循環型社会」の構築については、町民の意識を高めることが重要であり、継続した啓発活動等を行うことが必要となっています。

## (3) 公害及び環境衛生等の対策

①悪臭、騒音、ハブ、害虫等の問題については、適宜、対応・指導を行っています。不法投棄については、看板設置やパトロールを実施し、生活環境の維持に努めています。公害や不法投棄、環境衛生への対応については、町民の生活環境を守るために引き続き適切な対応が求められています。

#### (4) 環境保全の啓発と活動の推進

- ①地球温暖化による気温の上昇により、台風の大型化や集中豪雨など異常気象が発生すると言われており、これら環境問題についても生活に身近な問題となっています。環境問題については、町民の環境に関する意識を高め、みんなが実践できる地道な取り組みを行うことが求められています。

### 施策の展開

#### (1) ごみの減量化に向けた取り組みの推進

担当課 住民環境課

- ①5 R 活動をはじめとする、ごみの減量化・リサイクル・分別徹底などの啓発活動を推進するとともに、ごみの資源化率を向上させるための取り組みを行います。
- ②事業所へのごみの分別及び減量化、資源化に関する指導に努めます。
- ③小中学校の児童・生徒をはじめ、広く町民全体に対して環境学習を推進します。
- ④小中学校をはじめ、公共施設におけるごみの減量化、資源化への取り組みを推進します。

#### (2) 行政・町民等との連携による循環型社会の構築

担当課 住民環境課

- ①本町の循環型社会のモデル事業として取り組んでいる「はえばるリサイクルループ」については、町民・事業者・行政の協働により推進します。

#### (3) 公害及び環境衛生等の対策

担当課 住民環境課

- ①悪臭、騒音などの公害対策については、改善に向けた指導に努めます。
- ②野犬、ハブ、害虫等の対策については、適宜捕獲、駆除等の対応に努めます。
- ③不法投棄の防止については、関係機関と連携した広報活動、巡回パトロールなど防止活動を強化します。

#### (4) 環境保全の啓発と活動の推進

担当課 住民環境課、総務課、企画財政課、産業振興課、学校教育課

- ①環境保全に関する環境学習の開催や情報提供、イベント開催など、多様な手法による啓発活動の推進に努めます。
- ②各町立学校との連携を密にして、省エネルギー対策活動（フィフティ・フィフティ※等）の推進に努めます。
- ③家庭や事業所で実践できる環境保全の取り組みについて、情報提供に努めます。

## 主な事業

- ごみ減量化推進事業
- 住み良い住環境をめざした循環型社会促進事業
- 環境保全啓発事業

## 5年後（令和8年度）の目標値

指 標 名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
ごみ減量化 一人一日あたりごみ排出量（資源ごみを除く）	440g	402g	g
環境学習の開催数	37回	53回	回

## 個別計画

- 南風原町一般廃棄物処理基本計画
- 第2次南風原町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）



## 1 節 効率的で健全な行財政運営

### 施策のめざす姿



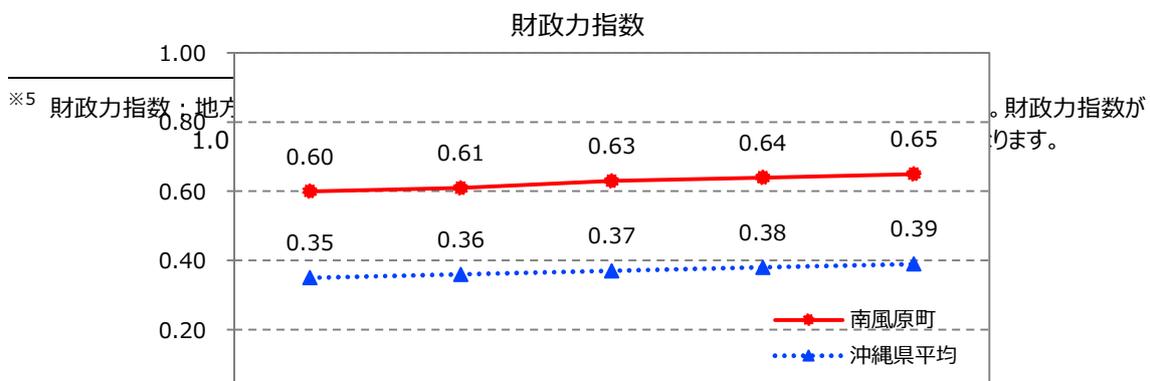
### 現状・課題

#### (1) 効率的な行政運営の推進

- ①総合計画の効果的な施策展開を推進するため、行政改革大綱などに基き徹底した行財政改革を進めています。社会経済情勢の変化に伴い発生するニーズに対し、新たな施策展開への対応など、的確な解決策や将来展望を持てる行財政運営が求められています。
- ②多様化する町民ニーズや社会情勢の変化に対応するため、組織改編をはじめ職員数の適正管理などに努めています。無駄を省き効果的な施策展開が推進できる行政運営のあり方が求められています。

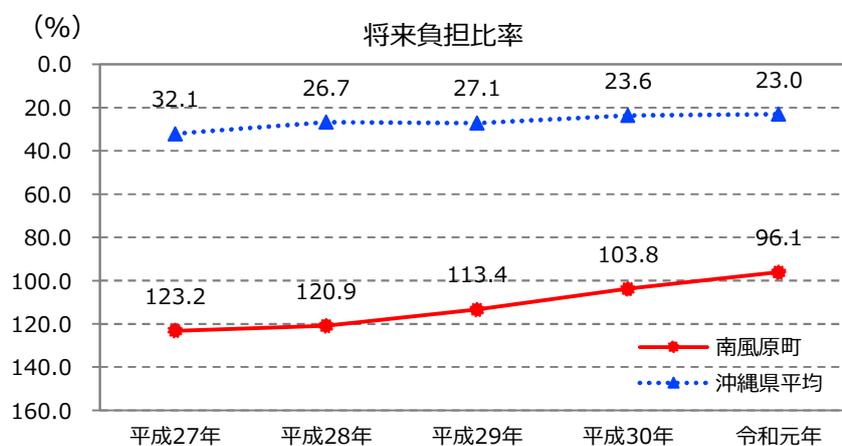
#### (2) 健全な財政運営の推進

- ①町の歳入で一番大きな割合を示している町税は堅調に伸びている反面、歳出では義務的経費における扶助費の伸びが著しく、財政の硬直化が進行しています。計画行政の推進と効率的で健全な財政運営が求められています。
- ②地方公共団体の財政力を示す財政力指数<sup>※5</sup>を見ると、令和元年度は0.65で沖縄県平均の0.39を上回っており、県内においては比較的財政力が高い良好な状況にあるといえます。これは、年々人口増に伴う町税が増えているのが要因となっています。今後も滞納整理等による税の徴収強化など歳入確保に努めるとともに、事業の見直し等による歳出の節減合理化を図る必要があります。



出典：令和元年度財政状況資料集

③将来財政を圧迫する可能性がどの程度あるかを示す将来負担比率<sup>※6</sup>を見ると、令和元年度は96.1%で比較的良好な状況にあるといえます。しかしながら、沖縄県平均の23.0%と比較すると大きく上回っており、県内においては負債（地方債）を抱えている割合が高いことがうかがえます。要因は、国民健康保険特別会計における赤字や地方債の増によるものです。また、地方債残高について、道路整備事業や公園整備事業、土地区画整理事業などの多くの事業が整備途中であるため、今後も続くと予想されます。将来負担比率を改善させるため、臨時財政対策債を除く町債発行額が当該年度の公債費元金償還額以下になるよう抑制し、公債費負担の中長期的な平準化を図る必要があります。



出典：令和元年度財政状況資料集

### (3) 広域行政の推進

①広域行政について、火葬場などの複数の市町村で実施した方が財政の負担が軽減される事業や、単独の市町村では解決が困難な事業について、共同で事業を実施しています。組織体制の強化、組織運営の合理化・効率化のため組織統合を検討する必要があります。

※6 将来負担比率：地方公共団体の収入に対して、地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを割合で表したものです。数値が高いほど、将来、財政を圧迫する可能性が高いことを示します。この指標にかかる早期健全化基準は、市町村では350%となっています。

### **(3) 広域行政の推進**

- ①広域行政について、火葬場などの複数の市町村で実施した方が財政の負担が軽減される事業や、単独の市町村では解決が困難な事業について、共同で事業を実施しています。組織体制の強化、組織運営の合理化・効率化のため組織統合を検討する必要があります。

### **(4) 職員の人材育成**

- ①南風原町職員人材育成方針に定めている「町民が主役であるとの認識を持った職員」「町民に公正・公平・誠実に対応し、信頼される職員」「広い視野と先見性を持った職員」「自らの責任で考え、新たな課題に挑戦する職員」の4つの求められる職員像を目指し、職員研修をはじめとする人材育成を行っています。社会経済情勢の変化に対応した施策展開を担う人材育成が求められています。

## 施策の展開

### (1) 効率的な行政運営の推進

**担当課** 企画財政課、全課

- ① P D C A サイクル（計画⇒実行⇒評価⇒改善）に基づいた事業の実施を推進し、総合計画の施策の実効性を確保します。
- ② 効率的な行政運営や町民サービスの向上を図るため、民間活用の適切な推進と良質な公共サービスの提供に努めます。
- ③ 社会情勢の変化や多様な町民ニーズ、新たな行政課題等に柔軟に対応できるよう、組織の改編や行政機構の見直しを行います。
- ④ I C T を活用し、住民票や戸籍などの手続きの簡素化等を図るなど、効率的な行政運営に努めます。

### (2) 健全な財政運営の推進

**担当課** 企画財政課、全課

- ① 総合計画の実施計画に基づき、予算の計画的かつ厳正な執行を図ります。
- ② 公共施設の新設・維持・管理など長期的な視点での検討が必要な財政問題の調査・研究を行います。
- ③ 健全な財政運営に向けて、自主財源の確保をはじめ、事務経費の削減、適正な職員配置と事務事業の効率化などの取り組みを推進します。

### (3) 広域行政の推進

**担当課** 企画財政課、住民環境課、総務課

- ① ごみ処理や消防など多様な広域行政の連携を推進するとともに、共通する地域課題の広域的な取り組みに努めます。
- ② 市町村間の連携だけでは対応が難しい課題については、国や県等との広域連携を行うなど、課題解決に努めます。

### (4) 職員の人材育成

**担当課** 総務課、全課

- ① 「南風原町職員人材育成基本方針」に基づいた人材育成を推進するとともに、様々な地域課題について政策づくりを担う人材育成に努めます。

## II 基本計画編

5年後（令和8年度）の目標値			
指標名	現状値 （令和2年度）	目標値 （令和3年度）	目標値 （令和8年度）
行政サービスに満足している人の割合	%	%	%
各種証明書コンビニエンスストア利用率	14.3%	20%	%

### 個別計画

○

2021/10/5現在

基本目標	基本施策	施策の展開	現状と課題	取組施策
まちづくり目標 1: みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち(自治・協働)	1. 情報の共有でひらかれたまち	(1) 町民と行政との情報共有の強化	① 広報はえばる、議会だより等を活用し、情報提供の充実を図っている。都市化の進展や人口・世帯数の増加に伴い、広報等の行政情報の全戸配布への対応が必要である。 ② 「広報はえばる」をアプリで配信中。情報化時代に対応した新たな情報発信のあり方について検討が必要である。	① 広報はえばる、議会だより等の広報誌の全戸配布 ② 新たな情報発信のあり方の検討
		(2) 町民ニーズを把握するための広聴制度の充実	① 町民ニーズの把握については、行政懇談会の開催、まちメール、提案箱等を活用。行政懇談会や議会報告会の活性化、女性や若者世代を含む多様な活動団体のニーズ把握など、情報提供・共有のあり方について更なる施策の充実が求められる。	① 行政懇談会や議会報告会等の効果的な運営 ② 各種委員会やパブリックコメント制度などを活用した町民参加の仕組みづくりの充実
		(3) 情報化の推進	① 行政においては各種情報の電子システム化を図り、情報公開への環境整備も進展している。より一層の時代に即した情報化の推進、情報セキュリティ対策、個人情報保護等、行政と町民の相互の情報伝達が求められる。	① 携帯端末向けサービス等による情報発信の充実 ② 電子申請やマイナンバー等の情報セキュリティ対策の強化 ③ 公文書の電子化等による情報公開の推進
	2. 自ら考え、行動し、みんなで創るまち	(1) 住民自治の確立に向けた学びの場の充実と支援	① 住民自治を学ぶまちづくり講演会や出前講座、学習会を開催。直近の開催数は令和元年に63回、令和2年に43回と目標値の40回を上回る。町民が町政に対する理解を深める重要な取り組みとして、住民自治に関する講演会や学習会など、住民自治を学ぶ場を創っていくことが求められる。 ② 各自治会、各種団体間の連携・関係づくりに向けた支援を行っている。地域活性化助成事業を周知するほか、他市町村の状況も踏まえ新たな支援策を検討する必要がある。	① 住民自治を学ぶまちづくり講演会や出前講座、学習会の開催 ② 各自治会、各種団体が主体的に行う学習会等への支援 ③ 団体間の連携・関係づくり支援
			(2) 公共サービスの担い手の発掘・育成	① 自治会活動を担う自治会長への支援や名人制度創設事業などと連携し、住民自治を担う人材育成を進めている。今後は、既存自治会以外における住民自治の担い手の育成が求められる。
		(3) 多様な人材の積極的活用	① 各分野でのスキルをもつ人材活用を進めている。令和2年現在、人材バンク等の登録者数は延べ1,339人(目標値は延べ570人)で、各分野の人材活用について更なる工夫が求められる。 ② 「第二次南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン)(改訂版)」(平成30年4月)を策定し、男女共同参画への意識づくりや家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくりに努めている。各種審議会等の女性登用率は、目標値50%に対し、令和2年現在では32%。各種会議の専門性等から目標達成に至っていないが、今後は更に女性が参画しやすい環境づくりを行っていく必要がある。	① 既存事業や関連事業での適材適所での多様な人材の積極的活用 ② 町内の豊富な経験や知識を有する人材の新たな活用場の可能性の調査研究 ③ 男女共同参画推進会議委員等と連携した女性の参画
			(4) 自治会加入の促進	① 町内の19カ所の各自治会や青年会、子ども会、老人クラブ、女性会等の住民自治が実践されている。自治会未加入世帯の増加、各種団体における会員減少や活動停滞などもみられる。各種団体への支援のあり方や新たな各種団体との連携など、仕組みづくりが求められる。
		(5) 協働のまちづくりの実践	① 近年、既存自治会の枠を超え、地域課題に取り組む目的達成型の各種団体が増え、協働のまちづくりが顕在化しつつある。安全・安心・福祉及び環境など、地域の抱える課題に対して、自ら考え行動する協働のまちづくりの一層の推進が求められる。	① 町内における協働のまちづくりの全体像の調査 ② 「協働のまちづくり推進組織」の検討
	1. 安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育	(1) 家庭教育の重要性の周知	① 都市化や核家族化、雇用環境の変化により、子育ての仕方を学ぶ機会や、子育ての悩みを相談する機会が減少している。町では青少年教育相談員、心の相談員、発達支援心理士等を配置し、教育相談の支援を行っている。 ② 沖縄県の「親のまなびあいプログラム」を活用し、町内の小中学校や、幼稚園、保育所等で「家庭教育に関する講座」を実施している。コロナ禍以前では、年23回実施し、目標の10回を上回る。プログラム参加者からは、「子育ての悩みや解決策を共有できた」、「今後も参加したい」と継続実施が望まれている。	① 家庭教育についての周知 ② 家庭・学校・行政等が協働した子どもの自己肯定感・生きる力を育む支援 ③ 「早おき・朝ごはん・徒歩登校・適度な運動・家庭学習・早ね」等の基本的な生活習慣の定着に向けた各種活動の推進 ④ インターネット等を通じた犯罪やいじめ対策(危険性や安全に利用するための知識、利用ルールの周知)
			(2) 家庭教育を考える機会の充実	① 町では町立中央公民館や各字公民館での講座を通じた家庭教育や、各学校PTAを中心とした家庭教育学級の活動支援、親子共同活動支援、ブックスタート事業等による親子のふれあいなどを通して家庭教育の大切さを再認識する機会を提供している。家庭の大切さや役割を再認識することを目的とした「家庭の日(毎月第3日曜日)」、「学校公開日(5月最終日曜日)」、「教育の日(12月の第2日曜日)」を設け、地域ぐるみで家庭教育の強化に取り組んでいる。様々な問題を抱える家庭が社会的に孤立することを防ぎ、子どもの「生きる力」を育むためには、地域・学校等と連携した支援が求められる。

基本目標	基本施策	施策の展開	現状と課題	取組施策
まちづくり目標 2: きらきりと輝く人が育つまち (教育・文化)	2. 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育	(1) 平和学習及び歴史学習の推進	①子ども平和学習交流を通じて学ぶ機会や平和意識の高揚に向けた取り組みなど、平和について学ぶ環境が整っている。インターネットの活用も進め、町内外からの平和学習への要望に応えることが求められる。	①南風原文化センターや沖縄陸軍病院南風原壕群を学習拠点として活用 ②壕や文化財の地域案内人の育成 ③戦争体験者の証言、体験談、資料の収集及び記録保存
		(2) 国際交流の推進	①ハワイ・カナダ(レスブリッジ市)でのホームステイ等による人材育成、学校支援地域本部事業(学校応援隊はえばる)等を通じて、学校・保護者・地域と連携した取り組みが行われている。国際交流の在り方について認識を深め、これからの若者たちが、真の国際人として「人を大切に」できる事業内容に展開させることが求められる。	①海外友好都市、南風原町から世界へ移住した方々との交流活動 ②国際交流など国際的な視野を持った人材育成
		(3) 学び・体験・交流の場や機会の充実	①南風原文化センター、公民館学級講座、各種社会教育団体の活動等、学びの場が充実している。まちの課題解決に向け、考え、行動できる人材を育てるための場や機会の更なる充実が求められる。	①町民が学び・体験・交流できる機会の充実
			②本町の歴史や文化、産業等について学べる「はえばる大学」は、コロナ禍においては受講者を10人に絞り実施。生涯学習の一環として広く仲間づくりを行いながら自己の生きがい探求を行える場となっている。今後は、高齢者の持つ知識や技術、経験を次世代に受け継ぐ世代間交流に関する取り組みが求められている。	②世代間交流の充実
			③南風原町立図書館では、南風原町民の学びのセンター的役割として、電子図書館の展開等を行い、多くの町民が利用している。町民の読書ニーズは今後も増え続けることが予想され、蔵書の増冊など、図書館機能の充実が求められる。	③南風原町立図書館の充実
	(4) 文化・伝統・芸能等の保全・継承・活用	①子どもたちの地域学習において、文化財や伝統工芸等を活用し、地域の歴史や文化と親しんでいる。伝統芸能については、貴重な地域資源として後継者の育成等に取り組んでいる。町の史跡や文化財等については、発掘と保存、活用(公開)等を適切に進める必要がある。伝統芸能を守り、未来へ受け継いでいくために、後継者の育成が求められる。	①文化財の調査・保存・管理・活用 ②南風原文化センターの利用促進 ③歴史文化講座を通じた地域文化の継承 ④観光や伝統工芸と連携した地域文化の継承	
	(5) スポーツ・レクリエーションの振興	①各種スポーツ大会や教室など、町民の相互交流や健康増進に努めている。スポーツ施設の利用状況は、毎年9万人以上の利用がある。町民の健康増進に向け、子どもから大人まで幅広い年代での運動習慣の定着が求められる。 ②黄金森運動公園の整備により、プロスポーツチームとの交流が図られている。スポーツキャンプ・合宿誘致件数を見ると、J1サッカーチームや県外大学陸上合宿などおよそ17団体を誘致している。引き続き、既存のスポーツキャンプの誘致に取り組んでいくと共に、新たなスポーツチームの誘致に向けた取り組みが求められる。	①各種スポーツ教室、スポーツ大会の実施 ②黄金森公園スポーツ施設活性化事業	
	3. 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育	(1) 豊かな心と健やかな体を育む学習内容の充実	①町民アンケート調査において、「子どもたちの心身の健康づくり対策について」とも重要が63.7%、「子どもたちの学力向上及び学習環境の整備について」とも重要が52.3%などとなっており、非常に重要度が高い項目である。 ②子どもたちの入園・入学がスムーズにできるよう、保幼小連携を行い各関係機関で情報共有に努めている。保育所・幼稚園では小学校入学に向けたアプローチカリキュラムの策定、小学校ではスタートカリキュラムを策定し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図っている。幼保から小学校へスムーズな移行、教育の一貫性に向けた関係機関の連携の強化、情報の共有化、カリキュラムの充実が望まれる。	①幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえた教育の充実及び南風原町学力向上推進要綱に基づいた学力の向上
			④基礎学力の向上に向け、学習支援員を配置している。外国の言語や文化について興味を持たせ英語力を向上させるため、小中学校に日本人英語指導助手や外国人英語指導助手を配置している。学力の把握、学力に応じた学習及び指導法の工夫、教育人材の確保が必要である。英語教育の一貫性、ふれる機会の増大、教材の充実指導体制の強化が必要である	②学力調査の実施や学習支援員、外国語指導助手等の配置
			③教育現場のICT化を通じて、わかりやすい授業を実施し、教育の質の向上と学力の向上、時代の変化に対応できる人材の育成に努めている。情報化社会の中において、電子機器(スマートフォン等)の利用については、ルールを守り正しい利用が求められる。	③「わかる授業」構築のため「町そろえる実践」を実施 ④ICT機器を活用した学習指導の工夫改善
(2) 子どもたちの心身の健康づくりと安心して学ぶ環境づくり		⑤教育委員会と町社会福祉協議会が連携し「南風原町福祉教育推進事業」を実施しており、子どもたちの「思いやりの心」「社会連帯の精神」を育む取り組みを推進している。各学校で実施されている福祉教育プログラムは、その内容や成果に違いがあることから、さらなる充実に向けて各学校と教育委員会、町社会福祉協議会が連携強化を図る必要がある。	⑤各学校と教育委員会、町社会福祉協議会と連携した福祉教育の推進	
(3) 地域と育む特色ある学校づくりと開かれた学校づくり		①不登校または不登校傾向にある児童生徒や、子どもへの対応に悩みを持つ保護者に対する支援を充実させるため、青少年教育相談員や心の教室相談員を小中学校に配置している。子どもたちの健全育成に向け、放課後子ども教室やクラブ活動を実施。、防災マップづくりを通じた子どもたちの危機管理能力の向上、安全マップの活用により安心して学ぶ環境づくりに努めている。子どもの「生きる力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育む教育を充実させるため、より良い環境づくりが求められる。	①食育の推進 ②心身の健康づくり及び運動の習慣化 ③学校相談事業によるいじめや非行問題、登校支援の実施 ④地域と連携した学校の防犯・防災体制の充実 ⑤学校周辺の安全マップの活用と危機管理能力の向上 ⑥ICT機器を活用した学習指導の工夫改善	
	①学校と学校支援地域コーディネーター、地域の学習支援ボランティア(学校応援隊はえばる)が連携し、教育内容の充実を図っている。学校応援隊はえばるボランティア数の状況を見ると、令和元年度までは概ね目標の2,000人に近い人数で推移している。今後も更なる学習領域拡大やボランティア人材を増やし、地域教育力の向上に努める必要がある。	①南風原町学校支援地域本部事業(学校応援隊はえばる)等による地域に開かれた学校づくり ②学校公開・講演会・教育長表彰等の実施		

基本目標	基本施策	施策の展開	現状と課題	取組施策
まちづくり目標 3:ちむぐるで ともにつくる福 祉と健康のまち (健康・福祉)	1.ちむぐるで 支えあう安心し て暮らせるまち	(1)ともに支え合 えるまちづくりの 推進	①各字自治会を単位とした「小地域福祉ネットワーク」が組織化され、地域住民が支え合いながら暮らせる地域づくりに取り組んでいる。近年、貧困、不登校、引きこもり、DV、虐待など社会の抱える問題は複雑化、複合化してきており、社会的孤立を防ぐ対策が求められる。 核家族化や共働き世帯の増加、働き方や価値観の多様化等に伴い、既存の公的支援等では解決が困難な福祉課題もあり、町民・行政・事業者・ボランティア等が連携した支えあいが必要である。 ②町社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティアの養成や情報提供が行われている。ボランティアセンターは、町民がボランティア活動(地域福祉活動)に参画する上で重要な役割を担っており、その機能を発揮するための体制の充実が求められている。 町民の地域福祉活動への積極的な参加を促進するため、福祉意識の高揚(福祉教育の推進)を図る取り組みの充実が必要である。	①町民、行政、町社会福祉協議会、関係機関等のネットワークづくり ②町民が年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無を問わず、相互に支えあい・助け合う交流活動の推進 ③町民に対する福祉教育の推進及び地域社会への町民参加の仕組みづくりの推進 ④コミュニティソーシャルワーカーと各種相談窓口、福祉事業者等との連携・協力体制の構築 ⑤民生委員・児童委員はじめ各種関係機関や字自治会、商工業者等と連携を密にした環境づくり
		(2)相談対応の充 実並びに各種制 度の周知	①町社会福祉協議会と連携し、障がい者(児)・高齢者等のニーズ把握に努め、適切なサービスの利用や関係機関と連携した支援、権利擁護等に取り組んでいる。保健・福祉・医療に関する各種情報は、町社会福祉協議会と連携しつつ、各種情報媒体を用い、広報活動に努めている。 地域福祉課題の解決に向け、町民や関係機関との協働体制の構築が必要である。また、福祉サービスの利用や権利擁護など適切な支援に繋ぐことができるよう、相談窓口としての役割や取り組みについて、さらに周知していく必要がある。 ②民生委員・児童委員の担い手確保を町社会福祉協議会とともに取り組んでおり、各委員の充足率の向上が課題となっている。 ③単身高齢者、高齢者のみ世帯の世帯数は増加し、割合も上昇している。単身高齢者、高齢者のみ世帯等、支援が必要でも自ら声をあげることが難しい方をサービスに繋げる等の支援が必要である。	①各種相談業務の実施 ②保健・福祉・医療に関する各種制度やサービス内容等の情報発信 ③民生委員・児童委員の担い手確保及び活動内容の周知 ④福祉課題の発見及び相談支援体制の強化 ⑤社会的孤立に関する状況把握及び沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター南部との連携
		(3)ふれあい・交 流・活動の場や機 会の充実	①小地域(字・自治会)における町民福祉活動の周知、活動への参加促進の広報を行っている。また、町民全体の地域福祉活動(「子育てサロン」、「高齢者サロン」、「友愛訪問活動」)の充実、人材の確保や組織体制の強化支援を行っている。地域福祉理解の啓発強化、勝つ人材の確保・育成、活動組織力の強化の支援の継続的な取り組みが必要である。	①小地域(字・自治会)における町民福祉活動の周知及び参加促進 ②「子育てサロン」、「高齢者サロン」、「友愛訪問活動」などの人材確保及び組織体制強化支援
		(4)権利擁護等に 関する制度の利 用促進	①民生委員、児童委員及びコミュニティソーシャルワーカーと各種相談窓口、福祉事業者等との連携・協力体制の構築を行っている。権利擁護理解の啓発、成年後見制度等の制度の理解と活用、相談体制の充実などの取り組み強化が必要である。	①成年後見制度の周知及び日常的な金銭管理支援事業(町社会福祉協議会)の実施 ②高齢者、障がい者(児)、児童等への虐待及びDVの早期発見・早期対応
	2.健康づくりの 推進	(1)生涯にわたっ て健康づくりに取 り組める体制の整 備	①各ライフステージの健診実施、健康状態の把握、公共施設等を活用した健康づくり環境が整っている。 ②メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合は、国や県平均と比較して高い。健康はえはる21(第2次)、データヘルス計画等に基づき、健康寿命の延伸、社会保障の安定を目指して生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組む必要がある。	①ライフステージごとの健康づくりに取り組める体制の整備
		(2)予防活動の推 進	①特定健診の受診率向上のため、指導員の電話による広報活動、AIを活用したはがき送付により受診勧奨に努めている。特定健診の結果から、男女ともに中性脂肪、ALT(GPT)、血糖、尿酸の有所見率が国よりも高い。糖尿病等生活習慣病が重症化し循環器疾患(脳血管疾患、虚血性心疾患)や慢性腎不全になることで生活の質(QOL)の低下を招いている。一人一人が健康な生活を送るため、健康づくりや生活習慣病予防を行うためのきっかけとして特定健診やがん検診の受診を推進し、健康づくりへの意識を高める必要がある。受診率向上のためには、仕事の形態に合わせた受診機会(ナイト健診・日曜健診など)を充実させる必要がある。 ②小児の予防接種については、令和2年度で98%以上の方が接種しており、伝染の恐れがある疾病及びまん延の予防になっている。高齢者の予防接種についても、希望する方が接種出来るよう、対象者への接種券発行を行っている。 ③近年の新型コロナウイルス感染症による世界的な流行は、健康危機、社会、経済など様々なところに大きな影響を及ぼしている。正しい知識の普及による感染拡大抑制や生活環境整備に向けた支援を率先して実施していく必要がある。	①生活習慣病の発症予防並びに重症化予防 ②各ライフステージに対応した切れ目のない保健指導・栄養指導 ③家庭訪問や健康相談、健診結果説明会、健康教育などによる保健指導・栄養指導の充実 ④定期予防接種等の実施
		(1)待機児童の解 消	①本町の待機児童の状況は、令和元年度に194人、令和2年度には40人までに減るも、目標の0人には至っていない。保育定員の確保策として保育園の整備を進めており、令和2年度においては、与那覇第二保育園及び明星保育園の整備を実施。預かり保育希望者も年々増え、保護者のニーズに応え土曜日保育を実施。子ども・子育てに関するニーズ調査から、幼稚園及び認可保育所の定員を上回るニーズが示されており、施設の充実、保育士の確保が求められている。 ②保護者へのニーズに対応するため段階的に幼稚園教育及び保育の充実に取り組んでいる。子育て世帯が子どもの保育・教育、健康等のサービスに関する情報を手軽に入手できる環境づくりが必要である。	①新たな保育所の整備、保育所の分園や改築、既存保育所定員の見直し等による保育定員の確保 ②小規模保育事業による低年齢児(0歳～2歳)の受け入れ枠の確保 ③公立幼稚園における一時預かり等の実施 ④認定こども園の検討

基本目標	基本施策	施策の展開	現状と課題	取組施策
3. 子ども・子育て支援の充実		(2) 各種保育サービスの充実	①安心して子育てできる環境の整備として、一時保育等の実施、病児保育の委託をいっつつ、保護者同士が交流しやすい場づくり(各字公民館での子育てサロン、保育園の子育て支援センター)を実施。一時保育等、保育士確保による安定的な事業実施が求められている。	①地域子ども・子育て支援事業の実施 ②幼稚園教諭や保育士の研修等による幼児教育・保育の質の向上 ③子育て支援員の配置等による子育て支援サービスの提供
		(3) 安心して子どもを生み育てるための支援の充実	①平成29年1月から中学3年までの通院、入院の窓口支払いを無償化している。また、沖縄県全域において、平成30年10月から未就学児の通院・入院において窓口支払いの無償化が開始。今後は、高校卒業(18歳)までの年齢拡充に向けた制度改正が求められる。 ②妊婦健診を定期的に受けることで母体の疾病または異常の早期発見及び防止になっている。健診結果をもとに、リスクの高い妊婦に対して保健師・助産師による訪問や電話での相談等を行い、妊産婦の生活習慣に対する助言や出産に対する不安の解消を図った。安全で安心な出産に向けて健診を定期的に受けることの意義を引き続き啓発していく必要がある。	①地域での子育てネットワークの構築 ②子育てサロン、子育て支援センター、ファミリークラブ等の交流の場づくり ③こども医療費助成の充実 ④子育てに関する情報発信 ⑤妊婦健診や乳幼児健診等の保健指導や栄養指導を通じた保護者と子どもの健康づくり、育児不安の軽減
		(4) 子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくり	①子どもたちの居場所としては、児童館や学童クラブなどがある。学童クラブについて、保護者の負担が重く利用できないひとり親世帯等を対象に助成を行っている。引き続き放課後の居場所づくりについて、利用しやすい体制作りが求められる。	①放課後子ども総合プランの推進並びに公民館や児童館等の地域資源を活用した放課後の居場所づくり ②学童クラブにおけるひとり親世帯等への助成
		(5) 貧困の連鎖防止	①町民アンケート調査において、「子どもの貧困、社会的孤立の防止に向けた支援体制」、「虐待、DVの相談窓口や通知義務の周知について」は満足度が低く重要度が高い結果となっており、重点的に強化する必要がある。 ②子どもの貧困は、社会的孤立・排除、不適切な養育環境・虐待、低い自己肯定感、低学力・低学歴などが経済的貧困と重なることで、子どもの生活や成長に影響を与え、次世代へ連鎖している。引きこもり、登校しぶり、青少年の非行、DVや虐待、社会的孤立などの防止については、対象者の家庭環境を含めできる限り早い段階から包括的な支援が必要である。また、子どもへの支援を充実するため、子ども元氣支援員や児童厚生員、放課後児童支援員などへ研修が必要である。 ③要保護児童等対策地域協議会では、関係機関連携により支援を必要とする児童等の対応を行っている。要保護児童等対策地域協議会に上がってくる案件を将来的に減らすよう、根本的な施策が必要である。	①行政や町社会福祉協議会、関係機関、警察署、学童クラブ、NPO等と連携した子どもの貧困及び社会的孤立防止の支援体制の整備 ②子ども元氣支援員や児童厚生員、放課後児童支援員等の研修実施 ③児童館の新たな利活用 ④就学援助制度における対象費目の拡充検討及び要保護世帯等に対する給食費等の援助
		(1) 障がい者(児)を支える体制の強化とサービスの充実	①障がい者(児)が日常生活や社会参加を営むことができるよう、福祉サービスの提供、サークル活動や各種イベント等を通じた交流機会の創出を行っている。障がい者就労サービス支援件数は、令和2年に190件となっており、平成27年の159件と比べ増加している。今後の課題としては、障がいに対する正しい理解を促すとともに、障がい者(児)の社会参加を進め、障がいのある人もない人もともに生きる社会の構築が求められている。 ②健診を通して子どもの発育・発達の状態を把握し、必要に応じて早期療育につなげている。障がい児通所給付支援件数は、令和2年に311件となっており、平成27年の144件に比べると増加傾向にある。引き続き、療育や就労支援等の福祉サービスの充実を図るとともに、相談支援等を通じた障がい者(児)に対する適切なサービス提供が求められている。	①障がい者(児)を支えるための他分野の連携及び相談支援体制の充実 ②共生社会の実現に向けて、障がいや障がい者(児)に対する理解を深めるための啓発、交流活動等の実施 ③「障がい者計画・障がい福祉計画」の策定及び福祉サービスの充実 ④障がい者(児)の療育及び教育、就労支援等の実施
4. 障がい者(児)・高齢者支援の充実		(2) 高齢者を支える体制の強化とサービスの充実	①本町の高齢化率は全国、沖縄県より低い水準で推移しており、令和元年度では18.0%である。将来推計は令和12年に22.5%、令和22年には25.1%になると予測される。また、令和12年には後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回り、令和22年の前・後期高齢者人口の比は、およそ4:6になると予測される。 ②高齢者が日常生活や社会参加を営むことができるよう、必要な福祉サービスを提供している。本町の要介護認定率は、令和2年に12.4%となっており、平成27年の13%に比べると若干の改善傾向を示している。高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活が送れるよう、ミニデイや高齢者サロン、各地域での趣味やスポーツ活動、ボランティア活動を支援し生きがいや社会参加へつなげる活動を促していく必要がある。 ③「高齢者保健福祉計画」を令和2年度に策定し、認知症の予防と医療・介護等への適切な体制の整備をした。認知症の容態に応じた適時、適切な医療・介護等へつなげ、認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進が求められている。	①「高齢者保健福祉計画」の策定及び福祉サービスの充実 ②地域包括ケアシステムの構築 ③認知症の支援体制の整備及び見守る地域づくりのための普及・啓発 ④高齢者の生きがいづくりや社会参加、老人クラブ等への支援 ⑤介護予防・日常生活支援総合事業の充実

基本目標	基本施策	施策の展開	現状と課題	取組施策
まちづくり目標 4: 工夫と連携 で産業が躍動 するまち(産業・ 雇用)	1. 南風原産品 を創り伸ばす農 業の振興	(1) 農業基盤の強化	①本町の農業振興地域面積は平成28年度現在、634.3haで、町面積1,076haの58.9%を占めている。本町は県都那覇市に隣接し、宅地需要も高く、農用地が他の用途へ転用される傾向にある。農用地は、農作物生産の基盤であることから、その保全及び確保に努めるとともに、他用途への転用については、集落内に介在する農用地及び集団性や効率性に乏しい小規模農用地などをあてる必要がある。	①かんがい施設や生産施設等の農業基盤の強化
			②耕作放棄地又は遊休農地の面積は、令和2年現在9.4haである。農地流動化・利用集積対策事業等により農地集積を進め農業経営基盤強化を図っているが、目標値の3.1haには届いていない状況にあり、今後も農地中間管理機構等と連携した農地集積に努め必要がある。	②農地の保全・強化や土壌改良、遊休地や耕作放棄地の解消による農地流動化・利用集積
		(2) 農業経営の強化	①施設整備や農地の集約化、研修・指導、農業団体の育成、病害虫等対策、優良品種・優良家畜の導入など、安定した農業経営に向けた支援を行っている。 JAや農業生産法人を中心とした県内外への出荷・供給体制が構築されている。 農業所得の向上のため、南風原産品のブランド化や特産品開発を行っている。 農業経営を確立するため、農業基盤の強化、生産技術の向上、安定した生産に向けた環境整備への継続した支援と、さらなる発展に向けて販路拡大や地産地消の推進、農畜産物の付加価値を高める取り組みの充実が求められる。	①就農者の経営規模の拡大、新規農業者への農地提供等による農地利用の最適化
				②安定した出荷・供給体制の充実及び販路拡大に向けた取り組みの支援
				③学校給食及び町民が南風原産品を入手できる地産地消の推進
				④かぼちゃやストレリチア等の南風原産品のブランド力の強化
		(3) 担い手の育成	①担い手農家の確保、農業団体の活動の支援、無料職業紹介を活用している。認定農業者は、20人前後で現状維持している。認定農業者制度だけでなく、次世代を担う農業者の新規就農認定制度についても啓発を図り、将来的に認定農業者へステップアップできるように取り組んでいく必要がある。	①関係機関と連携した相談活動、農業研修、情報提供等による担い手育成支援
				②農家同士の交流会といった農業団体の活動支援 ③無料職業紹介所の活用推進(農家と働きたい方のマッチング)
	(4) 他産業との連携による6次産業化の推進	①生産の場としてだけでなく、畑の緑が本町の潤いのある景観を創出しており、教育・体験学習の場としての活用、土づくりの一環として行われている「ひまわり畑」が観光資源になりつつある。農業の持つ多面的機能や農地の可能性を活かし、町民等のニーズに対応した様々な機能を活用推進していくことが求められる。	①農畜産物等を活かした特産品の開発等による6次産業化の推進	
			②農業・農地を活かした自然環境保全、教育・体験学習、観光・レクリエーション等の取組推進	
	2. 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興	(1) 商業、製造業等の既存産業の振興	①本町の事業所数は、平成28年経済センサスによると、1,441事業所で、「卸売・小売業」が22.8%(328事業所)、「不動産、物品賃貸業」が12.8%(184事業所)、「宿泊、飲食サービス業」が10.3%(149事業所)、「生活関連サービス、娯楽業」が10.1%(145事業所)、「医療、福祉」が10.0%(144事業所)。 ②本町の産業は、国道329号や507号などの幹線沿いに既存の商業や製造業が立地、土地区画整理事業やバイパス等には大型商業施設、新川地区には医療関連産業が立地している。地域の振興を図るため、大型商業施設の誘致等による雇用確保・拡大、商工会と連携した相談体制、育成、制度資金の活用などの支援を行ってきた。 製造業等については、事業所の規模拡大の要望に対し、宅地化の進行による用地不足や用途地域による既存不適格により移転せざるを得ない状況があり、土地利用の誘導・確保等が課題。 また、事業所の大多数を占める中小企業を振興するため、「中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定しており、これに基づき、総合的な産業振興策に取り組む必要がある。	①産業の現状や事務所の支援ニーズの把握、実情に即した効果的な産業振興
				②産学官民が協力した高度化技術の導入・開発支援
				③町内に立地している事業所の業務拡大等に伴う移転支援
				④工事の発注、物品及び役務の調達等の町内事業所への発注機会の増大
		(2) 集積している産業を活かした新たな展開	①商工会と連携して、起業予定や新分野開拓を考えている方へ相談指導や講演会開催などの支援をしている。創業相談は、平成29年～令和元年までは数件だったが、令和2年には12件となった。町内で事業を行う予定の事業者の創業支援を行うことで、地域経済の発展、町民の生活力の向上につながることから、本町の産業構造等の特性にあった企業誘致及び企業進出を促進するための施策の展開が求められる。また、集積している医療関連産業や印刷関連産業、情報関連産業を活かした新たな展開が求められる。	①医療・健康関連産業の連携やスポーツコンベンション等による新たなビジネス化の支援
				②印刷関連産業や情報関連産業の技術を活かした新たな展開の支援
(3) 企業の相談・支援、雇用促進		①就労機会の提供及び企業支援を目的として、「無料職業紹介所」を開設しており、町内企業の求める人材情報の登録と雇用情報の提供を行っている。求人・求職ともに応募があるもののマッチングに至っていない。 より多くの求人情報を登録するため、商工会と連携し、町内の求職者への多様な雇用機会の創出が求められる。	①商工会と連携した相談事業、各種制度資金の活用等による企業支援	
			②無料職業紹介所の周知による雇用機会の提供 ③商工会と連携した起業支援	
(4) 企業進出の環境整備	①町外より町内へ企業立地を検討されている企業に対して、適地調査を行った。企業誘致には計画的な土地の整備が求められているので、町としてどのような事業が導入できるか財政面も含めて町全体で取り組む必要がある。	①企業を誘致する環境整備の方策の検討		

基本目標	基本施策	施策の展開	現状と課題	取組施策
3. 地域の連携で創る観光の振興	(1) 観光振興計画の着実な推進と体制の強化		①近年、観光協会の設立、観光振興計画の策定、観光案内所の設置や体験宿泊(民泊)の受入れなど、観光地の強化を図っている。今後は、観光協会を中心に関係団体や地域住民と連携し、観光振興計画に基づく施策の着実な実施が課題となる。黄金森公園は、沖縄陸軍病院南風原壕群を活用した文化・平和学習の拠点機能に加え、観光振興への活用も期待されている。これまでの通過型観光から着地型観光や滞在型観光への転換が求められる。 ②観光ガイドの人数は、平成27年に11人、令和2年には30人(目標値20人)と着実に増えている。シマジマガイド事業において、講習会でのガイド育成、まちまーいの実施、地元の方がガイドとして参加することで、観光客の満足度向上にも寄与している。	①観光振興に係る推進体制の強化
				②地域と連携した観光ガイド等の人材育成
				③町民も一体となった観光振興に向けたホスピタリティー意識の醸成
				④沖縄観光コンベンションビューローをはじめとする観光関連団体と連携した広域的な観光プログラムの設定
	(2) 新たな観光資源の整備・活用		①本町における観光振興は、取り組みをスタートしたばかりであり、観光地としての認知度は低い。まち歩きツアー等の各種観光ツアーを開催し観光プログラムの充実に取り組んだ。観光ツアーの実施状況は、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、平成30年には17回469人の参加があった。引き続き、観光地としての認知度向上に向けて、情報提供の充実やPR活動を推進し、本町の魅力を発信することが求められる。	①風景、モノ、人、集落景観など新たな観光資源の発掘・整備・活用
				②スポーツ施設、医療機関、農産物といった本町の特徴ある資源の観光への活用
				③新たな観光資源の発掘
	(3) 既存資源の活用・魅力向上の推進		①沖縄県における観光客は、リピーターが多く、旅行内容も少人数による体験型、地域交流型の形態が増えている。地域の伝統行事に訪れる観光客は、交流を楽しみにしている方も多いことから、町民のおもてなしの心の醸成が求められる。	①史跡や優れた景勝地等の活用
				②平和学習をはじめ、かすりの里、綱曳き等の地域の歴史・文化・芸能などの観光資源の活用
	(4) 観光情報発信の充実		①観光サイトを強化し、はえるんやイメージキャラクターによる観光PR活動を実施した。町外・県外では町公式キャラクターの知名度が低いため、SNSの活用や町外・県外のイベントにも積極的に参加する必要がある。	③個々の観光資源をつなぐ観光プログラムの設定
				④本町に所縁のある偉人を活かした観光施策の推進
	4. 歴史と伝統を誇る工芸産業の振興	(1) 経営環境の改善への支援		①本町の伝統的工芸産業である琉球絣・南風原花織は、本部・喜屋武・照屋地区を中心に立地し、県内有数の産地である。琉球絣・南風原花織における経営環境改善の取り組みとして、販路開拓や後継者育成及び宣伝活動等の支援により、事業所や従業員の減少傾向が緩やかではあるものの、引き続き支援が必要な状況である。これら伝統工芸産業は、地域の歴史・文化的資産として重要であり、町をあげて取り組む必要があるが、永続的に維持するには産業としての自立が課題となる。
②各種イベントの開催によるPR活動				
(2) 後継者育成支援			①新規担い手を対象に、総合的知識から技術・技法の習得を目的とする研修事業を行った。研修事業修了後、各工房での就業に繋げるが、収入の不安定等から離職率が高い状況にある。	①伝統工芸産業の自立に向けた総合的な支援
				②琉球絣・南風原花織のブランド維持及び販路開拓支援
(3) 観光関連産業等との連携による展開			①琉球かすり会館やかすりの道を活用した観光メニュー設定をはじめ、学校の体験学習など、観光関連産業と連携した取り組みが行われている。他産業等との連携による新たな展開を図ることで、伝統工芸産業の活性化が求められている。	③町民が伝統工芸に親しむことができる環境づくり
				④琉球絣事業協同組合等と連携した町民、県内外・海外への情報発信
			①各工程における後継者の育成及びコーディネーターの育成	
			②体験・学習機会の提供による多様な人材育成及び確保	
			①滞在型絣織り体験等による体験学習との連携	
			②多様なPR活動	
			③異業種、他産地との連携による伝統工芸産業の活性化	

基本目標	基本施策	施策の展開	現状と課題	取組施策
まちづくり目標 5:みどりとまちが調和した安全・安心のまち(都市基盤・安全・安心)	1. 安全・安心に暮らせるまちづくり	(1)防災体制の強化と推進	①防災計画に基づく避難訓練を実施し、災害意識も高まっている。度重なる自然災害においては、物理的なハード面だけの対応に限界があることから、自主防災組織の立ち上げが必要不可欠である。令和2年現在の自主防災・防犯組織の設立数は4団体で、設立した組織では、独自に訓練を行うなど、地域防災力の強化に繋がっている。 ②災害時要援護者名簿を作成し、町社会福祉協議会および民生委員・児童委員へ貸与名簿を提供し、障がい者(児)・高齢者の安全・安心の確保に向け取り組んでいる。対象者変化に対応した名簿の適宜更新と地域と一体となった要援護者の把握、見守りネットワーク、福祉避難所の充実支援体制の強化が必要である。	①南風原町地域防災計画に基づく総合的・体系的な防災施策の推進 ②自主防災組織の設立推進 ③災害時要援護者の対応など災害時に速やかに対応できる環境づくり
		(2)地域と協働した防犯・安全体制の確立と推進	①都市化や生活スタイルの変化などもあり、日常生活の中での安全・安心に暮らせる環境づくりは、以前にも増して地域主体の取り組みが重要となっている。各自治会や各種団体の連携の強化、担い手の継続的な支援が求められている。	①防犯灯や交通安全施設の設置など地域における安全・安心な環境基盤づくりの推進 ②各自治会や各種団体と連携した防犯・安全体制の確立
		(3)減災のまちづくりへの取り組み	①被災時の食料、避難所運営に必要な資機材の確保、防災マップの配布、出前講座、防災訓練を通じた危険個所の周知、防災啓発を行った。安全で安心なまちづくりを進める上では、ハード面だけでなく、ソフト面も重視した減災の視点を持った取り組みが求められる。	①ハードとソフト両面の視点によるまちづくりの調査・研究 ②災害・非常時に有効に機能するまちづくり
	2. 快適で文化的に暮らせるまちづくり	(1)緑地の保全	①「都市計画マスタープラン」等に基づき、丘陵地の緑地保全や公園整備を進めている。都市化の進展が著しい中、三大森(新川森、黄金森、高津嘉山)に代表される丘陵地の緑地保全はこれまで以上に実効性のある取り組みが求められる。	①民有地の丘陵緑地の保全策の検討 ②荒地及び丘陵地の緑化
		(2)公園・広場の整備	①都市公園・農村公園は、利用者に安全な憩いの場を提供している。本町の都市公園・都市緑地の整備率は58.8%、1人当たり公園面積は5.8㎡/人で、那覇広域都市計画区域、沖縄県と比較すると、整備率、1人当たり公園面積ともに低い状況にある。日常生活に身近な公園整備については、子育て環境の質の向上の観点からも継続的な対応が求められている。	①小規模公園・広場の整備検討 ②町民との協働による公園・広場の整備及び維持管理
		(3)水辺空間の保全・活用及び水と緑のネットワーク	①丘陵緑地と市街地を流れる河川は、本町の今後のまちづくりの基盤をなす資源である。これらを活かし、水と緑の連携したまちづくりへの利活用のあり方が求められている。また、河川環境については、親水化の整備が行われているなど、貴重な財産であることから、町民がより河川に親しむ環境づくりが求められる。	①南風原ダム等のため池や河川等の水辺空間の保全・活用方法の検討 ②河川環境改善 ③水辺空間における蛍・とんぼ等の生育環境の保全・活用 ④親水護岸や広場、河川沿いの緑道の整備及びかすりロード等のストック利活用の評価・分析 ⑤水辺空間基盤のネットワーク化と波及効果のある施策づくり
		(4)個性ある美しい住環境の保全・創出	①「本部カンナの会」など緑化に関わる主体的な地域活動も活発化している。昨今のまちづくりや地域活性化の観点から、緑化を含む景観づくりは重要なポイントとなっており、本町においても町民と協働による景観形成が求められている。	①景観計画の策定 ②道路管理協定等町民及び各種団体との協働によるまちづくりの充実 ③緑化推進のための助成制度の利活用 ④生活道路等狭隘道路のアクセス性向上 ⑤道路等公共事業における高木植栽等緑陰のあるまちづくり ⑥土地区画整理事業による良好な市街地環境の形成
		(5)都市と農村の調和	①都市と農村が共存する本町は、那覇市近郊である立地性や交通の利便性から、依然として都市的土地利用のニーズがある。土地利用については、本町の特性である都市と農村のバランスに配慮しつつ、産業振興や地域活性化につながるきめ細かな対応が必要である。	①喜屋武・本部・照屋などの既存集落地域の市街化区域への編入検討 ②地区毎のオリジナリティのあるまちづくり ③那覇空港自動車道南北IC周辺地区など広域交通の都市基盤を活かした土地利用の検討
		(6)下水道整備の促進	①地域の下水処理については、公共下水道事業及び農業集落排水事業などにより、計画的に整備している。下水道計画面積設備率は令和2年現在62%となっており、計画通り進んでいる。今後は、「沖縄汚水再生ちゅら水プラン(沖縄県下水道等整備構想)」を踏まえ、長期的な対応が求められる。	①公共下水道(汚水)の整備 ②公共下水道(雨水)の整備 ③関係自治体との連携による中長期の総合的な排水計画の検討 ④下水道への接続促進 ⑤合併浄化槽の設置、浄化槽の適切な維持管理
	3. 利便性のよい魅力あるまちづくり	(1)広域交通幹線軸と連携した町内道路交通ネットワークの整備	①交通の要衝地である本町は、広域幹線が充実しつつあります。今後は、町内の生活幹線道路との効果的な交通網の結節により、生活の利便性をより一層充実させることが求められています。	①広域幹線道路と生活幹線道路との効果的な結節による生活利便性の向上 ②交通事故の多発する危険箇所の把握及び関係機関と連携した危険箇所の除去 ③自転車道等の整備 ④道路整備による利便性向上効果の調査・研究
		(2)公共交通の利便性の向上	①自動車交通の利便性が向上する一方で、高齢者等の交通弱者の移動の確保やCO2削減による環境負荷の低減など、近年、公共交通に期待する機運の高まりがある。関係者との連携による公共交通のあり方について、幅広い話し合いの場を確保し、検討する必要がある。	①高齢社会等多様な視点による公共交通の検討 ②路線バス当該事業者と連携した最善運行形態の検討 ③LRT等の広域的な公共交通の検討
		(3)公共施設等のユニバーサルデザインの推進	①公共施設において、施設のバリアフリー化による利用者の利便性向上を図っている。今後は、歩行者空間等の公共空間におけるバリアフリーやユニバーサルデザインによる快適で安全性が確保された空間づくりが求められる。	①歩道等公的空間及び公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ②歩行者優先の道路における景観づくりや防犯面を加味した整備の検討

基本目標	基本施策	施策の展開	現状と課題	取組施策
まちづくり目標 6: 環境と共生する美しく住みよいまち(環境)	1. 環境への取り組み	(1) ごみの減量化に向けた取り組みの推進	① 町内から排出されるごみの量は人口増加に伴い年々増加傾向にあり、その処理に伴う費用も同じく増加している。一人一日あたりのごみ排出量は、平成29年度～令和元年度まで420g前後だったが、令和2年度は440gと新型コロナウイルスの影響で家庭ごみが増加している。 ごみの減量化及び資源化については、生ごみ処理機の購入助成をはじめ、ごみの分別及び5R運動の啓発活動に取り組んでいる。引き続きごみの減量化・資源化に取り組む必要がある。	① 5R活動の推進 ② 事業所ごみの分別及び減量化、資源化 ③ 小中学校の児童生徒をはじめとする環境学習の推進 ④ 公共施設におけるごみの減量化、資源化
		(2) 行政・町民等との連携による循環型社会の構築	① 循環型社会のモデル事業として「はえばるリサイクルループ」を実施。「循環型社会」の構築については、町民の意識を高めることが重要であり、継続した啓発活動等を行うことが必要である。	① 「はえばるリサイクルループ」の推進
		(3) 公害及び環境衛生等の対策	① 悪臭、騒音、ハブ、害虫等の問題については、適宜、対応・指導を行っている。不法投棄については、看板設置やパトロールを実施し、生活環境の維持に努めている。公害や不法投棄、環境衛生への対応については、町民の生活環境を守るために引き続き適切な対応が必要である。	① 悪臭、騒音などの公害対策 ② 野犬、ハブ、害虫対策 ③ 不法投棄の防止
		(4) 環境保全の啓発と活動の推進	① 地球温暖化による気温の上昇により、台風の大型化や集中豪雨など異常気象が発生すると言われており、これら環境問題についても生活に身近な問題となっている。環境問題については、町民の環境に関する意識を高め、みんなが実践できる地道な取り組みを行うことが求められる。	① 環境学習等による啓発活動の推進 ② 省エネルギー活動(フィフティ・フィフティ等)の推進 ③ 環境保全の情報提供
行財政計画	1. 効率的で健全な行財政運営	(1) 効率的な行政運営の推進	① 総合計画の効果的な施策展開を推進するため、行政改革大綱などにに基づき徹底した行財政改革を進めている。社会経済情勢の変化に伴い発生するニーズに対し、新たな施策展開への対応など、的確な解決策や将来展望を持てる行財政運営が求められる。 ② 多様化する町民ニーズや社会情勢の変化に対応するため、組織改編をはじめ職員数の適正管理などに努めている。無駄を省き効果的な施策展開が推進できる行政運営のあり方が求められる。	① PDCAサイクルに基づいた事業の実施 ② 民間活用推進による効率的な行政運営 ③ 組織改編及び行政機構の見直し ④ ICTの活用による住民票や戸籍等の手続きの簡素化
		(2) 健全な財政運営の推進	① 町の歳入で一番大きな割合を示している町税は堅調に伸びている反面、歳出では義務的経費における扶助費の伸びが著しく、財政の硬直化が進行している。計画行政の推進と効率的で健全な財政運営が求められる。 ② 財政力指数を見ると、人口増に伴いここ数年微増となっており、全国及び県平均を上回っている。今後も滞納整理等による税の徴収強化など歳入確保に努めるとともに、事業の見直し等による歳出の節減合理化を図る必要がある。 ③ 将来負担比率を見ると、令和元年度は96.1%と前年度と比較して7.7ポイント下がったものの、全国平均及び県平均、類似団体と比較すると大きく上回っている。要因は、国民健康保険特別会計における赤字や地方債の増による。将来負担比率を改善させるため、臨時財政対策債を除く町債発行額が当該年度の公債費元金償還額以下になるよう抑制し、公債費負担の中長期的な平準化を図る必要がある。	① 総合計画実施計画に基づいた予算執行 ② 公共施設の長寿命化及び維持管理に関する財政問題の調査・研究 ③ 自主財源の確保及び事務経費の削減、事務事業の効率化
		(3) 広域行政の推進	① 広域行政について、火葬場などの複数の市町村で実施した方が財政の負担が軽減される事業や、単独の市町村では解決が困難な事業について、共同で事業を実施している。組織体制の強化、組織運営の合理化・効率化のため組織統合を検討する必要がある。	① ごみ処理や消防など多様な広域行政の推進 ② 国や県との広域連携
		(4) 職員の人材育成	① 南風原町職員人材育成方針に定めている「町民が主役であるとの認識を持った職員」「町民に公正・公平・誠実に対応し、信頼される職員」「広い視野と先見性を持った職員」「自らの責任で考え、新たな課題に挑戦する職員」の4つの求められる職員像を目指し、職員研修をはじめとする人材育成を行っている。社会経済情勢の変化に対応した施策展開を担う人材育成が求められる。	① 「南風原町職員人材育成基本方針」に基づいた人材育成

**第五次南風原町総合計画 後期計画策定に  
係るアンケート調査報告書 概要版**

**令和3年8月**

**南風原町**

# I. 調査概要

## 1 調査の目的

### ①一般アンケート調査

南風原町では、まちづくりの指針である「第5次南風原町総合計画前期基本計画」が令和3年度をもって終了することから、前期基本計画をベースとし、社会情勢の変化などを踏まえた見直しとなる「第5次南風原町総合計画後期基本計画」の策定に向けて、町民の意見を把握することを目的に実施しました。対象は、18歳以上の町民の約2,800名を無作為に抽出し実施しました。

### ②小学生アンケート調査

「第5次南風原町総合計画後期基本計画」を策定するにあたり、まちづくりに関する考えや、意見等を把握することを目的に実施しました。対象者は、南風原町立小学校（南風原、北丘、津嘉山、翔南）の5年・6年生の方を対象に実施しました。

### ③中学生アンケート調査

「第5次南風原町総合計画後期基本計画」を策定するにあたり、まちづくりに関する考えや、意見等を把握することを目的に実施しました。対象者は、南風原町立中学校（南風原、南星）の1年・2年・3年生の方を対象に実施しました。

## 2 調査の対象

- |             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| ①一般アンケート調査  | 町内在住の18歳以上の方2,800人                |
| ②小学生アンケート調査 | 南風原町立小学校（南風原、北丘、津嘉山、翔南）の5・6年生992人 |
| ③中学生アンケート調査 | 南風原町立中学校（南風原、南星）の1・2・3年生1,400人    |

## 3 調査の期間

○令和3年5月26日～令和3年7月27日

## 4 配布・回収結果

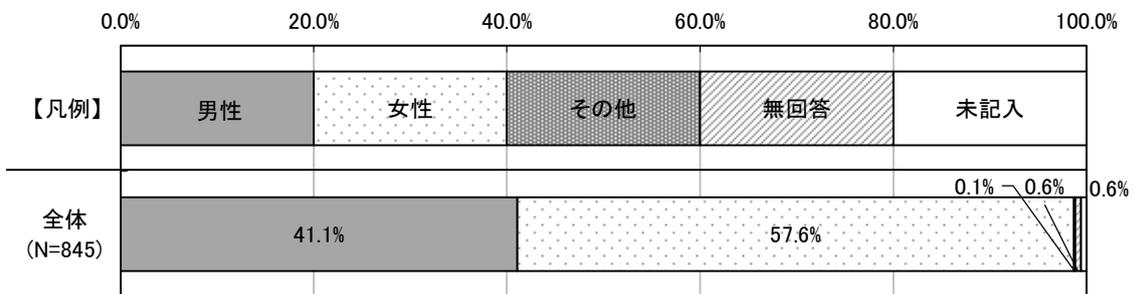
対象者	配布数	回収数	回収率
①一般アンケート調査	2,800票	845票	30.2%
②小学生アンケート調査	992票	945票	95.3%
③中学生アンケート調査	1,400票	1,351票	96.5%

## II. 調査結果の概要（抜粋）

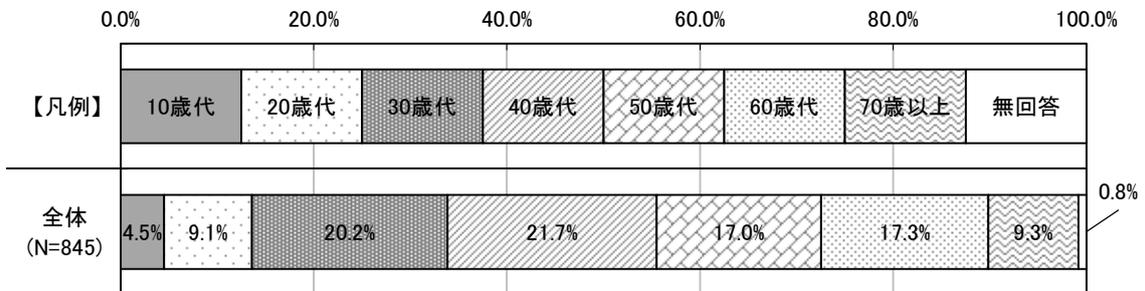
### 1. 回答者について

- 回答者の性別は、「女性」が57.6%、「男性」の41.1%となっています。
- 回答者の年齢別は、「40歳代」が21.7%で最も多く、次いで「30歳代」の20.2%、「60歳代以上」の17.3%などとなっています。

#### ○一般：町民の性別



#### ○一般：町民の年齢別

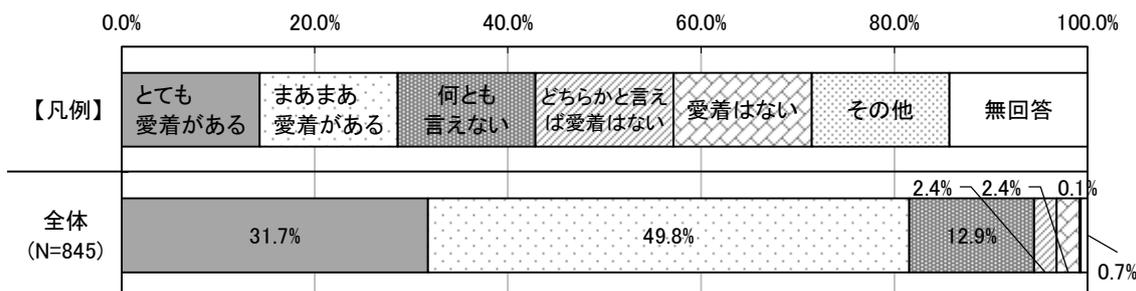


## 2. 町への愛着度

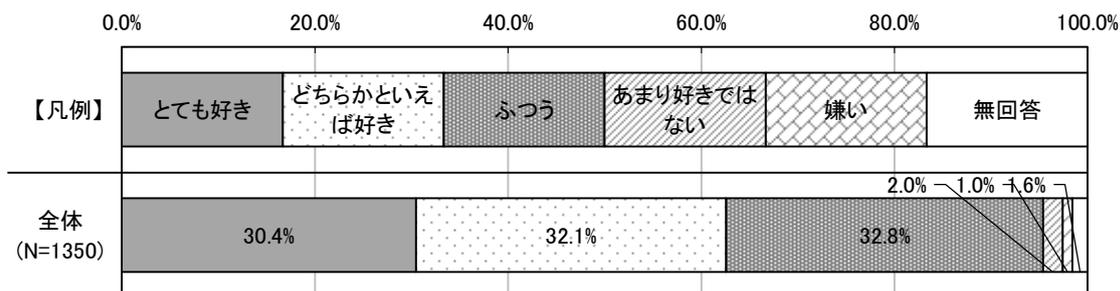
### ⇒町民の8割以上が町に愛着を感じている

- 町民の町に対する愛着度は、今回調査において、「まあまあ愛着がある」の意見が49.8%で最も多く、次いで「とても愛着がある」の31.7%、「何とも言えない」の12.9%などとなっており、『愛着がある（とても愛着がある+まあまあ愛着があるの合計）』と回答された方が81.5%となっています。
- 中学生の町に対する愛着度は、「ふつう」の意見が32.8%で最も多く、次いで「どちらかといえば好き」の32.1%、「とても好き」が30.4%などとなっており、『愛着がある（とても好き+どちらかといえば好き）』と回答された方が62.5%となっています。
- 小学生の町に対する愛着度は、「とても好き」が49.5%で最も多く、次いで「どちらかといえば好き」の32.1%、「ふつう」の22.5%などとなっており、『愛着がある（とても好き+どちらかといえば好き）』と回答された方が72.1%となっています。

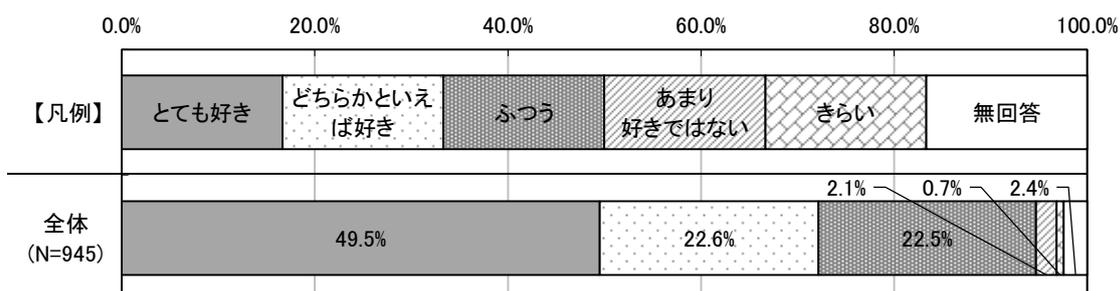
#### ○一般：町民の町への愛着度



#### ○中学生の町への愛着度



#### ○小学生の町への愛着度

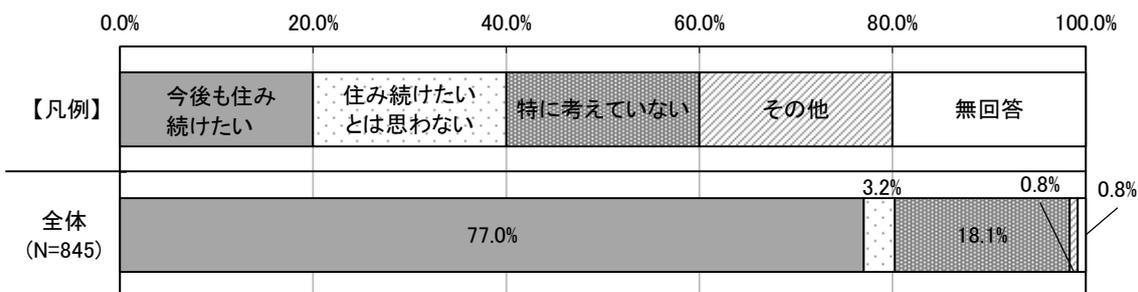


### 3. 今後の定住意向

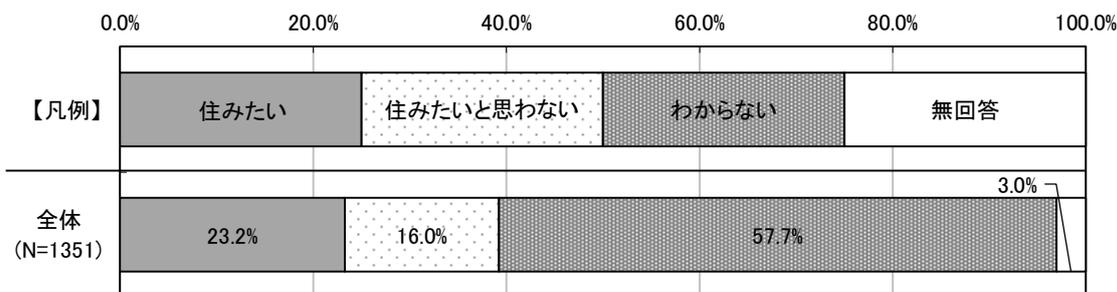
⇒町民の7割以上が定住意向を示し高い。一方、小・中学生は半数以上が決めかねている

- 町民の定住意向は、「今後も住み続けたい」が77.0%で最も多く、次いで「特に考えていない」の18.1%などとなっています。
- 中学生の定住意向は、「わからない」の意見が57.7%で最も多く、次いで「住みたい」が23.2%などとなっています。
- 小学生の定住意向は、「わからない」の意見が50.6%で最も多く、次いで「住みたい」が29.8%などとなっています。

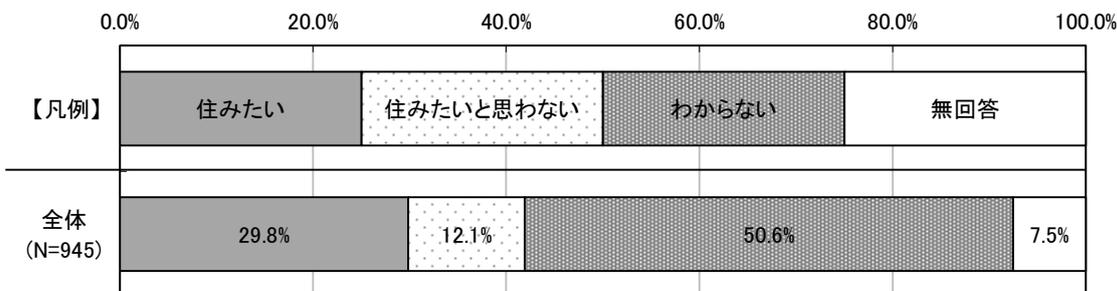
#### ○一般:町民の定住意向



#### ○中学生の定住意向



#### ○小学生の定住意向

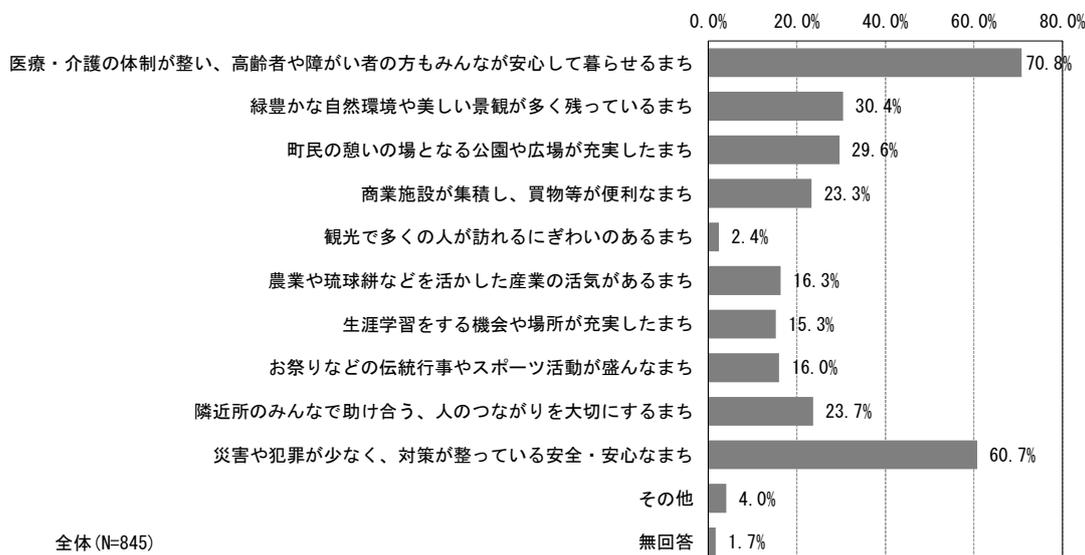


#### 4. 今後のまちづくりの希望

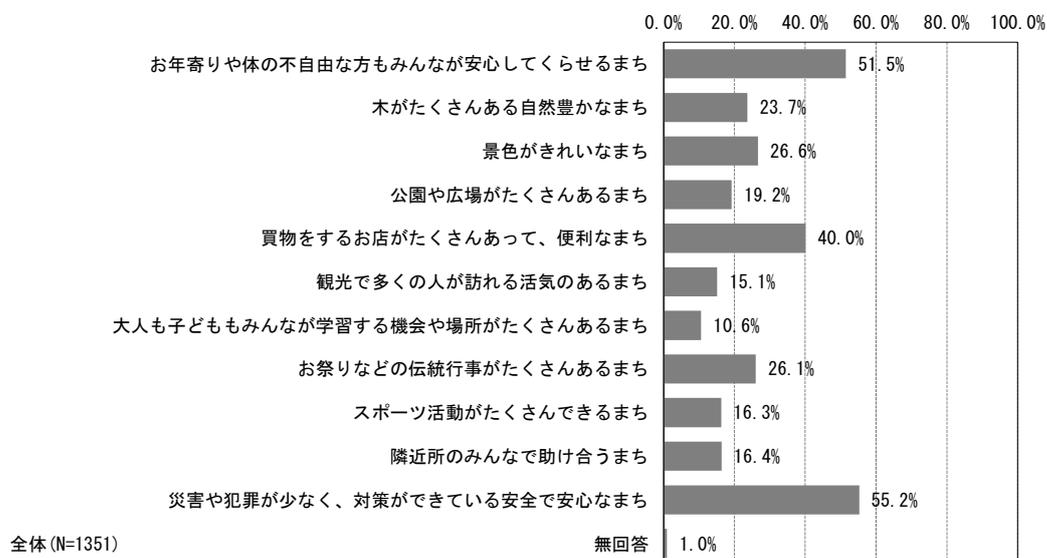
⇒「医療・介護の体制が整い、高齢者や障がい者の方もみんなが安心して暮らせるまちづくり」、「災害や犯罪が少なく、対策が整っている安全で安心なまちづくり」への希望が高い

- 町民の今後の南風原町のまちづくりについて、どのようになって欲しいかでは、「医療・介護の体制が整い、高齢者や障がい者の方もみんなが安心して暮らせるまち」の意見が 70.8%で最も多く、次いで「災害や犯罪が少なく、対策が整っている安全・安心なまち」の 60.7%、「緑豊かな自然環境や美しい景観が多く残っているまち」の 30.4%などとなっています。
- 中学生は、「災害や犯罪が少なく、対策ができて安全で安心なまち」の意見が 55.2%で最も多く、次いで「お年寄りや体の不自由な方もみんなが安心して暮らせるまち」が 51.5%、「買物をするお店がたくさんあって、便利なまち」が 40.0%などとなっています。
- 小学生は、「災害や犯罪が少なく、対策ができて安全で安心なまち」の意見が 67.0%で最も多く、次いで「お年寄りや体の不自由な方もみんな安心して暮らせるまち」が 57.6%、「木がたくさんある自然豊かなまち」が 27.4%などとなっています。

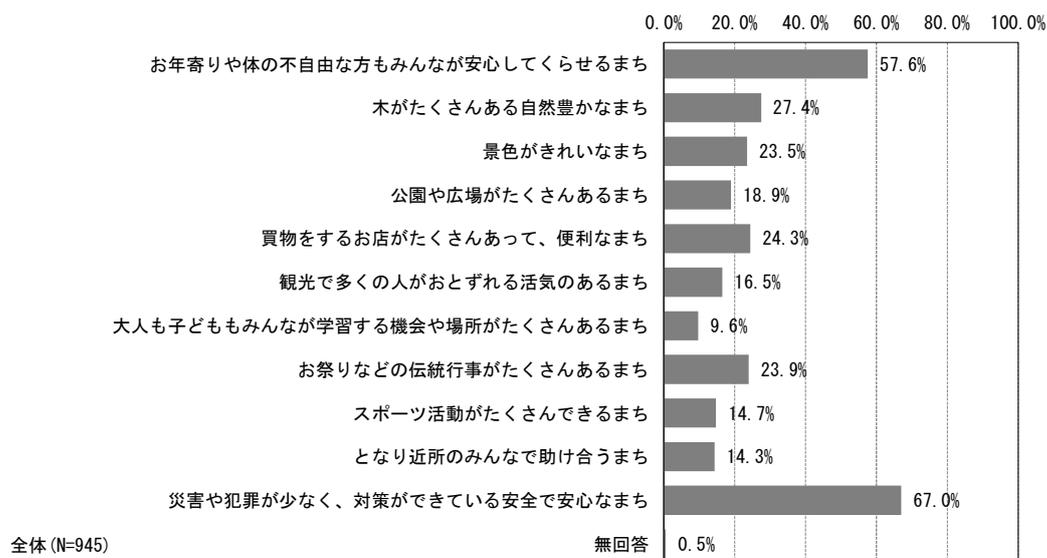
#### ○一般：町民の将来まちづくり分野の意向



○中学生の将来まちづくり分野の意向



○小学生の将来まちづくり分野の意向



## 5. 町の施策に対する満足度と重要度

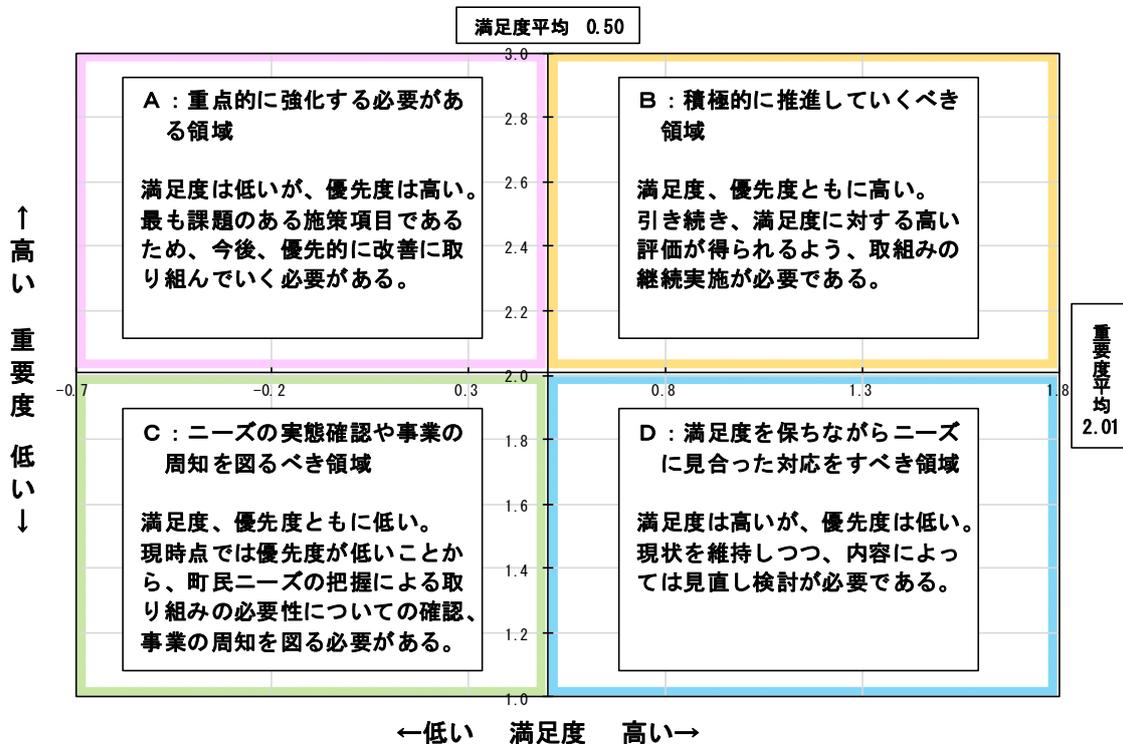
### ■ 満足度と重要度のポートフォリオ分析の手法

「第5次南風原町総合計画前期基本計画」における51施策について、各施策の満足度（現状）を4段階、重要度（今後）を5段階で得点をつけ、合計点を回答数（無回答を除く）で除した値を指数としました。その結果、満足度の平均は0.50、重要度の平均は2.01となりました。この指数をもとに、施策項目ごとに満足度を横軸、重要度を縦軸にとった散布図で表現し、A～Dの4つの領域に分類を行いました。

満足度と重要度の点数表

①満足度		②重要度	
満足	3点	とても重要	3点
やや満足	2点	重要	2点
やや不満	-2点	ふつう	1点
不満	-3点	あまり重要でない	-2点
		重要でない	-3点

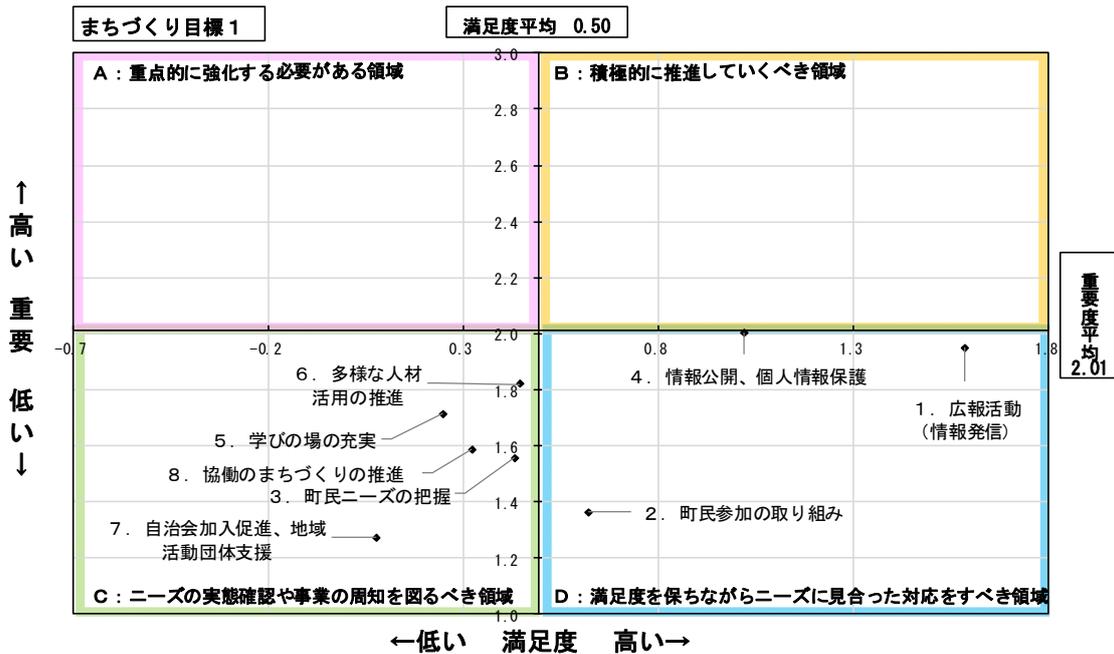
各領域の概要



■ポートフォリオ分析結果

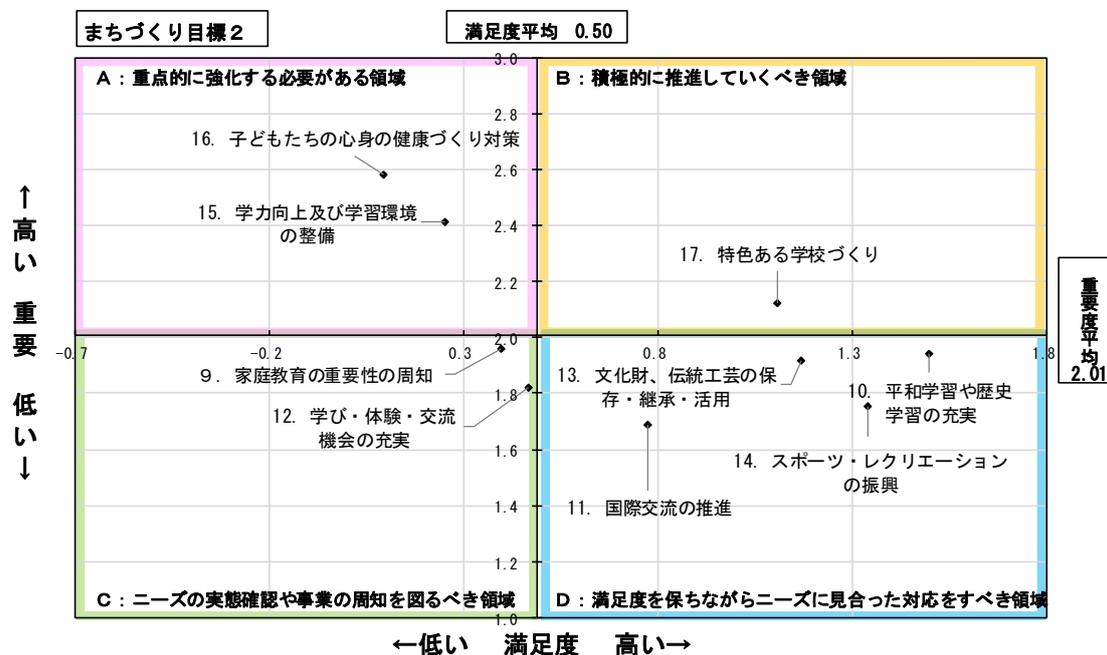
まちづくり目標 1. みんなで考え、みんなで作るわくわくするまち

- 領域 C は、満足度、重要度がともに低い施策で、「行政懇談会や議会報告会、まちメールや町政提案箱による町民ニーズの把握」、「町民がまちづくりに関心をもつような講演会、出前講座、学習会の実施等、学びの場の充実」、「豊富な経験や知識を有する多様な人材の活用の推進」、「自治会加入促進や地域活動団体への支援」、「協働のまちづくりを推進するための取り組み」が該当しています。現時点では重要度が低いことから、町民ニーズの把握による取り組みの必要性について確認するとともに、事業の周知を図る必要があります。
- 領域 D は、満足度が高く、重要度が低い施策で、「広報はえばる、議会だより、ホームページ、SNS 等による広報活動（情報発信）について」、「各種委員会の公募やパブリックコメントなどを活用した町民参加の取り組み」、「情報公開や個人情報保護に関する取組み」が該当しています。今後も満足度を保ちながらニーズに見合った対応が必要です。



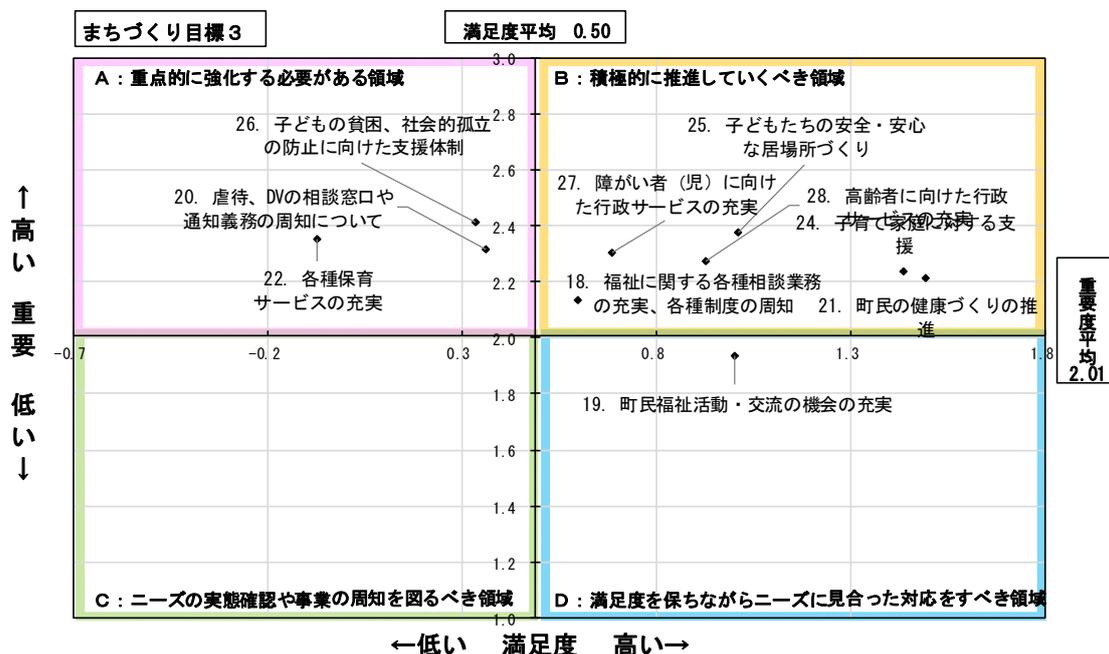
## まちづくり目標 2. きらきらと輝く人が育つまち

- 領域 A は満足度が低く、重要度が高い施策で、「子どもたちの学力向上及び学習環境の整備について」、「子どもたちの心身の健康づくり対策について（食育、いじめ、不登校、体力向上、防犯など）」が該当しています。これらの施策は、今後重点的に強化する必要があります。
- 領域 B は、満足度も重要度も高い施策で、「地域と育む特色ある学校づくり（学校応援隊はえばる（地域ボランティア含む）との連携や人材活用など）」が該当しています。引き続き、満足度に対する高い評価が得られるよう、取り組みの継続実施が必要です。
- 領域 C は、「基本的な生活習慣や基本的倫理観などを身につける上で重要な役割を担う家庭教育の重要性の周知についての取り組み」、「町民が学び・体験・交流できる機会の充実（各自治体での講座、地域のまつりへの児童生徒の参加等）」が該当しています。現時点では重要度が低いことから、町民ニーズの把握による取り組みの必要性について確認するとともに、事業の周知を図る必要があります。
- 領域 D は、「南風原文化センターや沖縄陸軍病院南風原壕群を拠点とした平和学習や歴史学習の充実について」、「国際交流を促進させる取り組み（児童生徒の国際派遣事業など）」、「文化財や伝統工芸の保全、継承、活用に関する取り組み」、「黄金森公園陸上競技場を活用したスポーツ・レクリエーションの振興（各種大会の実施やプロスポーツチームのキャンプ誘致を通じた技術力・意識の向上等）」が該当しています。今後も満足度を保ちながらニーズに見合った対応が必要です。



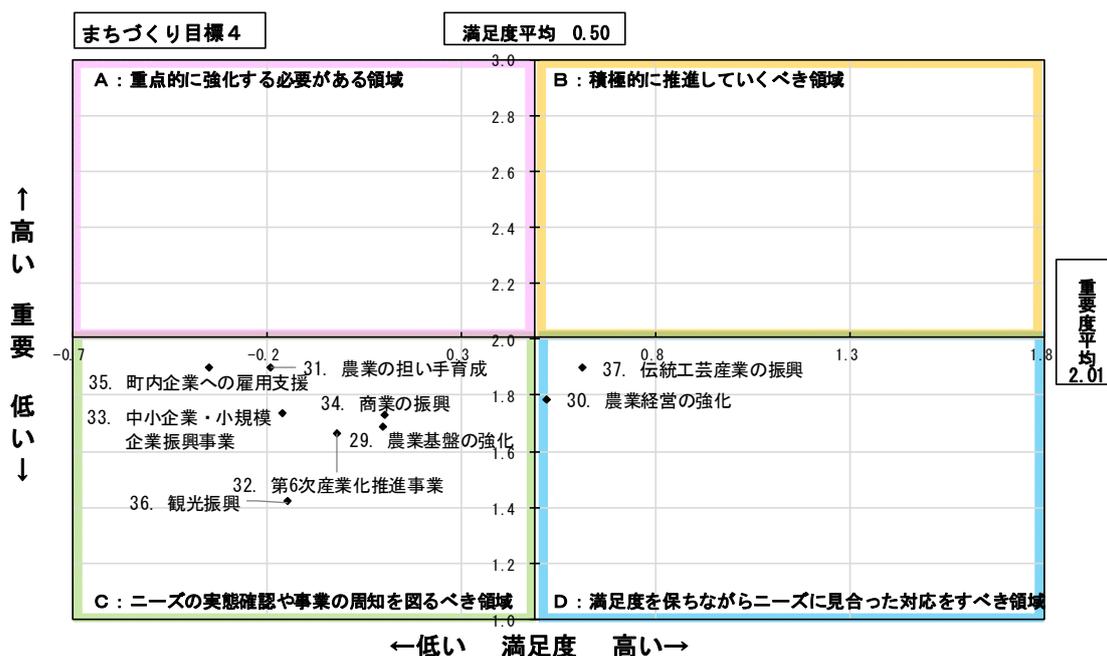
### まちづくり目標3. ちむぐるでともにつくる福祉と健康のまち

- 領域 A は、「高齢者、障がい者（児）、児童等への虐待及び DV の相談窓口や通知義務の周知についての取組み」、「待機児童の解消や一時保育や預かり保育などの各種保育サービスの充実について」、「子どもの貧困、社会的孤立の防止に向けた支援体制（就学援助制度等）について」が該当しています。これらの施策は、今後重点的に強化する必要があります。
- 領域 B は、「福祉に関する各種相談業務の充実及び各種制度の周知に関する取組みについて」、「町民の健康づくりの推進に関する取組み（特定健診、保健指導、栄養指導、感染症対策など）」、「子育て家庭に対する支援（乳児健診、子育て支援センター、ふれあい子育てサロンなど）」、「子どもたちの安全・安心な居場所づくり（児童館、学童クラブなど）」、「障がい者（児）に向けた行政サービスの充実について（相談体制の充実、生きがいづくりなど）」、「高齢者に向けた行政サービスの充実について（介護予防、居場所づくりや高齢者団体への支援など）」が該当しています。引き続き、満足度に対する高い評価が得られるよう、取組みの継続実施が必要です。
- 領域 D は、「福祉協議会等と連携した町民福祉活動・交流（子育てサロン・高齢者サロン等）の機会の充実」が該当しています。今後も満足度を保ちながらニーズに見合った対応が必要です。



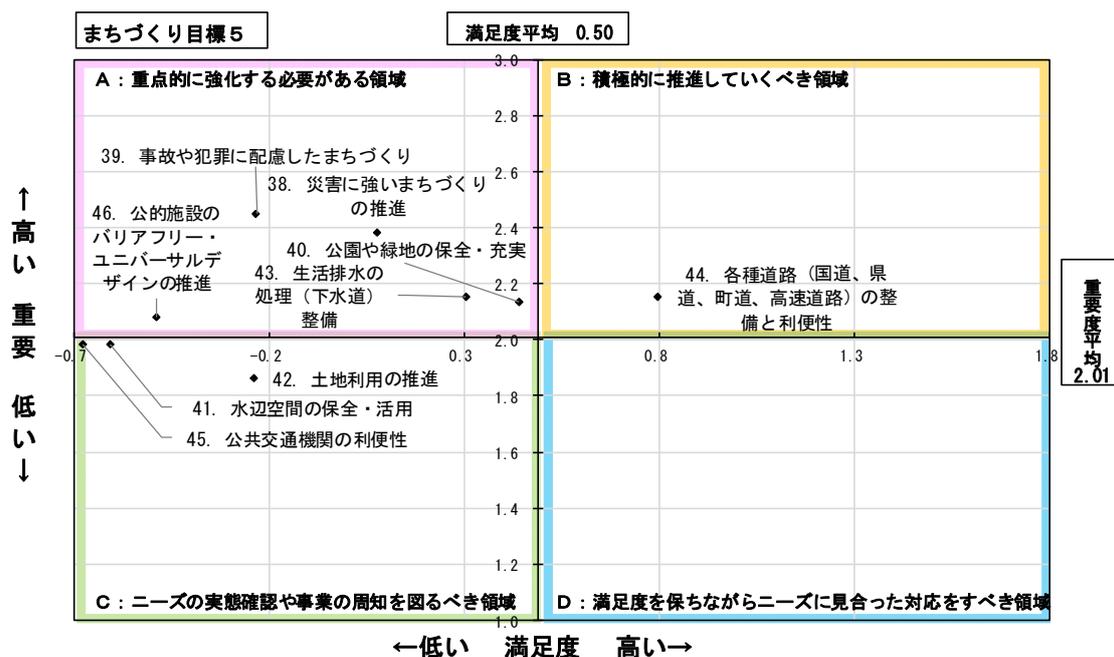
## まちづくり目標 4. 工夫と連携で産業が躍動するまち

- 領域 C は、「農業基盤の強化の取組み（農地保全、農道改修、土壌改良、耕作放棄地解消など）」、「農業の担い手育成の取組み（若手への農業研修、農業団体の活動支援、就農情報の提供など）」、「農業を基軸とした第 6 次産業化推進事業についての取組み」、「中小企業・小規模企業振興事業に関する取組み」、「商業の振興について（既存産業への支援の充実や企業進出の環境整備など）」、「町内企業への雇用支援に関する取組みについて」、「観光振興に関する取組みについて（観光に係る人材の育成、既存の観光資源の活用、新たな観光資源の整備、観光情報発信など）」が該当しています。現時点では重要度が低いことから、町民ニーズの把握による取り組みの必要性について確認するとともに、事業の周知を図る必要があります。
- 領域 D は、「農業経営を強化する取組み（販路拡大、農商工連携、南風原産品のブランド化、優良品種の導入普及など）」、「伝統工芸産業の振興について（琉球絣や南風原花織の販路拡大、生産技術の向上、継承など）」が該当しています。今後も満足度を保ちながらニーズに見合った対応が必要です。



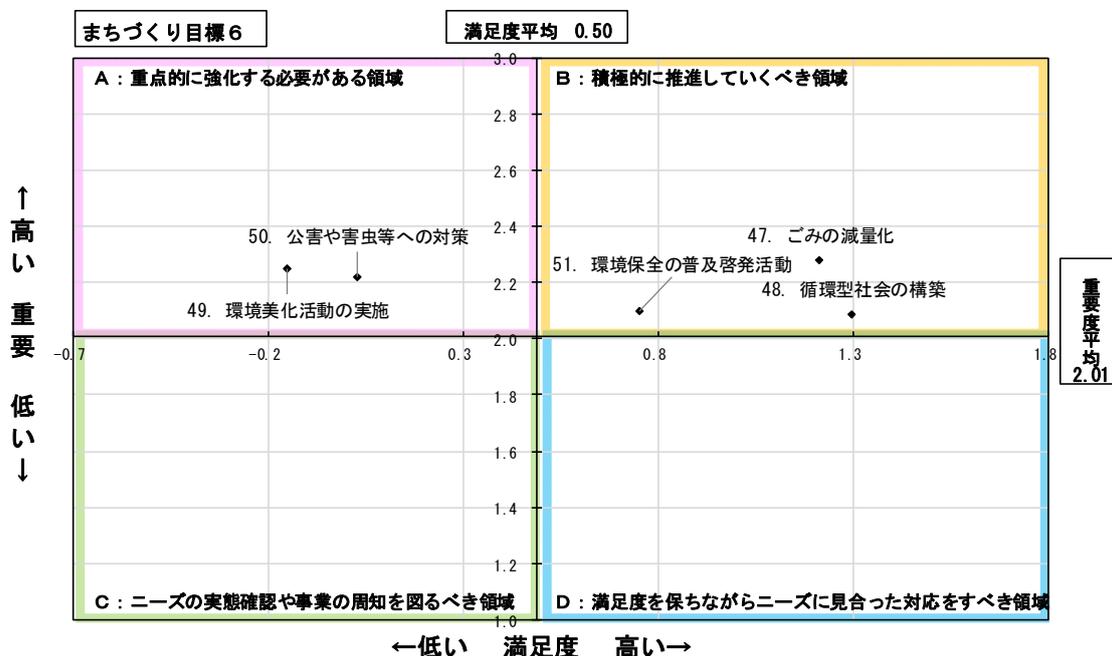
## まちづくり目標 5. みどりとまちが調和した安全・安心のまち

- 領域 A は、「災害に強いまちづくりの推進（防災訓練の実施、減災のまちづくりへの取り組み、防災に関する各種情報の発信など）」、「事故や犯罪に配慮したまちづくり（防犯灯や交通安全施設の設置など）」、「公園や緑地の保全・充実に関する取組み（公園・広場の整備、緑道整備など）」、「生活排水の処理（下水道）整備について」、「歩道の拡幅や公的施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進」が該当しています。これらの施策は、今後重点的に強化する必要があります。
- 領域 B は、「各種道路（国道、県道、町道、高速道路）の整備と利便性について」が該当しています。引き続き、満足度に対する高い評価が得られるよう、取り組みの継続実施が必要です。
- 領域 C は、「水辺空間の保全・活用の取組み（河川の水質改善、景観づくりなど）」、「町の特性を活かした土地利用の促進について」、「町内における公共交通機関（バスなど）の利便性について」が該当しています。現時点では重要度が低いことから、町民ニーズの把握による取り組みの必要性について確認するとともに、事業の周知を図る必要があります。



## まちづくり目標 6. 環境と共生する美しく住みよいまち

- 領域 A は、「環境美化活動の実施について（不法投棄防止など）」、「公害や害虫等への対策（水質汚濁、悪臭、野犬、ハブなど）」が該当しています。これらの施策は、今後重点的に強化する必要があります。
- 領域 B は、「ごみの減量化の取組み（分別、リサイクル）」、「循環型社会の構築への取組み（例えばリサイクルループ事業（食品廃棄物の循環、養豚用飼料化）、草木堆肥化など）」、「環境保全の普及啓発活動について（学校での環境学習、情報発信など）」が該当しています。引き続き、満足度に対する高い評価が得られるよう、取組みの継続実施が必要です。



## 6. 自由記述意見の整理

1. シート作成の趣旨とお願い

このシートは、後期基本計画の施策ごとに概ね5年後の町の姿が

- 「状態がこのような望ましい姿となっている」
- 「このような状態にすべきだ」

といった「めざす姿」（あるべき姿）を考え・提案いただき、計画に反映するためのシートです。

第2回・第3回住民会議の提案メモとしての活用を考えています。

**※会議の回数や時間等の制約を考え、あらかじめ委員皆様に前もって考えていただき、その考えをメモしておき、会議の席上で提案等の発言をしやすくするためのメモ用紙です。**

**※部会ごとの第2回会議の担当施策についてご検討ください。ご提案できる範囲で結構です。**

**（第2回会議の対象となるまちづくり目標及び施策は後述4の表に示すとおりです。）**

2. 基本計画における「めざす姿」の位置づけ

第五次南風原町総合計画の後期基本計画における施策ごとの目次構成は次のとおりを予定いたします。

- ①施策のめざす姿
- ②現状と課題
- ③施策の展開
- ④主な事業
- ⑤個別計画

3. 「めざす姿」の考え方

①後期基本計画では、最初に計画の5年後又は10年後の町のめざす姿（目的・目標）を設定します。【施策のめざす姿】

②「めざす姿」と現状とのギャップ（問題）を明らかにし、ギャップ（問題）解決に向けた課題を設定します。【現状と課題】

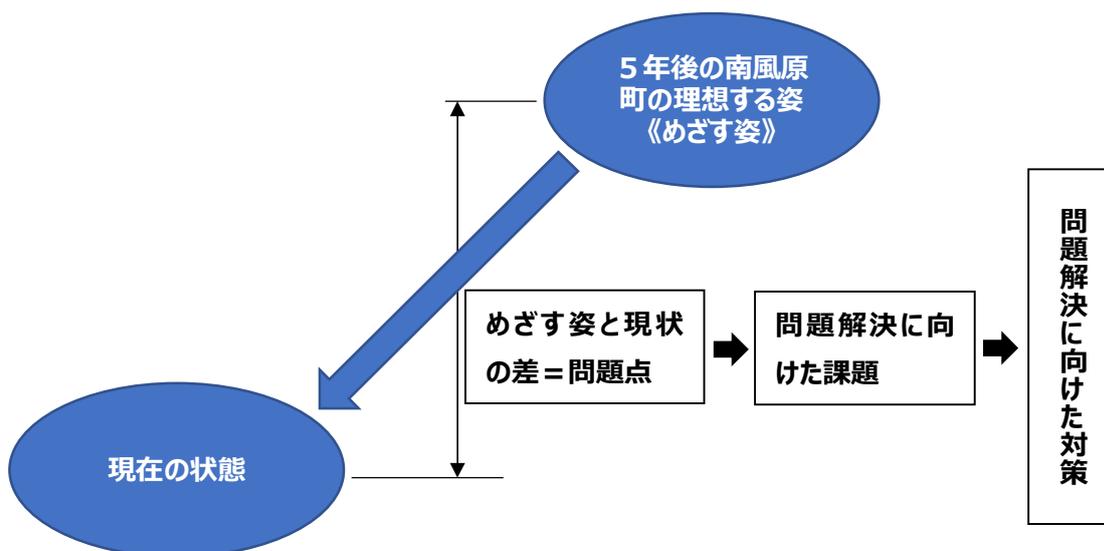
③現状と課題を踏まえ、「めざす姿」の実現に向け、ギャップ（問題）を解消するための解決策（取り組みの方向と内容）を設定します。【施策の展開】

④施策の実現に当たり、欠かすことのできない具体的な取り組みとしての事業名をあげます。【主な事業】

⑤施策の展開に当たり、より詳細で具体的な計画である個別計画名（例えば、子育てに関わる「子ども・子育て支援事業計画」）をあげます。【個別計画】

次ページに上記の考え方と関係の概念図を示しますので、参考にしてください。

## 「施策のめざす姿」の検討・提案シート



### ■ 計画策定に当たっての考え方の概念

#### 4. シート提案メモ作成の担当分野

検討事項が多いため、部会ごとにまちづくり目標を分担し検討していただきます。分担と会議対応下表のとおりです。

まちづくり目標と施策項目の具体的事項については、別添の後期基本計のたたき台を参照ください。

部会名	会議の回数	担当分野
自治・行財政・教育文化・健康福祉部会 【委員の部会構成は別添部会別名簿を参照ください】	第2回	まちづくり目標 1 に該当する施策項目 まちづくり目標 2 に該当する施策項目
	第3回	まちづくり目標 3 に該当する施策項目 まちづくり目標 7 (行財政) に該当する施策項目
産業雇用・都市基盤・環境部会 【委員の部会構成は別添部会別名簿を参照ください】	第2回	まちづくり目標 4 に該当する施策項目 まちづくり目標 5 に該当する施策項目 (その1) ※項目が多いため、進捗に応じ次回へ繰り延べ
	第3回	まちづくり目標 5 に該当する施策項目 (その2) まちづくり目標 6 に該当する施策項目

## 「施策のめざす姿」の検討・提案シート

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち
<b>目標達成の柱</b>	1節 情報の共有でひらかれたまち
<b>施策の展開項目</b>	(1) 町民と行政との情報共有の強化
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の36～37ページ
<b>めざす姿の事例</b>	町民ニーズに応じた情報媒体による伝達・発信がなされ、また互いの情報交換できるシステムにより情報の共有が来ています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち
<b>目標達成の柱</b>	1節 情報の共有でひらかれたまち
<b>施策の展開項目</b>	(2) 町民ニーズを把握するための公聴制度の充実
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の36～37ページ
<b>めざす姿の事例</b>	様々な公聴会や委員会等に町民が参加しやすい仕組みの工夫があり、幅広い層の町民参画と協働体制によるまちづくりが進められています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち
<b>目標達成の柱</b>	1節 情報の共有でひらかれたまち
<b>施策の展開項目</b>	(3) 情報化の推進
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の36～37ページ
<b>めざす姿の事例</b>	電子申請による利便性の向上や ICT 活用による事務の効率化が進み、スマート自治体の実現しています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

## 「施策のめざす姿」の検討・提案シート

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち
<b>目標達成の柱</b>	2節 自ら考え、行動し、みんなで創るまち
<b>施策の展開項目</b>	(1) 住民自治の確立に向けた学びの場の充実
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の38～41ページ
<b>めざす姿の事例</b>	自治活動を担う人材育成や活動ノウハウの取得など、活動主体のニーズに応じた学習機会の場が活発に展開されています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち
<b>目標達成の柱</b>	2節 自ら考え、行動し、みんなで創るまち
<b>施策の展開項目</b>	(2) 公共サービスの担い手の発掘・育成
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の38～41ページ
<b>めざす姿の事例</b>	多様化する地域の課題に取り組む人材の発掘と育成が、自治会や関係団体の連携のもと、積極的に展開されています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち
<b>目標達成の柱</b>	2節 自ら考え、行動し、みんなで創るまち
<b>施策の展開項目</b>	(3) 多様な人材の積極的活用
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の38～41ページ
<b>めざす姿の事例</b>	多種・多様な能力を有する町民が、それぞれの能力に応じて積極的に活用されています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

## 「施策のめざす姿」の検討・提案シート

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち
<b>目標達成の柱</b>	2 節 自ら考え、行動し、みんなで創るまち
<b>施策の展開項目</b>	(4) 自治会加入の促進
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 3 8 ~ 4 1 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	地域づくりは住民自らにあることを知り、その活動母体である自治会に、ほぼ全ての住民が加入しています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち
<b>目標達成の柱</b>	2 節 自ら考え、行動し、みんなで創るまち
<b>施策の展開項目</b>	(5) 協働のまちづくりの実践
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 3 8 ~ 4 1 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	町民と行政とがまちづくりに関する情報を共有し、「協働のまちづくり推進協議会」を核とした共同活動が実践されています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

## 「施策のめざす姿」の検討・提案シート

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標2 きらきりと輝く人が育つまち
<b>目標達成の柱</b>	1節 安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭環境
<b>施策の展開項目</b>	(1) 家庭教育の重要性の周知
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の42～43ページ
<b>めざす姿の事例</b>	子どもが家庭で生きる力を育むことができるよう、生活習慣をはじめ家庭教育の重要性に関する周知と支援が図られています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標2 きらきりと輝く人が育つまち
<b>目標達成の柱</b>	1節 安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭環境
<b>施策の展開項目</b>	(2) 家庭教育を考える機会の充実
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の42～43ページ
<b>めざす姿の事例</b>	家庭教育の大切さや役割等に関する情報提供及び資質の向上につながる講座等が実施され、家庭教育を考える機会が充実しています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標2 きらきりと輝く人が育つまち
<b>目標達成の柱</b>	2節 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育
<b>施策の展開項目</b>	(1) 平和学習及び歴史学習の推進
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の44～47ページ
<b>めざす姿の事例</b>	戦争記録や戦跡などの史実を通しての生きた平和学習及び歴史学習が行われています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

## 「施策のめざす姿」の検討・提案シート

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標2 きらきりと輝く人が育つまち
<b>目標達成の柱</b>	2節 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育
<b>施策の展開項目</b>	(2) 国際交流の推進
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の44～47ページ
<b>めざす姿の事例</b>	友好都市や移民者との交流、関係機関との連携等が活発に行われ、国体的な視野を持った人材が育っています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標2 きらきりと輝く人が育つまち
<b>目標達成の柱</b>	2節 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育
<b>施策の展開項目</b>	(3) 学び・体験・交流の場や機会の充実
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の44～47ページ
<b>めざす姿の事例</b>	様々な機関による学びの場や体験の場が創出され、それぞれのニーズに合った学習の機会と深化が得られています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標2 きらきりと輝く人が育つまち
<b>目標達成の柱</b>	2節 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育
<b>施策の展開項目</b>	(4) 文化・伝統・芸能等の保全、継承、活用
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の44～47ページ
<b>めざす姿の事例</b>	文化財の保全、伝統行事や芸能の継承が町ぐるみで展開され、この文化資源が町の魅力を高め、観光や交流に生かされています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

## 「施策のめざす姿」の検討・提案シート

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標2 きらきらと輝く人が育つまち
<b>目標達成の柱</b>	2節 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育
<b>施策の展開項目</b>	(5) スポーツ・レクリエーションの振興
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の44～47ページ
<b>めざす姿の事例</b>	町民のニーズ合ったスポーツやレクリエーションに取り組む機会が整い、日頃楽しみ、そして活気ある大会などが開催されています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標2 きらきらと輝く人が育つまち
<b>目標達成の柱</b>	3節 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育
<b>施策の展開項目</b>	(1) 豊かな心と健やかな体を育む学習内容の充実
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の48～51ページ
<b>めざす姿の事例</b>	幼児期からの一貫教育のカリキュラムが確立され、子どもの発達段階に応じた確かな生きる力が育まれています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標2 きらきらと輝く人が育つまち
<b>目標達成の柱</b>	3節 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育
<b>施策の展開項目</b>	(2) 子どもたちの心身の健康づくりと安心して学ぶ環境づくり
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の48～51ページ
<b>めざす姿の事例</b>	子どもたちが安心かつ健康的に育つ環境が家庭や関係機関の連携により築かれ、子どもたちは心身とも健やかに成長しています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	
<b>委員名</b>	

## 「施策のめざす姿」の検討・提案シート

<b>まちづくり目標</b>	目標2 きらきらと輝く人が育つまち
<b>目標達成の柱</b>	3節 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育
<b>施策の展開項目</b>	(3) 地域と育む特色ある学校づくりと開かれた学校づくり
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の48～51ページ
<b>めざす姿の事例</b>	学校・家庭・地域の支援団体等が一体となって、全町民あがての地域に根差した特色ある学校づくり展開されています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

## 「施策のめざす姿」の検討・提案シート

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち
<b>目標達成の柱</b>	1 節 南風原産品を創り伸ばす農業の振興
<b>施策の展開項目</b>	(1) 農業基盤の強化
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 67～70 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	農地の集約化や生産基盤の整備が進み、効率的で生産力の高い農業の生産体制が整っています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち
<b>目標達成の柱</b>	1 節 南風原産品を創り伸ばす農業の振興
<b>施策の展開項目</b>	(2) 農業経営の強化
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 67～70 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	南風原産品による農のブランド化と地産地消のシステムが確立し、持続可能な経営環境が創出されています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち
<b>目標達成の柱</b>	1 節 南風原産品を創り伸ばす農業の振興
<b>施策の展開項目</b>	(3) 担い手の育成
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 67～70 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	新たな希望者や後継者への啓発と研修などの機会の設置、既農者の技術向上の支援展開などにより、次代の担い手が育っています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

## 「施策のめざす姿」の検討・提案シート

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち
<b>目標達成の柱</b>	1 節 南風原産品を創り伸ばす農業の振興
<b>施策の展開項目</b>	(4) 他産業との連携による6次産業化の推進
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の67～70ページ
<b>めざす姿の事例</b>	関連産業との連携による6次産業化が進み、農業の多角化とともに関連産業の活性化、農の持つ多様な機能の活用が行われています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち
<b>目標達成の柱</b>	2 節 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興
<b>施策の展開項目</b>	(1) 商業、製造業等の既存産業の振興
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の71～74ページ
<b>めざす姿の事例</b>	産官学の連携による商工業の地場産業の立地や生産力の向上に向けた支援展開により、持続可能な商工業が創出されています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち
<b>目標達成の柱</b>	2 節 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興
<b>施策の展開項目</b>	(2) 集積している産業を活かした新たな展開
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の71～74ページ
<b>めざす姿の事例</b>	企業の集積や特異技術などの強み産業の一層の進展に向けた支援により、先端産業の集積と深化が進んでいます。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

## 「施策のめざす姿」の検討・提案シート

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち
<b>目標達成の柱</b>	2 節 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興
<b>施策の展開項目</b>	(3) 企業の相談・支援、雇用促進
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 7 1 ~ 7 4 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	関係機関との連携による企業の経営相談、起業支援、雇用支援などにより、安定的な経営と雇用が創出されています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち
<b>目標達成の柱</b>	2 節 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興
<b>施策の展開項目</b>	(4) 企業進出の環境整備
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 7 1 ~ 7 4 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	戦略的な企業誘致を促進するための用地の確保をはじめとする立地環境の整備が進んでいます。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち
<b>目標達成の柱</b>	3 節 地域の連携で創る観光の振興
<b>施策の展開項目</b>	(1) 観光振興計画の着実な推進と体制の強化
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 7 5 ~ 7 7 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	町民や関係機関との連携による観光に携わる人材の育成、ホスピタリティー実現などをはじめ、着実な観光の推進と体制が築かれています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

## 「施策のめざす姿」の検討・提案シート

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち
<b>目標達成の柱</b>	3 節 地域の連携で創る観光の振興
<b>施策の展開項目</b>	(2) 新たな観光資源の整備・活用
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 75～77 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	新たな観光の魅力づくりに向けた多種・多様な資源の発掘がなされ、活用プログラムの構築が進められています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち
<b>目標達成の柱</b>	3 節 地域の連携で創る観光の振興
<b>施策の展開項目</b>	(3) 既存資源の活用・魅力向上の推進
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 75～77 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	既存の本町ならではの資源やプログラムをさらなる魅力アップの進化が図られ、観光客が増加とともに、魅力的な地域環境が創出しています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち
<b>目標達成の柱</b>	3 節 地域の連携で創る観光の振興
<b>施策の展開項目</b>	(4) 観光情報発信の充実
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 75～77 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	ブランドイメージの形成、戦略的な情報の発信、町民参加によるプロモーション機能の強化などが推進され、町内外で活動が展開されています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

## 「施策のめざす姿」の検討・提案シート

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち
<b>目標達成の柱</b>	4 節 歴史と伝統を誇る工芸産業の振興
<b>施策の展開項目</b>	(1) 経営環境の改善への支援
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 78～80 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	伝統工芸産業の一層のブランド化の強化や情報発信がなされ、需要量が伸び認知度も高まっています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち
<b>目標達成の柱</b>	4 節 歴史と伝統を誇る工芸産業の振興
<b>施策の展開項目</b>	(2) 後継者育成支援
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 78～80 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	体験学習機会の充実、専門分野のコーディネーターの育成などにより、後継者が育っています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち
<b>目標達成の柱</b>	4 節 歴史と伝統を誇る工芸産業の振興
<b>施策の展開項目</b>	(3) 観光関連産業等との連携による展開
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 78～80 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	観光をはじめ、他産業及び他地域との連携などにより、伝統工芸産業のブランド化と経営体の増進が進んでいます。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

## 「施策のめざす姿」の検討・提案シート

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち
<b>目標達成の柱</b>	1 節 安全・安心に暮らせるまちづくり
<b>施策の展開項目</b>	(1) 防災体制の強化と推進
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 8 1 ~ 8 3 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	地域防災計画に基づく体制の整備が進み、いざという時の行動体制や防災資源の備えが整っています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち
<b>目標達成の柱</b>	1 節 安全・安心に暮らせるまちづくり
<b>施策の展開項目</b>	(2) 地域と協働した防犯・安全体制の確立と推進
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 8 1 ~ 8 3 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	地域との協働による安全・防犯体制や施設の整備が進み、町民は安全な生活を営んでいます。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち
<b>目標達成の柱</b>	1 節 安全・安心に暮らせるまちづくり
<b>施策の展開項目</b>	(3) 減災のまちづくりへの取り組み
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 8 1 ~ 8 3 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	災害が発生したときに、災害を最小限とするための対策が継続的に進められ、より一層の安全性が高まっています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

## 「施策のめざす姿」の検討・提案シート

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち
<b>目標達成の柱</b>	2 節 快適で文化的に暮らせるまちづくり
<b>施策の展開項目</b>	(1) 緑地の保全
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 8 4 ~ 8 7 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	丘陵地をはじめとする緑地の保全や荒廃地の緑化図が進み、緑豊かな景観の創出と国土保全の機能が高まっています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち
<b>目標達成の柱</b>	2 節 快適で文化的に暮らせるまちづくり
<b>施策の展開項目</b>	(2) 公園・広場の整備
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 8 4 ~ 8 7 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	身近なところに公園の整備と住民の手入れなどにより、親しみと愛着の持てる公園となり、子育てや暮らしに潤いを与えています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち
<b>目標達成の柱</b>	2 節 快適で文化的に暮らせるまちづくり
<b>施策の展開項目</b>	(3) 水辺空間の保全・活用及び水と緑のネットワーク
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 8 4 ~ 8 7 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	水辺環境の保全と整備の進捗とともに、水辺へのふれあい機会が増え、人と自然との共生が創出されています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

## 「施策のめざす姿」の検討・提案シート

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち
<b>目標達成の柱</b>	2 節 快適で文化的に暮らせるまちづくり
<b>施策の展開項目</b>	(4) 個性ある美しい住環境の保全・創出
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 8 4 ～ 8 7 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	住宅地の緑化や景観形成が町民との協働により進み、美しく魅力ある住まい環境が創出しています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち
<b>目標達成の柱</b>	2 節 快適で文化的に暮らせるまちづくり
<b>施策の展開項目</b>	(5) 都市と農村の調和
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 8 4 ～ 8 7 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	快適で利便性が高く、都市と農村が調和する田園都市としてのイメージ形成に向けた土地利用や基盤整備が進んでいます。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち
<b>目標達成の柱</b>	2 節 快適で文化的に暮らせるまちづくり
<b>施策の展開項目</b>	(6) 下水道整備の促進
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 8 4 ～ 8 7 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	水循環を基本とした雨水や下水の排水処理が進み、安全性の高まりや生活質の向上がみられ、快適な住環境が創出しています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

## 「施策のめざす姿」の検討・提案シート

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち
<b>目標達成の柱</b>	3 節 利便性のよい魅力あるまちづくり
<b>施策の展開項目</b>	(1) 広域交通幹線軸と連携した町内道路交通ネットワークの整備
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 88～90 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	道路の役割に応じた機能連携による利便性の向上と安全な道路の整備が進み、良好な道路網が形成されています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち
<b>目標達成の柱</b>	3 節 利便性のよい魅力あるまちづくり
<b>施策の展開項目</b>	(2) 公共交通の利便性の向上
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 88～90 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	通勤・通学や高齢者など、様々なニーズ対応した利便性の高い利用しやすい公共交通のシステムの整備が進み、利用者が増加しています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

<b>委員名</b>	
<b>まちづくり目標</b>	目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち
<b>目標達成の柱</b>	3 節 利便性のよい魅力あるまちづくり
<b>施策の展開項目</b>	(3) 公共施設等のユニバーサルデザインの推進
<b>計画たたき台のページ</b>	後期基本計画たたき台の 88～90 ページ
<b>めざす姿の事例</b>	公的な空間や施設におけるユニバーサルデザインの導入が進み、配慮を必要とする方をはじめ、全ての方が利用しやすい空間・施設となっています。
<b>めざす姿の提案 (記入欄)</b>	

■第五次南風原町総合計画 各年度目標値進捗状況一覧

資料-9

指標名		現状値 (H27年度)	H29年度 実績値	H30年度 実績値	R1年度 実績値	R2年度 実績値	目標値 (R3年度)
1-1節	町の広報活動に関する満足度	70%	—	—	—	—	76%
	議会報告会平均参加者数	27人	27人	30人	45人	111件	100人
	行政懇談会等への参加人数	0人(未実施)	46人	89人	0人	0人	200人
1-2節	地域に愛着を感じる町民の割合	82%	—	—	—	—	84%
	まちづくり学習会等の開催数	32回	33回	44回	63回	43回	40回
	人材バンク等登録者数	190人	延べ727人	延べ1,021人	延べ1,236人	延べ1,339人	延べ570人
	各種審議会等の女性登用率	33%	31.0%	34.0%	31.0%	32.0%	50%
	手上げ方式による事業実施団体数	0件	0件	0件	2件	0件	延べ10件 (年2件)
2-1節	家庭教育に関する講座数	6回	6回	5回	6回	6回	10回
	家庭教育に関する講座の参加者数	120人	120人	120人	168人	148人	150人
2-2節	南風原文化センターの来館者数	23,054人	21,794人	28,044人	20,325人	3,182人	28,000人
	(仮称)南風原大学受講者数	0人	0人	18人 (延べ18人)	11人 (延べ29人)	10人 (延べ39人)	20人 (延べ80人)
	スポーツ施設の利用者数	95,438人	95,439人	98,226人	97,511人	91,617人	100,000人
	スポーツキャンプ・合宿誘致件数及び利用者数	14団体 1,182人	19団体 1,434人	17団体 1,697人	18団体 1,705人	17団体 1,695人	20団体 1,500人
2-3節	学校生活が楽しいと感じている児童生徒の割合	小学校:96% 中学校:92%	小学校:92.5% 中学校:76.6%	小学校:92.7% 中学校:84.0%	小学校:93.1% 中学校:89.8%	小学校:88.6% 中学校:82.2%	小学校:99% 中学校:93%
	学校応援隊はえばるボランティア数	1,583人 (延べ人数)	1,747人 (延べ人数)	1,929人 (延べ人数)	1,719人 (延べ人数)	779人 (延べ人数)	2,000人 (延べ人数)
3-1節	小地域福祉ネットワーク組織数	16ヶ所	16ヶ所	16ヶ所	16ヶ所	17ヶ所	18ヶ所
	民生委員・児童委員の充足率	85% (H28.4.1)	77.30%	77.27%	68.18%	69.70%	89%
3-2節	特定検診受診率	48%	40.3%	37.3%	34.4%	30.6%	60%
	メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合	34%	36.5%	35.2%	35.5%	40.7%	28%
3-3節	待機児童数	188人 (H28.4.1)	194人 (H30.4.1)	208人 (H31.4.1)	194人 (R2.4.1)	40人 (R3.4.1)	0人
	子育て支援の取り組みについて満足している町民の割合	71%	—	—	—	—	80%
3-4節	障がい児通所給付支援件数	144件	195件	242件	328件	311件	177件
	障がい者就労サービス支援件数	159件	174件	179件	190件	190件	194件
	要介護認定率(要介護1~5)	13%	13.60%	12.54%	12.40%	12.40%	12%
4-1節	耕作放棄地又は遊休農地の面積	5.4ha	12.2ha	10.2ha	9.4ha	9.4ha	3.1ha
	認定農業者数	25人	23人	18人	21人	22人	30人
	地域農産物を含んだ学校給食の実施日数	47日/200日	64日/200日	75日/200日	63日/200日	41日/200日	75日/200日
4-2節	事業所数(経済センサス基礎調査)	1,422事業所 (H26年)	—	—	—	1,796事業所 (令和元年度実施)	1,600事業所
	従業者数(経済センサス基礎調査)	16,128人 (H26年)	—	—	—	—	18,000人
	創業相談数	11件	1件	3件	0件	12件	20件
	求職者への相談・紹介数	3回	17回	21回	17回	5回	90回

■第五次南風原町総合計画 各年度目標値進捗状況一覧

資料-9

指標名		現状値 (H27年度)	H29年度 実績値	H30年度 実績値	R1年度 実績値	R2年度 実績値	目標値 (R3年度)
4-3節	観光ツアー数	476人/8回	223人/12回	469人/17回	469人/12回	23人/4回	500人/12回
	観光ガイド人数(内コーディネーターガイド)	11人 (5人)	27人 (15人)	27人 (15人)	31人 (15人)	30人 (16人)	20人 (10人)
	民泊登録数	20家庭	36家庭	40家庭	40家庭	14家庭	40家庭
4-4節	琉球絃等従業者数	151人	171人	164人	162人	166人	170人
	新規担い手者数	9人	延べ29人 (年13人)	延べ41人 (年12名)	延べ50人 (年9人)	延べ60人 (年11人)	延べ48人 (年8人)
	琉球絃等生産額	152,532千円	152,016千円	165,370千円	146,836千円	144,667千円	214,600千円
5-1節	自主防災・防犯組織設立数	0団体	1団体	4団体	4団体	4団体	5団体
	地域・学校における防災訓練回数	10回	10回	17回	20回	16回	11回
	災害に強いまちづくりに関する取り組みへの町民満足度	35%	—	—	—	—	55%
5-2節	公園や緑地の保全や充実に関する取り組みへの満足度	44%	—	—	—	—	50%
	緑化に関する助成制度活用団体数	8団体	6団体	6団体	6団体	6団体	10団体
	下水道計画面積整備率(整備区域/全体計画区域)	49%	61%	61%	62%	62%	64%
5-3節	町道改良率(改良済延長/総延長)	69%	69.60%	69.6%	69.7%	69.6%	71%
	歩道拡幅や公的施設のバリアフリーへの取り組みへの町民満足度	26%	—	—	—	—	33%
6-1節	ごみ減量化 一人一日あたりごみ排出量(資源ごみを除く)	408g(H26年度)	423g	419g	418g	440g	402g
	環境学習の開催数	50回	95回	107回	62回	37回	53回
行財政計画	各証明書コンビニエンスストア利用率	10%	8.6%	8.6%	8.5%	14.3%	20%